

右條々堅守此旨不可違失者也。

元祿五年九月十日

城中勤番一卷

- 一、本丸大手門、持弓頭與力・同心可相守事。
- 一、二之丸大手門、持筒頭與力・同心可相守事。
- 一、本丸より搦手之分、組頭附與力・同心可相勤事。
- 一、二之丸玄關前門通、三之丸門其外兩所之木戸口、會所方奉行可支配事。
- 一、屋形之外侍番所本幕可打事。
- 一、玄關並門々及侍番所本提灯可燈事。
- 一、組頭・番頭・横目・使番・使役、晝夜一人宛可在城事。
- 一、組頭・番頭一人宛可致泊番事。
- 一、物頭一人宛泊り番勤之、晝之内者折々番所可相廻事。
- 附、組之與力晝夜勤番可申付事。
- 一、馬廻中代々晝夜可致勤番事。
- 一、火消役晝夜一人宛可詰事。

- 一、平生は限戌之刻番所可相仕廻事。
 - 一、勤番之諸侍已下不可參入他之番所、組頭・横目・使番・使役は格別之事。
- 右堅可相守者也。

元祿五年九月

同日、江戸。御夜詰御中屋敷に永井・中村・平田・中村_{布上下}・中村_{著用}參上。於桐の御間織部御側に被召出、御懇の御意の上、奥島三端・八丈島一端・判金三枚被下之。次に残る三人一所に御前に被召出、御懇の御意の上奥島二端・判金二枚宛被下之、各退出。今晚御拜領の御看、御吸物に被仰付の間、祝可申の旨御直に御意有之。則御小書院御勝手之間に於て御料理頂戴之。有賀甚六郎・永原治兵衛・齋藤吉左衛門・笠間又六郎、御座敷取持被仰付。御茶被下時分、御前に御試被遊下旨被仰出、各頂戴之。

九月十一日。飛驒高山在番の諸士江戸を發す。

〔葛卷昌興日記〕

九月九日。高山に上使淺野伊左衛門殿發足之事、兼而は延々沙汰候處、來廿二日發足、朔日彼地可爲到着候旨、今日俄申來。酉刻頃從御中屋敷御歸館、永井織部等發足候事明後十一日に相極也。但十九日金澤到着、中三日逗留、廿三日發足可仕之旨也。

九月十四日。今明兩日江戸邸に於いて能を興行し諸士をして之を觀覽せしむ。

〔參議公年表〕

利重は利直の誤

九月十四日。此日江戸兼日被仰出の通御能拜見、御小將・横目已上參上、大御料理の間上二汁の間に於て御料理五菜被下。兼ては今日と相代り拜見被仰付等の處、明日正甫朝臣・利重主・主膳君・采女殿御出被遊筈に付、御中入の時分に御料理頂戴。

初座左一番。前田權佐・岡島市郎兵衛・菊池十六郎・竹田五郎左衛門・生駒傳吉・三好助左衛門・杉江奎左衛門。

右一番。有賀勤六郎・高田十郎兵衛・永原治兵衛・原三郎左衛門・堀勘左衛門・富田四郎兵衛・渡邊源兵衛・大原五郎左衛門・高田久兵衛・九里甚左衛門・井上三太夫・前田兵右衛門・奥村勘左衛門・村惣次郎・齋藤吉左衛門。

後座左一番。土方勘解由・伴源兵衛・西尾忠三郎・稻垣三郎兵衛・生駒右近・葛卷權之佐。

右一番。野村與三兵衛・奥村市右衛門・篠原刑部・河地八郎兵衛・丹羽七郎左衛門・中村市郎左衛門・北川八郎左衛門・武藤判右衛門・津田造酒・笠間又六郎。

但今般御料理被下次第、當春安房守殿・駿河守諸大夫に被仰付御祝之。兩座共に御吸物被下候。已後塗三方土通、萬端可相心得旨被仰渡。御料理頂戴、服紗小袖・布上下着用之。

器・御肴一飾宛兩上座に出、前田備前・多賀信濃・玉井勘解由出席、何も祝候而御酒給可申旨御意の由被申述、巡盃に御銚子納。御茶菓子・御茶被下、御給仕・御小將・御射手・御異風・御馬廻新番等也。但今日御能不遊。御能相濟、一統頭並已上、大御料理の間上二汁の間に列居御目見被仰付。今日狩野家の者伯圓・即譽・春悅三人參上、御縁類通にて一所に御目見被仰付、畢而退去。各爲御禮於竹の間御帳に付、明十五日平士の分拜見被仰付等の處、餘り大勢に付、今日も分け候て拜見可被仰付旨、若年寄中被申渡。御小將組六十人、御馬廻組四十二人、組外・御射手・御異風・御醫師・御茶堂坊主頭合三十七人、御馬役五人、頭並已上四十人、都合百八十四人也。但平士の分御料理三菜於御臺所被下之、御能終日拜見被仰付。

十五日、江戸。辰下剋御能初。御能前御拜領の御繪、御小書院御床前に御机の上に被指置、年寄中初御小將・横目已上拜見被仰付。昨日は御自身御能不被遊處に、今日御自身御能被遊、頭並の面々一統罷出拜見被仰付。今日御能拜見の人々。

二十五人 十四日御用懸隙入之御小將。

二十九人 諸組之小頭三十人頭、並牧又七郎・和角兵助、新番五十四人。右之分御料理被下、御能終日拜見。

二十五人 諸組之せがれ共、御臺所に於て食事仕、終日拜見。

百八十七人 與力並御歩・御算用者・御料理人・御小人頭但此分朝晝と代

右之通詮議の上相極。但新番已上の面々、御小將・御馬廻一統に御臺所上の間に於て御料理

一汁被下。諸組のせがれ右同事、
三菜被下。一統服紗小袖布上下。

九月廿一日。前田綱紀吉川惟足を江戸邸に召して神代卷を講ぜしむ。

〔前田貞親手記〕

九月廿一日

一、吉川惟足朝五時前參上、於御小書院御對面、御料理以後、神代之講談御所望に付、年寄中・若年寄中及有合候頭分以上聽聞被仰付、各布上下着之。但當春大學頭令參上講談承候頭分以上何れも罷出る。

一、講談以前惟足書物並見臺、御勝手より二段に田中平丞指出。其已後御前之書物御机にのり、御小硯御机之下段に載、葛卷權佐指出。相濟候而御書物御手自被爲持之、被爲入御机、御硯等權佐持退。

但、年寄中・若年寄中不及書物、覺書机の上に指置、御小書院御勝手御敷居際に、右列居聽聞之。

一、今日惟足に翁御傳受被遊由之事。

九月廿四日。飛驒高山在番の諸士金澤を發す。

〔改作所舊記〕

元祿五年九月廿四日飛州高山城請取御用永井織部等罷越に付、宿々人馬數覺。

九月廿四日 金澤發出

一、七十疋 乘下馬。 一、百疋 駄荷馬。 一、五十人 人 足。

同 廿五日

一、百五十疋 駄荷馬。 一、三十人 人 足。 一、十人 から尻馬。

金澤 津幡 竹橋

右當廿四日永井織部其外何茂當地罷立候。廿五日に御荷物も被遣候條、御支配所駄馬之外不足分寄馬可有御申付候。

九月廿一日

御算用場

渡邊喜左衛門殿

永原權丞殿

右申來に付、近在より寄馬、廿四日之馬は廿三日晝より廿四日迄、廿五日之馬は廿四日之晝より廿五日迄、明後廿四日飛州に發足之面々に相渡候馬、當町並御郡より寄馬共に一所によせ置、馬請取に參候方々へ渡可遣儀与存候。其裁許人小右衛門殿御手合、並御郡方には十村

に而も罷出致裁許候様御申渡可有之候、以上。

九月廿二日

御算用場

和田小右衛門殿

渡邊喜左衛門殿

永原權承殿

九月廿七日。前田綱紀江戸を發して歸國の途に就く。

〔參議公年表〕

廿七日は九月

廿七日江戸寅下剋御機嫌克御發駕如例御泊付。

廿七日 御晝 浦輪 御泊 桶川

廿八日 御晝 熊谷 御泊 本庄

廿九日 御晝 板端 御泊 坂本

十月朔日 御晝 追分 御泊 田中

二日 中休 鼠宿御晝 矢代 御泊 善光寺

三日 御晝 野尻 御泊 荒井

四日 御晝 名立 中休 御泊 能生

五日	御晝	青海	御泊	境
六日	御晝	舟見	御泊	魚津
七日	御晝	東岩瀬	御泊	高岡
八日	御晝	石動	御泊	津幡
九日	御晝	金澤		

十月三日。飛驒高山の在番永井織部等幕吏よりその城の引繼を受く。

〔葛巻昌興日記〕

廿四日は九月

永井織部以下高山に被差遣面々者、廿四日金澤發足、同廿七日飛州古川參着。淺野伊左衛門殿朔日御到着に付、前夕織部高山迄罷越、朔日伊左衛門殿御旅宿へ罷越、三日に御引渡可有之由にて、則出雲守殿家來にも御引合、三日朝首尾能御引渡相濟之旨、飛札を以注進之。委細之儀未能承知、追而可記之。

〔葛巻昌興日記〕

高山城引渡相濟在番之事、御使札を以御老中方に被仰達也。其趣。

一筆致啓上候。飛州高山之城者、三日淺野伊左衛門殿被引渡之、家來者共勤番仕候之由、從彼地申越候。右之段爲可申上捧使札候、恐惶謹言。

加賀藩史料 第五編 元祿五年

十月六日

松平加賀守

大久保加賀守様

阿部豊後守様

戸田山城守様

土屋相模守様 人々御中

牧野備後守殿へも別に被遣之也。柳澤出羽守殿は於彼地御伺之上爲可相認、御判紙被差遣之。

十月九日。前田綱紀金澤に着す。

〔政隣記〕

九月廿七日江戸御發駕、十月九日寅刻御着城、巳刻御宮・御佛殿・寶圓寺・天徳院・如來寺御參詣、且江戸之御禮使今枝民部直方人持組領一萬四千石也如御例に而同日發足。廿一日江戸參着。廿八日登城、御太刀獻上。次に自分之御太刀も献之、御目見如例、御時服三拜戴之。十一月五日江戸發、相願東海道より十九日金澤歸着。

十月十七日。家中中川采女の改名願を許可せざることを決す。

〔袖裏雜記〕

中川采女儀、前田采女様御名に指合申候條改申度由私迄申聞候。其通に可申談候哉奉得御内

前田采女は
大聖寺侯利

直の弟利昌

意候、以上。

十月十六日

本多安房守

右之通若年寄中可申聞候。

何茂存寄一圓無之由、左候は、年寄中へ可有演述候。手前中勘之趣承之、其上にて可相定候。但前田大和守殿事、同右近殿事、美濃殿と申時事、御三人方庶流事、松平越中殿、土佐殿事。右之品々可有僉議候。可改名は、

手前嫡庶共の名、大藏殿・飛騨殿御三人方御嫡子の名、肥後殿・安藝殿嫡子名。

但岩松殿男子有之候時は孫也。是は嫡庶共に可憚也。

件之外可憚名不存付候、以上。

中川采女名改可申哉之旨、安房守窺候紙面に御加筆拜戴仕、被仰出之趣御尤奉存候。前田采女殿与申儀に奉存候。左候へば中川采女改申に不及儀に御座候。御加筆指上申候、以上。

十月十七日

本多安房守

村井出雲

奥村因幡

前田駿河守

十二月十五日。諸士をして前田綱紀の將軍より得たる諸物を拜觀せしむ。

〔政隣記〕

十二月十五日、一昨十三日依召登城、御廣間竹之間に懸、人持並組頭・物頭・番頭・御小將・横目以上列居、年寄中御列座駿河守左之通演述。

於江戸段々御結構成御仕合、品々御拜領被遊、御姫様御縁組被仰出、諸大夫も被仰付。依之明後十五日御拜領物拜見被仰付、御能被仰付、御料理可被下候由御意に候事。

右に付同日御大老衆・御年寄衆迄は爲御禮可參由に而、各廻勤。依之今十五日御小將・横目以上登城、御廣間・竹之間・櫻之間に而御料理被下之、御能見物被仰付。御上段下之間御襖障子明け、四五人程宛罷出、御道具御給・御匂釜・御料紙箱・御硯箱・御香爐也。上段御床之上に有之。拜見。御能暮頃相濟、御小將・横目以上熨斗目、其外御かよひ服紗小袖・布上下。

今日不及御禮候、明十六日五時より出、御禮申上、直に御老中方に可相廻旨、御横目を以御用番被仰聞。

十二月十七日。本年收穫の米穀乾燥不十分なるを以て納租に對して便法を講ぜしむ。

〔司農典〕

當秋立毛早速刈取、野仕廻後れ手間不申様兼而申觸置候得共、十月末より天氣惡敷候故歟、十村組に寄、依村に稻干後れ、粃和らかに而米に難仕、又者米にいたし候得者和か米に而、御代官並所々藏宿・御給人内藏納之分、はか取不申旨聞及候。皆濟日限も漸近寄、大事之儀に候得者、何も十村並御扶持人、勿論油斷有之間敷儀とは察候得共、右之仕合に而埒明兼候哉、例年時節應候得者、皆濟案内仕組々人數少相見候。

一、右粃和かに有之を米に仕候而は、百姓之大分費に罷成、其上御代官並藏宿共請取候而も、春に至り米損可申哉与存候。第一皆濟手搦申儀不能成事に候。左候得ば所に寄于今干兼申粃有之、米に不能成候はゞ、粃高何程百姓人之手前急度致吟味、應粃高其村之内手寄宜敷所は粃寄置、盗人火之用心等堅縮仕置、扱御代官並所々藏宿共は、十村預り證文に廻り口御扶持人加判仕遣之、御代官より皆濟狀を取可申候。藏宿より者給人は之預狀を取、如毎々皆濟狀夫々百姓共受取出候様可申付候。

一、來春三月中に、右濡粃干立米に仕、請合申面々に急度爲斗可申候。當暮濡粃有之に付、春迄預證文を以相延し申儀不宜事に候得共、右之仕合に候得ば指當り手間申儀に付如此に候。不及申に候得共、可成程者年内納に可仕候。一々村粃高多納置候而者、來春米に仕儀百姓共耕作之障に罷成、其方共手間入可申候間、粃縮之儀來春米に仕儀、成程勘辨いたし候儀肝

要に候。第一百姓共心得悪敷罷成、其方共改作之筋を取失不申様に与了簡可仕候。右之通糶納仕儀、拙者共不宜儀与は相考候得共、自然渴廻り村々、又者山入村々濡糶指當り干申儀罷不成、手問申儀可有之与存、此節手問申所少々糶而縮仕置、來三月急度米に爲致藏入可仕旨致言上候。依之所々町御奉行・御郡奉行に者、御算用場より右之族被得其意候様に御申觸候。尤給人中に御觸可有之候得共、皆濟餘日無之候故、所々町御奉行・御郡奉行より、給人米納之儀下代共にも紙面之通可被申達旨申參候。糶預可仕村々、其方共證文持參仕、御代官並藏宿手前御觸之趣可申述候。皆濟日限之儀彌以最前申觸候通に候間、無相違注進書付可指越候、以上。

十二月十七日

- 園田左十郎
- 毛利又太夫
- 脇田知右衛門
- 堀孫左衛門
- 鶴見三之丞
- 中村助左衛門
- 中村四兵衛

能登郡十村・御扶持人中

追而やわらか成米も有之由、此分者印を仕積置、來春干候而斗り置候様可仕候。此段も、御代官・藏宿並給人・米納候人々にも可被申達旨、町御奉行・御郡奉行に御算用場より申參候。但やわらか成米藏入仕、來春大損いたし候而は如何与存候間、無心許分は糶日毎に其方共縮仕置候而、證文出候様にも可仕候哉、可然勘辨可仕候、以上。

十二月二十日。老臣奥村時成歿す。

〔參議公年表〕

十二月廿日、伊豫氣分爲御尋、村宗次郎愛清御使番 四百石被遣。

同日亥剋奥村伊豫時成人持組頭兼大卒。四十歳。九歳。葬于八坂永福寺。法號淨光院。含空冥照。納于野田山。

廿一日井上三太夫一貞御使番 三百石を以て、奥村平次郎有輝並類中に、時成病死御悔被仰遣。

元 祿 六 年

正月朔日。前田綱紀金澤に於いて老臣等の祝賀を受く。

〔御年表〕

元祿六年元旦公御直衣・風折御烏帽子を御着、兩大夫の御禮を請させらる。本多安房守政長・

前田駿河守孝貞布直垂を着し御禮。横山筑後正房布衣を着し伺候。前田權佐素襖を着し披露。御小將兩人素襖を着す。

正月七日。捕鳥の爲に長き藪撥を用ふるを禁ず。

〔參議公年表〕

御鷹場之外にはごさし申事、惣而小鳥はご八寸より長きは御停止候處、頃日長きはごをもさし、小屋など懸居申儀も有之候。向後右之族無之様にと、御横目衆被申渡候條、被得其意、各御家來迄急度御申渡可有之候。御披見之印、御名之下御判形に而可被指越候、以上。

癸酉正月七日

正月十五日。十村の城中に於いて高足を許され及び祝儀に料理を給はる起源の下問に答ふ。

〔十村勤方類聚〕

御扶持人十村御城中高足仕候儀、並御料理頂戴被仰付候年號御尋に御座候。高足之義者留も無御座候得共、私共先祖慶長年中より十村役被仰付、正保之頃より御改作之儀被仰出候御様子に而、右御用相勤御城中被罷登、小松御城御夜詰等にも罷上候。御次にも罷出、承應元年戸出村又兵衛・田中村角兵衛十村頭被仰付、同二年右兩人御扶持頂戴、同年御馬・御籠等も拜

戸出は越中
彌波郡

領被仰付候儀、先祖之者共留書之中に御座候。右之趣に而御次等にも度々罷出申儀に候得者、高足仕候義与奉存候。

一、御料理之儀者、右御城中に罷登り候節御賄被下候由傳候得共、御祝御料理被下候留、寛文以前見當不申候。寛文三年より正保四年迄御扶持人・十村御目見被仰付留書之内。
一、當十三日私共中間之者共御祝被爲下候に付、私儀氣分惡敷罷登り不申處、御肴被爲下難在忝奉存頂戴仕申候、以上。

元祿六正月十五日

戸出村 又 八

御改作御奉行所

正月廿八日。御算用場より舟改人の起請文案を示す。

〔岡部舊記十種〕

天罰起證文前書之事

一、大阪登江戸廻御米積申地舟・上方舟着岸之刻、私共舟改人に被仰付候。地舟・上方船共依估量負不仕、有躰に見分仕、聊御後圓儀仕申間鋪候事。
一、地舟・上方舟共、年數七ヶ年より古船着候者撰出可申候。假令雖爲新造、舟板・釘鉸等能相有之船、又は痛船杯を繕ひ、よわみに相見え申船有之候は、可申上候事。

加賀藩史料 第五編 元祿六年

水子は水手

- 一、地船に米高千石より多爲御積被成間鋪候。自然千石積より大船、且又上方船六・七百石積より大船有之候はゞ、御案内可申上事。
- 一、上方船・地舟共に、船頭並ちく船乗廻、其外諸事不案内さう成仕形候はゞ可申上候。水子等も年寄歟若輩成者共、人数之内仕候得者不宜候間、此儀も可申上候。綱・碇・帆柱崩其外船に應申道具持參不仕候はゞ、是又可申上候事。
- 一、本舟並其外積入申候諸道具直段付帳、出船奉行より請取、夫々見合、直段相違之品候はゞ可申上候事。
- 一、右品々見分仕、相違之儀候はゞ、出船御奉行へ其通秘御案内申上置、追付各様に御案内可申上候事。

右之條々少も於相背者忝茂——。

別紙三通御見届御寫置、御判形候而先々へ御廻、落着より可有御返候。

正月廿八日

御算用場

各々中

正月晦日。新村を建つる場合の手續を示す。

〔改作所舊記〕

是月は大盡なり

向後御郡中新開所、新村を願候而村名御改候はゞ、組切其村名書記、奥書御郡奉行に被相達可被下旨相調、宛所改作御奉行にて書付可出之候、以上。

正月晦日

改作奉行

加州・越中・能州十村・御扶持人中

二月八日。石川郡の十村等組下の打銀に關する慣例を上申す。

〔改作所舊記〕

- 一、御門松並野老・橘・根引松、毎年金澤近在山方より持參仕上申候。日用銀跡々より出し申儀無御座候。
 - 一、御門松杭木は、劍組・吉野組より出し申候。山方より出し候へば入用懸り申に付、金澤に而調、組中一統に銀子に而出し申候へ共、十村手前の銀子取立不申候。
 - 一、作食米積藏地子米之儀、所により百姓共より出し申候へ共、御藏番人方へ遣し、番人方に而集、地方に相渡申候。十村方へ集相渡不申候。
 - 一、堂形米出し申砌、飛脚賃百姓方より出し申儀無御座候。
 - 一、紙代銀組下より爲出、名代方に取立申儀無御座候。
- 右之通に御座候。惣而私共組下に打銀、十村並手代方へ自分に打懸取申儀無御座候、以上。

日用は日備

元祿六年二月八日

田井村 次郎吉 福留村 間兵衛

野々市村 庄左衛門 劍村 又七

熱野村 久兵衛 村井村 與三兵衛

御郡奉行宛所

二月十四日。十二月より翌年三月中は作食藏に番人を置くべきことを命ず。

〔改作所舊記〕

一、作食毎年十二月相納、翌年三月迄段々貸渡申候。然者十二月より翌年三月迄四ヶ月之間、作食藏一ヶ所番人一人宛相立、堅固に相守可申候。四月より十一月迄八ヶ月、一ヶ月之内一兩度程相廻り、ゆきがき又は惣廻り垣等も盗申か、藏のげんくわんに乞食も臥不申様可仕候。尤其村中へは申付、不縮無之様に可申付事。

右之通に候間、右四ヶ月之間日用銀、御藏一つに付何程宛と書記、入札相調候様可有御申觸候、以上。

二月十四日

名判なしに出候

二月十九日。四ヶ年前獅子土藏の盜賊に罹りたる際泊番たりし士を罰す。

四年以前十月十六日
は元祿三年三月十日
十一月三日
の誤なり同日
四年九月廿四日
條參照

〔參議公年表〕

二月十九日閉門被仰付。定番御馬廻百七十石津田采右衛門・同百石永井藤右衛門。

四年以前十二月十六日、東の御丸御土藏番人として泊番の處、賊大工平佐金銀盜取の處、其砌不相知、大銀奉行大場源太夫・富田彌兵衛及御預、其後閉門被仰付置の處、今般賊露顯の上、其夜泊番故兩人今日及此沙汰云々。

三月四日。金澤に於ける豆腐請賣營業を禁ず。

〔國事雜抄〕

町中豆腐うけ賣之者共手前、うけ賣事寄不埒之族有之、紛敷躰候間、向後請賣不仕候様急度可被申渡候、以上。

癸酉三月四日

和田 小右衛門

水越八右衛門殿

長井源兵衛殿

今村次郎左衛門殿

松宮吉之佐殿

三月四日。鳶鳥等の巢を拂はしむ。

今月は三月
なり
元祿五年正
月四日條參
照

〔政隣記〕

今月四日爲、鳥巢彌懸不申様取拂可申旨被仰出候條、隨分見分取拂候様可申付候。若又巢懸置卵等見付候歟、又は最早子に成有之候はゞ、其儘に差置、巢立候様可仕旨觸有。

三月九日。半田惣兵衛飛驒高山在番の命を取消さる。

〔參議公年表〕

三月九日白書院杉戸の内年寄中列座、月番因幡、半田惣兵衛景弼被申渡趣。恒川七兵衛・大橋長兵衛罷出る。

高山在番へ被遣候人數等申上候趣、不宜被思召候間、惣兵衛儀高山へ被遣間敷候旨。依之先自分に御番等遠慮可仕候。但組中觸遣等、御番指引之儀も、惣兵衛同役御用番より相達可然候由。

三月十八日。本日より白山比咩神社の十一面觀音像を金澤の大圓寺にて開帳す。

〔政隣記〕

三月十八日より泉野寺町於大圓寺、白山之御宮十一面觀音開帳。但前記之如く加越寺爭論之

山なる處に、去年於江戸又僉議有之に、泰澄大師自筆之緣起に加賀國白山寺有ゆる、加賀之白山に相極る。扱從桂昌院様御建立被仰付に付、加賀口より登山之道損じを作り直し爲可申、奉加に持參開帳有之由也。

三月廿三日。大坂への登米を量る爲升取人を置かしむ。

〔司農典〕

一、升廻俵升取人、大阪に而は船頭方より出之候。然者於出船所に升廻之刻者、御代官より升取人取極可申儀に候條、當酉年より右之通御代官中御申渡、人迄究、各及案内に候者、各御横目相見を以、誓詞御申付、升取可被申付候。

右之通今般相改、出船奉行の覺書記之相渡候間、升廻之刻一浦切代官中、升廻人相談候而、一兩人其方共より相究置、爲致誓詞、一人充爲相勤可申候。日用銀出船奉行より相渡筈に候。且亦古米升廻にも、右之者共相勤申筈に申遣候間、其通升取人可申聞者也。

酉三月廿三日

御算用場

羽咋・能登・珠洲・鳳至四郡

御扶持人・十村・山廻り・鹽懸代官中

三月廿四日。収納蔵は小破の際之を修繕すべきを諭す。

〔改作所舊記〕

毎年御藏等破損所々修理、御大工見立之、延引難成所々、段々修理被仰付候。然所に近年は次第に修理數多罷成候故、今年は屋根大破之所、又は外圍縮無之候而不叶所迄修理有之、其外は先其分に仕置候様被仰渡候。就夫御藏屋根等、風に而少々吹まくり申様成刻は、其古板を以繕ひ候へば暫續申族有之候。且又御藏雪垣おさへ等はなれ破損仕刻も、繕ひ候へば右同前に候。依之向後は御藏奉行、並御代官十村・御藏番人常に心を付候而、切々見廻、少々之破損手入を以相叶候程之儀は繕ひ、大風大雪之節も無油斷早速相廻、不致破損様可申渡旨、御年寄衆被仰渡候間、右之趣御代官並十村・御藏番人に可有御申渡候。乍然修理を御頼と申儀に而は無之候、以上。

三月廿四日

御算用場

渡邊喜左衛門殿

永原權丞殿

四月二日。村々に五人組を立て幼兒を登録して捨子の弊を除かしむ。

〔改作所舊記〕

捨子無之様縮之儀、先頃其方共へ爲中間之通、於村々五人組立置、出生退轉相改、帳面に記

四月七日。半田惣兵衛の高山在番を免じたるを以てその士卒を藤田平兵衛に屬せしむ。

〔參議公年表〕

四月七日、半田組の面々、今般藤田召連高山在番に依て、右組の面々自分組同事に可存旨、藤田に被仰渡、組の者も無異心藤田下知に可隨の旨、於竹の間被仰渡、各登城。各布上下

四月九日。先に皇子の降誕を賀する爲京都に赴きたる使者歸來す。

〔政隣記〕

四月九日、皇子降誕に付京都御使、御先手奥村湍兵衛被遣候處、今日歸着。但三月發出。

四月廿四日。大聖寺侯前田利直婚儀を舉ぐ。

〔參議公年表〕

利重は利直
の誤

四月廿二日江戸。利重主の酒井左衛門尉忠真朝臣羽州庄内十四萬石より、御婚禮の御道具被遣、御屋敷御長屋際通警固出之。

〔參議公年表〕

四月廿四日江戸未剋利重主の御輿入、酒井左衛門尉忠義朝臣女御屋敷御長屋際通爲警固、上木七郎右衛門・辻長右衛門各割場奉行罷出、菊池十六郎儀は利重主の相詰。

四月廿六日。飛驒高山在番の士藤田平兵衛等金澤を發す。

〔政隣記〕

一、二月高山在番永井織部爲代、半田惣兵衛可被遣旨被仰渡候處、子細之事共有之候而、惣兵衛被遣間鋪旨三月八日に被仰渡、惣兵衛代藤田平兵衛可被遣候。組は惣兵衛組可召連旨被仰渡。四月廿二日在番之人々御歩以上御襲膳被下、御能拜見被仰付、御前にも二番御舞。廿四日御條目等御渡、拜領物被仰付。翌廿五日發足之處、一日逗留有之、廿九日高山着。晦日交代相濟。

五月二日。金澤町奉行、藤内頭の來歴を上申す。

〔金澤古蹟志〕

三月八日と
あるは九日
なるべし

仁藏三右衛門來歴

舊藩中は仁藏・三右衛門とて藤内頭を勤、代々藤内共を裁許し、此外非人穢多の類も裁許せり。元祿六年五月舊藩五世參議中將綱紀卿穿鑿し給ふに依て、金澤町奉行和田小右衛門より言上書如左。

覺

一、藤内穢多同類に而者無御座、筋違申候。穢多は藤内より下輩之者に而、藤内も縁與等不申合由申候。藤内頭は犀川下に罷在、仁藏・三右衛門と申者、御分國中之藤内支配仕候。附り、先祖より藤内と申名之子細は不奉存候由申候。

一、穢多之義は御當國・能州御兩國分、淺野川下淺野領罷在候。甚太郎・九兵衛と申者支配仕候。越中は、彼地戸出領に罷在候孫右衛門と申者支配仕候。

一、穢多は牛馬之皮を剝、滑革など仕候。藤内は牛馬之皮剝、滑皮など仕儀は無御座候。先年御鷹之餌犬打申時分は、右犬之革剝置、穢多方に賣拂申候。

一、穢多共之儀、毎日諸方欠廻、牛馬共に死申を革を剝申候。自然先々より、牛馬等死申儀爲知申儀も御座候。左様之者には少々宛物をも遣由に御座候。

一、藤内は公事場の相詰、拷問・殺害人等之裁許並掃除など仕、且又磔・獄門・さらし者・町中

縁與は縁組

欠廻は廻廻

渡者・御追放者等之刻も、罷出相勤申候。火事之時分は仁藏・三右衛門御當地之藤内共召連、公事場の罷出申候。穢多は右之役儀相勤不申候。

一、乞食之義は藤内・穢多之筋に而者無御座候。然ども藤内頭仁藏・三右衛門支配仕、札を相渡、爲致乞食申に付、小頭を抱置爲致裁許申候。

一、物よしは乞食与違申候。則物よし之内七兵衛与申者、先祖より代々支配仕申候。五節句並御家中町方共に、祝儀々間敷儀に祝儀を申請る迄にて、常々乞食不仕候。付、人多に罷成候へば渡世仕兼申候故、子孫等無病成者共は、物よし方に罷在ながら、朝夕乞食仕に付、左様之者は仁藏・三右衛門方より札を渡し支配仕候。

右藤内頭・穢多頭に相尋申趣如此に御座候、以上。

五月二日

和田 小右衛門

〔金澤古蹟志〕

物吉之來歴

金澤町會所留記に載たる元祿六年五月異種徒取調書に、物吉は乞食と違ひ、則物吉の内七兵衛といふ先祖より代々支配せり。佳節吉事の節は武士町方より祝儀を申請るまでにて、平常乞食は致さずといへども、次第に人多に成渡世致し兼る者は、朝夕乞食をなすに依て、此分

は藤内頭仁藏・三右衛門より乞食札を渡し支配仕とあり。又文政七年五月藤内頭へ尋問答書には、癩癩といふは身分の本名にて、武士家町方等吉事の節は、物吉の名目を以て手の内勤進仕り、或は無宿者にて癩病など煩ひ乞食する者あれば藤内頭より乞食札を渡し、かつたひ共へ引渡し、彼等の垣内に指置せ、又門下・橋下などに癩者果たる時は死體引渡したる、是前々よりの格合なりとあり。按に癩癩はかつたるにて乞兒なり。(中略)今吾金澤にて古來物吉と呼び來れる者共は、則彼癩人の胤孫なるによりかつたるともいひ、また穢多・非人どもと異なりといへるなるべし。龜尾記に云、かつたるを俗に物吉と云、其初め何者の子孫たる事を知らずといへども、二族ありて九位之介と相模との兩族に支別せり。今は相模・七兵衛といふ者名主たり。いにしへかつたる筋の者をば爰に放ちたるならむ。毎年十一月朔日より十日の間めんば祭とて宴會をなす。其所業癩病に伏したる真似をなして、さて此上は吉左右のあるべきやうにと祝言にするを古來のならばしとす。是らにても知られけりといへり。平次按に物よしと名に呼べるも、吉左右を祝したるもの也。春駒といへるもの、祝言にも物よし侍ふといへり。物吉の嘉名を負へるも由縁あることなるべし。

五月四日。舟改人に船具の善惡を調査せしむべきことを命ず。

〔岡部舊記十種〕

上方舟之船具等直段、木屋五兵衛・升屋市郎兵衛方より出置候帳面の内、直段附を見届善惡相辨候様に、最前舟見分之者共誓紙前書にも爲御調候。地舟之分は、船帳の内直段付も有之由申候。上方舟之分は、前々より於大阪爲船分算に船具直段付、追而彼地御奉行迄出格に候。依之來年よりは、此方にも右直段付取寄可申候間、今年者舟具其船相應不相應迄見届候様に、船見分之者共に御申渡可有之候。御判形候而先々早々御廻落着より可被相返候、以上。

五月四日

御算用場

高島彦太夫殿

大石彌三郎殿

今井源六郎殿

石川三丞殿

長瀬善左衛門殿

右御算用場紙面之通得其意、船持共舟見分之者共にも可申渡候。此書狀判形候而可相返候、已上。

大石彌三郎

今井源六郎

羽咋郡・能登郡十村

五月四日。飛驒高山在番の士永井織部金澤に歸る。

〔政隣記〕

一、五月四日永井織部等金澤に歸、同六日御目見、同廿六日御能拜見、御料理被下之。

〔參議公年表〕

五月六日高山在番の面々御目見、布上 午剋表御居間に御出、長圍爐裏の間御縁通にて永井、

其次中村正政・橋爪忠景、其次湯原應信・中村庸信・平田成恭・中村子順三切に御目見。七人共に
脇指取之 右御禮の内御奥書院二の間、御馬廻・組外並居、上の間、御出一統御目見、各脇指
取之 右畢而永井

初七人の頭分、孔雀杉戸の内列居、年寄中列座、因幡御意の趣演説。

何も高山在番之内全相勤、御満足被思召候趣段々被仰出有之、於彼地御扶持方之儀、御大法之通被仰付候得共、高山之義は邊土にても在之候故、指問申儀も可有と被思召候に付、江戸御扶持方之通、末々之者迄被仰付候。今般不足分可被下旨被仰出候由御申渡、各御請上之候。御扶持人之外、町醫師・馬醫等も可爲同意候。相果申者は、又者之外は其子・其妻に可被下候。亂心又は不届之儀在之相返候者は、不及御沙汰候。御扶持方有人之通被下候はゞ、今般不足分も可爲其通旨被仰出候由。

五月十日。前田綱紀謠曲にある中將の語に就いて心得を諭す。

〔續漸得雜記〕

一、御能半部、源氏の中將と申事直し申間敷候。惣而何々の中將と申類は、其儘謠可申候。清經に是は中將殿の黒髪と申類は、必謠替可申候。權兵衛・喜太夫等勤申時分は、人々流に候條各別に候。尤難心得儀は相窺可申旨被仰出候。元祿六年五月十日

五月十三日。能登に於ける藤内・穢多・乞食・物吉の事情を調査報告せしむ。

〔元祿享保聞留記〕

藤内・穢多・乞食・物よし等之儀御尋に付、當地藤内頭・穢多頭召寄様子相尋、當所之儀者有増埒明申候。金澤邊非人共儀は、當地藤内頭三右衛門・仁藏支配仕、札を相渡爲致乞食候。御支配に罷在候乞食共は、支配人も無御座候哉。組頭立たる者有之支配仕候哉。左候は、何方誰と申者如何に支配仕候哉。委細御聞届様子可被仰聞候。

付札。能州に者、家持候非人乞食無之由に而、非人頭と申儀は無之由、而々跡々より申候。彌其通りに候哉。

當所は金澤

四郡は能登なり

一、今度乞食に札を渡候に付、四郡に四人藤内を相極、札を渡迄一通に而、非人頭と申儀は有之間鋪様に存候。去共盜賊御奉行衆非人頭と御申付候哉、其段委細承知可申越候。札を渡申外乞食共致裁許者候哉、此段も委細に可申越候。左候へ者其者の各住所委細に書記可指越候。

一、穢多之儀者、越中戸出に罷在候孫右衛門と申者支配仕由に候。當國・能州兩國は、當地に罷在候甚太郎・九兵衛と申者支配仕由に候。彌左様に御座候哉。道筋等に革細工仕置、賣申者も有之候。此等も穢多之内に候哉。但穢多に而者無之候得共、常之者は出合等も不仕下輩之者に而、縁組等にも忌申候哉承度候。

付紙。穢多之儀此紙而之通に候哉。但能州者替り候哉。當御地甚太郎・九兵衛外に別人支配仕候哉。左候へば其者之名住所委細書記指越可申候。

一、物よし支配人之儀も、右同事に而者無之儀可被仰聞候。各々申談、奥に書付可上候旨御座候故如斯御座候。委細御聞届早速御書付可被遣候、以上。

付紙。物よし支配人御紙面之通に候哉。但能州は別人支配申候哉。此支配人之様子委細に承届候者之名住所具に書記可指越候。

五月十三日

和田 小右衛門

三輪七左衛門

大石彌三郎様

今井源六郎様

右町奉行より紙面、此方付紙いたし遣候間、委細之様子早速可申越、此書狀判形候而可相返候以上。

五月十四日

大石彌三郎

今井源六郎

令 助	七郎右衛門	市 樂	兵 衛
太左衛門	太 間	平兵衛	勘 七
與 市	彌五郎	彌 六	

五月廿二日。諸士の長屋又は請地に住する者をして捨子を行はざらしむべく取締ることを命ず。

〔參議公年表〕

先月廿二日御年寄衆被仰聞候者、捨子向後無之様縮之儀、町方・郡方被仰渡候處、五人組を立、其町其村之出來退轉を改申候。侍中長屋或は請地などに妻子持候家來可有候間爲心得被

仰聞候由。各家來請地・長屋等に被指置候者候はゞ、生死並養子等遣候儀、其主人々々より聞届可被置候、以上。

六月六日

半田惣兵衛

五月。捨子を防ぐ爲にする縮り帳の形式を定む。

〔加藤氏日記〕

捨子之義に付縮り帳 元祿六年 何郡何村

表紙なり

- 一、御觸之分不殘前に書。
- 一、百姓・頭振・醫師・浪人・座頭・こせ・舞々・藤内・かわた、不殘縮可仕事。
- 一、村々肝煎・組合頭並五人組より成仁之子供者指除、自今以後七歳以上之子供帳面に記可申候。勿論懐胎之者是又帳面に記置、出生仕候はゞ其段書載可申候。半産之者委細書記可申事。

一、養子に遣し申者は、其村肝煎より送狀を添可申候。勿論貫申者送狀請取、其村帳面に書載可申事。

一、奉公仕罷在懐胎仕候はゞ、主人方より縮仕、則主人裁許之肝煎組合頭は相斷、帳面に書載可申候。懐胎之内隙をもらひ候はゞ、主人方より其者村肝煎・組合頭は、懐胎仕旨相斷可申

七歳以上は
以下の意な
り

事。

一、主人方に而子を生申者隙を出候はゞ、送狀主人方より之帳面に書載置申に付、其品勿論申斷書加可申事。

一、奉公仕者七歳以上之子供持候はゞ、其村肝煎より送狀を添可致奉公事。

一、他所に行越申者は、懐胎之女、七歳以上之子供、送狀に書載遣可申事。

右捨子不仕候様に先年被仰渡奉畏候。自今以後彌捨子不仕候様五人組を相立、急度頭書之通相守可申候。自然不沙汰之仕合御座候はゞ、其者之儀者不及申、五人組共曲言に可被仰付候。則七歳以上之子供並懐胎之者書記置申候。出來人・退轉之儀は、其時々々に書記可申候。帳面肝煎・組合頭方に取置申に付、此者共手前之儀は、是以五人組之内より心を付、帳面に書落し無之様に吟味可仕候。爲後日人々證文連判帳如件。

元祿六年五月

何 村

誰 誰

一、家持

何 村 伊右衛門

歳七つ

同人 娘 よ し

歳五つ

同人せがれ 長 太

歳三つ

同人 娘 よ き

當年より懐胎之者

同人妻女 ま つ

同 斷

同人 嫁 ま き

同 斷

同人下女 と ら

一、家持

何 兵 衛

書様右之心得

一、家持

何 右 衛 門

但只今書記可申者無之に而も、以後出來人有之候得者可書ため、帳面に書置申等。

一、後家やもめに而も、家持之儀はたとへ書記可申者無之に而茂、右同事。

右一ヶ村切之帳面、一人宛之手前紙半枚程宛來紙置申等、是者出來人段々に書たし可申ため。

六月六日。行路病者の保護を怠らざるべきことを命ず。

〔改作所舊記〕

往還筋に病人等有之砌は、介抱仕候様に度々申渡置候得共、猶更油斷仕間敷候。病氣も輕く、暫之内に罷通候者は各別、病氣故其所に一宿に而も滯留仕もの候はゞ、手寄之醫者早速呼寄

來紙は禮紙
なるもこ、
にては餘白
の義なり

爲見可申候。醫者呼可申哉と病人に相尋申候而は、結句馳走を請申事難儀に存、斟酌仕もの多可有之と存候。左候へば兎角之内病氣重く成、却而何角六ヶ敷品可有之候條、致其心得、常々往還宿々並村々可申渡置候。尤右之族有之時分、支配之十村早速罷出見届可申候。別而他國之者念を入可申候。醫者呼見せ申儀、病人貪着有之間敷事と存候。此紙面見届令判形、落着より可相返候、以上。

六月六日

永原 權 丞
渡邊 喜左衛門

六月十一日。葛卷權佐を寺西石見の邸に拘置す。

〔政隣記〕

三月十四日御奥小將八百五十石葛卷權佐昌信一本昌興とあり捧諫狀蟄居す。

六月九日權佐に被仰渡儀有之、横山筑後宅に御横目恒川七兵衛・武藤判右衛門出座、雖被招之依病氣不罷越、依之各空敷退去。

同月十一日權佐宅に、有賀甚六郎・稻垣三郎兵衛・齋藤吉左衛門罷越、申渡趣有之候而、人持組七千石寺西石見秀賢に御預之。依之筑後宅に而、齋藤吉左衛門出座、左之通被仰付候旨被申渡。

葛卷權佐の諫狀は半田總兵衛に關するものなり昌信とあるは昌興なるべし

閉門 權佐叔父 津田四兵衛 同人兄 葛卷圖書

遠慮 同人兄 葛卷新藏 同人叔父 津田市兵衛

六月廿四日。石川・加賀二郡の十村等山林の松枝拂下を藩に乞ひ、後許さる。

〔改作所舊記〕

今度松枝爲御下可被成に付、先年格は松茂り候はゞ枝其山持在々可被下旨に而、是跡松茂り爲御下之刻は、束數之内半分、松枝下し申人足日用代共に、山持村々に被下候。

一、松枝右山持村々へ三ヶ一被下、殘る三ヶ二御定直に而其時々被仰付候はゞ、松枝賣拂當暮被召上可被下候。

一、松枝下し申時分は、百姓野方手搦不申時分、百姓勝手々々に其山持村々に被仰付候へば、年寄子供に至迄罷出可申候。松枝下し申刻、村肝煎・組合頭之内替々罷出、御用承申様可被仰付候。

一、田島影伐被仰付候儀は、末木枝共に山主人足日用代共に被下、長木は御定直段に賣拂、代銀當暮指上可申候。

右之通私共存寄申上候、如何様共御相談被爲成可被下候、以上。

元祿六年六月廿四日

二二二

田井 野々市

おしの 御所村

忠繩 ごくでん

永原 權丞殿

渡邊喜左衛門殿

付札、松枝直段付等十村存寄書八月之部に有之候事。

〔改作所舊記〕

御直段付之覺

松木枝百束代

一、四 匁

但金澤より山迄道程十丁の所

同 斷

一、

同山迄道程半里の所

此通に准じ都而十一ヶ條略して不寫。

右は松枝爲御下可被成旨に付、町人望直段付仕上申候。町人に被爲仰付候へば、御郡方より

山方之縮難成御座候間、町人望申右直段、並に百束に一分宛増入用等、百姓方より相勤可申候。松枝賣拂、其年之暮銀子被召上可被下候。

一、松枝下し申時節、百姓野方手兼不申時分、すき／＼に松山持申村々へ被仰付候へば、年寄子供至迄罷出可申候。松枝下し申刻、村肝煎・組合頭之内替々罷出、御用承可申候。

一、田島影伐被仰付儀、跡々より枝・末木人足日用銀に被下候へ共、此儀枝計山主に人足日用銀に被下、長木は定直段に賣拂、代銀其年之暮に被召上可被下候。

右之通私共存寄書上申候間、御相談被爲成可被下候、以上。

元祿六年八月十六日

長次郎

彌右衛門

二郎吉

少左衛門

太郎右衛門

又三郎

右之後此趣に相極り、御算用場より書立相渡る。

六月廿九日。横山筑後頼かに歿す。

〔政隣記〕

六月廿九日横山筑後一宗初志摩、實名一宗、又正定、或正房、當時嘉治と云。戌刻頓死、六十一歳。御家老役一萬石内三千石與力知。

七月三日。養母及び養子の關係に就いて實情を調査す。

〔參議公年表〕

養母分之者縁付候儀有之候哉、可書上旨御用番被仰渡候。

一、養子に被越候面々、養母分之方達御聞被嫁候面々、且又養父之妾にて不及達御聽被縁付候面々。

一、御息女、或御姉妹、或近き御親類之女子他に被嫁置、養子と一所に被指置がたく、以後手前へ御引取再縁之方有之候哉。

右之品有之候は、可被仰聞候。先御名之下に有無之儀御書記候而可被指越候、以上。

西七月三日

木梨助三郎

七月九日。前田綱紀金澤を發して參觀の途に就く。

〔御年表〕

七月九日金澤御發駕、今年初て秋御參勤。

七月十四日。大聖寺に災あり。藩侯の居館類焼す。

〔參議公年表〕

七月十四日午剋大聖寺燒亡、戌刻鎮火、御館燒失の由申來。但御小將頭内田八右衛門宅より出火、生駒監物宅に火移り、夫より御館不殘、此外侍、在家少々。

七月十七日。天徳院造營奉行を命ず。

〔政隣記〕

七月十七日天徳院御造營奉行定番頭平岡五左衛門・御小將頭不破平左衛門に被仰付。

七月十八日。葛卷權佐金澤を發して鹿島郡津向に配流せらる、後十人扶持を賜ふ。

〔政隣記〕

七月十八日權佐昌信字有禎、葛卷内藏助久俊三男、圖書秀行弟、御奥小將御取次役也。能州津向村に謫居被仰付、七尾町奉行淺香左京之同道而七尾に赴く。道中御歩横目一人指副、且晝休所迄御歩一人差添、於津向村に足輕十人・割場付小者一人被附置之。附、何故と云品不知。

〔袖裏雜記〕

加賀藩史料 第五編 元祿六年

昌信は昌興の誤

葛卷權佐義、去十八日之夜淺加左京召連此地發足、翌十九日之夜能州津向村へ參着仕、勤番等申付候趣、左京書付上之候。權佐へ被下候御扶持員數如何可被仰付哉、其内は先左京見計食事等申付候様に申渡置候旨、七月廿二日出雲等より因幡へ之紙面入御覽候處、ヶ様之者共之扶持方之例可有考出候と御加筆に付、左之例書上之候處、此三人は鹽贈薪代遣不申候哉、此者共外に鹽贈薪代等遣候旨、三郎兵衛など覺候。其通に候はゞ代何程遣來候哉と御加筆。栗田父子三人、五人扶持之外被下物無御座候。安見與八郎初一人扶持之外、一日に薪代二分充鹽代二厘充被下候趣申上候處、權佐者亂心之者にて無之候はゞ死罪に候。若其一等免除候はゞ一人扶持並に候へども、亂心之上は各別候間十人扶持可然候。左なく候はゞ召使候者有まじく候。亂心之者召使候者なくては可仕様無之筈候。いかゞ對馬などせんぎ候而見可被申候と御加筆に付、對馬も拜見仕、委曲被仰出候通遂會義候。於金澤年寄共申談候處、權佐御扶持之儀、とかく多可被下仔細にては有之間敷候旨申候。乍然員數とくとは不申談候へども、大概何も五・七人扶持計之了簡にて御座候。十人扶持候へば、下人召仕、有餘を以鹽贈薪、且又衣類をも相調候故、結構成被仰付と奉存候。尤外存寄無御座候旨等、八月六日御請に、左候はゞ十人扶持と彌申遣可被申候。亂心故如此候と御加筆。御請等之留あり、替品無之故略す。

二十人扶持充

多賀隼人・關屋雲八郎。

五人扶持父子三人へ被下候

栗田久右衛門・栗田萬吉・栗田八十郎。

一人扶持充

安見與八郎等初五ヶ山の流刑人々。

七月廿一日。前田綱紀江戸に着す。

〔政隣記〕

七月九日御發駕、廿一日江戸御着、翌廿二日上使土屋相模守殿御出。

〔參議公年表〕

廿一日江戸。昨夜大宮御泊未下剋御參府、御中屋敷に被爲入追付、追分口御門より御上屋敷に被爲入、如例。

〔參議公年表〕

廿二日江戸。午下剋御參府、上使土屋相模守景植朝臣常州土浦城主七萬五千石御越之旨、御城表御目付衆被仰付由にて、御小人御色代迄御案内申上るに付、上使の御用意有之、見番の足輕の儀奏者番中より指遣すべき旨割場奉行に申渡。即剋遣すの處、無程相模守殿御出、見番足輕金助町にて承るの處、最早御屋敷に御案内申上る間無之。依之御用意雖有之、相模守殿御出の時分は、御色代に有合候頭分少々白洲に罷出、年寄中も表御門に不被出、前々御前にも御出向被

遊處御出向も不被遊、於大書院上意の赴相模守殿御申述、畢而於御小書院如例御饗應有之、畢而退去。此時先格之通夫々罷出。上使退去已後若年寄中を以、奏者番中並割場奉行手前今日の御首尾御吟味被仰付、奏者番不破彦三・永原久兵衛・篠原監物三人遠慮被仰付、割場奉行の儀は御叱にて不及遠慮。

七月廿七日。前田綱紀登營して參觀の禮を行ふ。

〔徳川實紀〕

七月廿七日、臨時朝會あり。松平加賀守綱紀はじめ、參觀する者三人。

〔政隣記〕

同廿七日御登城、隨臣奥村壹岐因幡・前田對馬、都而先例之通。

〔政隣記〕

九日御發駕等如本書、今年より秋御參勤等に相成。

去廿一日到着候之處、早速達高聽、翌日以上使土屋相模守殿御懇之御談、其上今日於御座間參府之御禮首尾好申上、種々難有上意、殊御手自御熨斗鮑被下之、兼又御講釋之儀奉願之處、近く拜聞可被仰付之旨御直被仰聞、次奥村壹岐・前田對馬御前に被召出、重疊忝仕合不得盡筆紙候。先右之趣爲可申聞如此候、謹言。

壹岐は奥村
は前田對馬
は前田孝行

七月廿七日

御名

本多安房守殿等六人連名

七月廿七日。淺野長澄を様と稱するを止めしめ、様と殿との用例を明かにす。

〔政隣記〕

七月廿七日淺野土佐守様長澄朝臣。安藝守綱成朝臣之實御弟、備後五萬石式部少輔長照朝臣之御養子也。向後土佐守殿と唱可申候。惣而御末葉者、様とは唱不申候。大藏大輔様・飛騨守様者、天徳院様之御子孫故様と申候。於殿中も甲府殿など、唱候由段々被仰出之趣有之。向後御帳にも淺野土佐守殿と付、御使之御返答書にも殿と調候事に相成。

七月。十村及び御扶持人に職務を怠らざるべきを諭し、その誓書を改めしむ。

〔改作所舊記〕

口上之覺

一、御郡中御扶持人・十村共只今迄相勤様並仕形惡敷段、御年寄衆御聞及被成候に付而、今般

誓紙等相改候様被仰渡候間、前書之文言常々慥に心服仕、相違無之様相嗜可申事。

一、向後諸事御用之儀油斷仕歟、又は不縮吟味之族有之候はゞ、急度可被遂御吟味事。

一、不作之年見立乞申刻村々撰立様、且又見立仕様、今般御僉議之筋有之候間、其格不行届儀有之候はゞ、其組之十村並御扶持人越度に可罷成候間、兼而其趣致了簡相勤可申事。

一、近年見立有之刻、御郡之斷延引に付而、見立之時節遅罷成、彌稻損じ候而ついで多相聞候。向後見立有之年は、其組之十村・御扶持人兼而村廻仕、必見立に可罷成と考申者有之候はゞ心當仕置、見立村々相極申刻早速埒明候様可仕候。ケ様に申渡上延引仕候はゞ、十村・御扶持人共不届に可罷成事。

一、手代共之内私曲有之様に相聞え、向後急度吟味可仕候。手代不縮に仕置候はゞ主人不届事可罷成。

以上

七月 日

〔改作所舊記〕

敬白天爵靈社上卷起證文前書

一、奉對御公儀毛頭御後間儀仕間敷候。御爲大事に奉存、諸事精を出し裁許仕、百姓手前費

成儀無之、成立候様常々心懸可申事。

一、毎歲開作之仕立、村々百姓一人々々手前承届、夫々致勘辨、其年之作方龜抹に不罷成様、無油斷裁許可仕御事。

附、應其所にかせぎ等隨分精に入候様可申付候。

一、至夏中田島草修理念を入可申付候。或は水廻悪敷、あるひはやしなひ行届不申、立毛いたみ不出來に相見申所有之時分は、其所に付居候而、水を通しやしなひ、其外手入いたさせ、作り劣無之様裁許可仕事。

一、不作之刻見立乞候在々、且又檢地斷之村々之儀誠精吟味仕、其郡中に而輕重段々引くらべ、又は其村之躰相考、至極之所を以御斷可申上候御事。

一、見立有之刻、立毛躰見圖引免入札仕候時分、十村・御扶持人中間互のためを考、或は内證に而頼合、引免圖多仕覺悟聊仕間敷候。勿論親子・兄弟・自分之持高有之在所に而も、私欲之心得不仕、有様入札可仕事。

一、立毛善惡之員數見分仕、野に而覺帳記置申儀、且又旅宿罷歸算用仕立引免圖入札調申刻共に、互之心得申談儀勿論、入札之表一切見合申間敷候御事。

一、檢地有之刻島折等仕様、右見立仕同意相心得可申御事。

一、見立檢地に付、百姓何とぞ方便がましき仕躰心付候はゞ、聊見隠不申、早速其段御奉行
に内證可申斷御事。

一、被仰渡候儀物毎油斷不仕、何事によらず御尋被成儀有様申上、十村中間之儀は不及申上、
小百姓中迄あしき事申合御公儀を掠申儀御座候者、即時に有躰可申上御事。

一、百姓中御斷申上儀、自身途吟味、依怙最負なく少も偽申上間敷御事。

附、御用之儀手代まかせに仕間敷候。

一、諸事御用之儀かぎない申覺悟仕間敷候御事。

附、おごりたる儀、其外自分手廻として貸借物聊仕間敷候。勿論鐵米之外によらず打物仕
申間敷候。

一、人々組下並廻り口百姓共之内、合力貨物は各別之儀御座候。勿論少も利足取申間敷候。
介抱のため貸申物之儀に御座候へば、取立候刻も無理成取立仕間敷御事。

一、村々草高・小物成・人高等惣而員數都合、並御隱密がましき儀、雖爲親子兄弟沙汰仕間敷
御事。

一、百姓中より何によらず禮物酒肴に而も、自分に取申儀は不及申上、妻子に至迄請申間敷
御事。

かぎなふは
他の助力を
受くる義

一、村廻並御用に付所々へ罷越刻、裁許下より人馬等出させ、百姓ついへ申儀仕間敷候。但
御定駄賃を出やとひ申儀は各別に候。惣而末々に而、何によらず馳走がましき儀聊請申間敷
候御事。

一、此連判之内、對百姓利錢之手廻し其外惡敷事御座候はゞ、見聞次第即刻有様可申上候御
事。

一、右百姓迄之儀に而は無御座候。組下に罷在候獵師・頭振等に至迄同前之御事。

右之條々於相背、忝茂左に申降神罰冥罰可被蒙者也。

元祿六年七月廿五日

右七月廿五日より八月四日迄に、三ヶ國十村誓詞於御算用場、丁日半日・連日に相濟由、田井
之覺書に有之事。

八月四日。才川・淺野川・手取川の川除普請を行ふを以て村肝煎等に役務
を助けしむ。

〔改作所舊記〕

覺

才川

高田作右衛門

淺野川 兼松 主馬
手取川 千秋 傳左衛門

與々は組々

右今般御普請就被仰付御奉行罷出候。然者一手合に足輕二人宛召連候而、籠其外被召上候諸色爲致吟味爲請取、又拂方等もいたさせ候へ共、此節足輕無之に付而一人も指添不申候。其代りに水下肝煎共罷出候而、右足輕相勤候品々申付等御奉行の申渡候。肝煎共之儀は兼而誓紙等も被仰付、公儀御用之儀御後間儀不仕筈に候。彌御爲大事に仕、少に而も賣上人龜抹成儀候はゞ、早速御奉行の可相斷候。委細御奉行より可被申付候。少も無油斷肝煎共跡々之通替々相勤申様、與々十村にも急度可申渡也。

八月四日

御算用場

能美・石川・加賀郡御扶持人共

八月十日。生菓子及び酒類を夜中立賣することを禁ず。

〔國事雜抄〕

覺

金澤中之儀は勿論、金澤續町端並河原の、夜中生菓子並酒賣に罷出申間敷候。こゝ類・地黃煎など之儀は町續にて賣申儀は苦間敷候。此等之物も町端・河原等の夜中賣に罷出候儀仕間敷

候。

右之通被仰渡候、以上。

酉八月十日

八月十日。十村手代をして改めて誓詞を上らしむ。

〔岡部舊記十種〕

敬白天罰靈社上卷起證文前書

一、奉對御公儀毛頭御後間儀仕間敷候。乍憚御爲大事に奉存、主人より申渡儀諸事情を出し相勤、百姓中手前費成儀無御座候様に常々心懸可申候御事。
一、御見立御檢地所、主人之廻口並組之儀不及申、他組に而茂、若主人御用に罷出申歟、又は何とぞ指合申時分、自身衆へ相添私共罷出申儀も御座候はゞ、私共居在所、又は主人在所、或は掛作所、縁者一門在所、其外何に而も依怙最負不仕、有体に見請申通、主人並自身衆被相尋候刻有躰に可申候。並御檢地所願申村、内檢地仕時分罷出申刻、有様に仕可申候。又御檢地の刻、主人は御奉行御一人御手合へ御供仕候。せがれ兄弟指合申時分者、御一人は私共御供仕申様成儀御座候はゞ、百姓手立ケ間敷儀仕候を見聞いたし候はゞ、早速御手先の御奉行へ御斷可申上候。惣而惡敷儀御座候はゞ可申上候御事。

一、小百姓中惡敷儀申合、御公儀を掠申様成儀御座候はゞ、見聞次第早速主人に可申候事。
附、御尋の儀有様に可申上候。

一、公事出入其外百姓より訴訟事、親類縁者又は知音の筋目を以被頼、少も取持申間敷候。
勿論最負之心を以主人に内談申入まじく候。且又自分の心得に而、諸事指圖批判ケ間鋪儀申間鋪候事。

一、御用に事寄、對百姓非分申懸、且又奢たる儀有御座間敷候。私之遺恨を以百姓氣詰申間敷候事。

一、百姓より爲禮物、金銀米錢の儀は不及申に、雜穀等酒肴何によらず一切取申間敷候。若何に而も百姓持參仕候はゞ、當座に相返し、則主人に可申聞、且又御代官對百姓納米骨折雜用杯之様に申成、密々百姓より何によらず聊取申間敷候事。

附、百姓と相がり銀米、其外何に而も借用仕間鋪候。勿論百姓に貨物手廻仕間敷候。外より口入をも仕間敷候。並すゝめ・頼母子等仕間鋪候。

一、御扶持人・十村中諸事相談之儀、誰々に而も語申間敷候。且又村々草高・小物成・人馬數惣而都合、並御隱密ケ間敷儀、存候共親子兄弟たり共沙汰仕間鋪事。

一、御收納御藏へ罷出御米納申時分、御米並繼儀念を入可申候。百姓により御米善惡依怙仕

すゝめは勤
進の義

間敷候。御米納申時分、はかり筭百姓勝手次第しかせ、御米こぼし不申様に仕、目拂米之儀有様毎日帳面に記置、主人方へ爲見可申候。勿論目拂米之内少に而も掠取申間鋪候。口米杯に紛れ賣申間敷候。惣而御藏並斗藏共に、自分として御米少しも取出し、私曲之所存御座有間鋪候事。

附、御收納米の内、百姓又は御代官中間に而も、切手の取遣仕間鋪候。且又百姓より銀子に而請取置、米買入申様成儀仕間鋪候。兎角私之了簡を以、下に而御米之指引自由に仕間鋪候。主人指圖を受可申候。御米拂方御切手請取、誰々に而も自分として貸不申、質物等に置申間鋪候。早速主人に御切手相渡し可申候。

一、御公儀に上銀米の内、自分として當座の用にも少も遣申間鋪候事。
附、脇へも取替申間鋪候。

一、在々に罷出候時分、湯・茶之外食物何に不寄給申間敷候。併末々日を懸り廻り申時分は、食代一飯五分宛急度相渡、切手を取主人に相渡可申候。且又馬に乗申間敷候。若煩出し申歟、馬に乗不申候はで不叶時者、御定の駄賃相渡、切手を取主人に可申事。

附、組下の者自分の用事に遣申間鋪候。

一、かけの諸勝負、かこひ女、榮耀の付合、人寄等仕間鋪候。惣而御法度之儀堅相守可申候

事。

一、御郡方に而、御公儀御用に懸り候町人・百姓・頭振杯と馴合、百姓の手前請取物杯仕、少も私曲手廻ケ間鋪儀仕間敷候。且又名代に罷出改候儀杯、其者に被頼候而依怙ケ間敷儀不仕、物毎見分可仕候事。

附、町人・百姓・頭振より少も馳走を請申間鋪候。

一、川除・用水堤・鹽除其外何に而も、御公儀御普請又者百姓自普請候刻、日用頭・札頭又者百姓中に而も申合、日用頭並入札人下中間に成申間鋪候。御納戸銀・御郡打銀・百姓自普請入用銀費不申様に相心得、魚抹の品私曲の儀仕間敷候事。

一、御上下の刻其外何に而も御用の傳馬、組下の儀は不及申、他組肝煎百姓中と申合、請取馬仕間敷候。雇馬仕申者御座候はゞ、見聞次第自他の組共に有様に可申上候事。

一、右ヶ條百姓迄に而無御座、頭振何之者に而も同斷の事。

一、手代中間判形之内、右ヶ條相背者見聞候はゞ、早速主人に可申聞事。

右條々於相背、忝茂左に申降神罰冥罰可罷蒙者也。

元祿六年八月十日

八月十六日。老臣前田了心歿す。

〔政隣記〕

八月十六日如本書前田了心卒、享年八十二也。前田直成入道松壽軒涼心と云々。初は孫九郎孝成と云。前田美作直知之二男、父知行之内千五百石を拜領す。寛永八年町野長門守吉知の爲養子。然處町野氏に實子就出生、加州に歸住居之處、兄對馬長隆死去、甥長松孝貞依幼少、知行一萬七千石を被預孝成に。寛永廿年十二月從光高公右知行之内一萬石孝貞に被下、七千石を孝成に被下、正保二年光高公御逝去之砌、遁世而從加州高野山に行、號了心与。依之七千石者孝貞に被返下之。了心後年江戸牛込濟松寺に住居す。其後祖母依願に、半俗して號松壽軒涼心与。

先養父町野長門守吉知由緒者、實父美作直知前妻は、土山城主牧村兵部大輔利貞の女を利長卿之爲御養女与被下之。後年離別已後町野長門守に再嫁す。後尼与成號祖心と、江戸に趣將軍家綱公之御臺所に奉仕。祖心事文辭和漢通達し、名譽之尼也。延寶三年三月十一日死、年九十餘歲。于時涼心に子三人有之。一人者祖母祖心之爲養子幕下に奉仕、牧村兵四郎直良と云。二男大助は青木新兵衛尙成之爲養子と、後號新兵衛直之与。則御家に奉仕。三男藤右衛門も宇野市郎兵衛が爲養子与、號宇野武兵衛直故、御家に奉仕す。

八月廿五日。天徳院の上梁式を行ひ、十月に至りて山門亦成る。

〔前田家雜記〕

河崎式部英之書

古聖人所以教人濟世者。唯其孝乎。雖孝有多品。以繼志追遠爲大矣。吾太守將修故君半百之遠忌。先命工匠。改造靈堂。丹雘之美。林地之勝。無以加焉。推己之誠。欲民則之。於戲博哉。天德靈域。先君所榮。昇新堂宇。盡孝與誠。門墻岸々。勸我編氓。弘道之志。莫之與京。

元祿歲次癸酉八月廿五日

故羽林君天良大居士靈堂上

近藤治兵衛勝知

平岡五左衛門親仍

平田半左衛門長恭

總御奉行

加々井六左衛門正房

不破平左衛門方好

副御奉行 今井兵右衛門直次

入唐大工横山權頭從吉春十八代

關 善左衛門重賢

山上伊左衛門吉永

中村忠左衛門長故

清水喜兵衛富久

工 師

坪内吉政五代

安田善次郎正納

副 匠

中山孫兵衛重次

八月廿七日。前田綱紀の女良姫江戸に歿す。

〔政隣記〕

八月廿七日江戸良姫様夜前より御滯、今朝御逝去、御年五歳。九月朔日・二日於廣徳寺御中陰御法事有之、奉號妙光院殿月峯宗心。右金澤に者九月四日相聞、村井出雲諸事七日遠慮被申渡候處、瑞陽院様御卒去之時分者鳴物等二七日遠慮候間、十日迄遠慮与重而被申渡。

九月二日。才川大橋修繕成る。

〔參議公年表〕

八月七日才川橋修覆に依て川下舟橋出來往來。

〔參議公年表〕

九月二日才川橋出來諸人往來。

九月六日。村々立毛見立を受くる際改作奉行に對する接待を簡易にすべきを諭す。

〔司農典〕

一、見立村々、見立無之村々領境印し立置、他村境目紛無之様可仕事。

一、右境目に見立無之村肝煎・組合頭罷出、見立村見分之刻、境目相尋候節、印し之通相違無之段答可申事。

一、見立村田地之内、拙者共可罷通道筋、先達作橋杯見置候儀仕間敷候。其村之立毛出來善惡之所不殘見届申に付、何方成共此方存寄之所段々見廻り申儀に候間、道筋滯候所有之候はゞ、百姓二・三人充斂を爲持出置候得者、其節に至爲直可申事。

一、見立に罷越候在々、於泊所に宿拵仕候儀無用に候。但雪隠無之候はゞ蔣張に可仕候。土座之所置上仕儀無用に候處、物古縁取に而も有合候を用可申候。新縁取杯を用ひ候儀仕間敷候。家來借遣椀皿見苦敷に而も不苦候間、其所に有合候を用ひ可申候。手水桶・柄抄等新敷拵候儀仕間敷候。惣而不依何に、他村より借調爲持候儀無用に候事。

附り、水風呂泊りに無之候而も不苦候間、是又其心得可仕候。

一、賄方米・味噌之外、肴精進物等他所より取寄候而爲賣候儀仕間敷候。其所に有來候物爲賣可申候。勿論直段少も下直に仕間敷候事。

附り、家來湯・茶之外菓子・酒、不依何に出申間敷候事。

一、立毛見分候時分、湯・茶並敷物杯出候儀仕間敷候事。

一、手合召連候御扶持人共、見立請申百姓之儀者不及申に、其組之十村・御扶持人より音物遣

候儀勿論、菓子酒をも振廻申間敷候。

右之通前々も申渡置候得共、彌以紙面之通少も相違無之様、見立受申組下百姓に急度可申付候、以上。

癸酉九月六日

改作奉行

見立所十村中

九月十五日。改作奉行又立毛見立を受くる諸村の心得を諭す。

〔司農典〕

當十五日御算用場に而御改作御奉行御口上に而被仰渡候趣、私共方より十村中ね可申觸旨御意に付申進候。

一、本高御見立所立毛何痛高何十石、不納高何十石、最前御見立願帳面に書上申通、配符をさし置可申候。附り、新開御圖免所も、立毛一統に無之、善惡有之候はゞ十村見分仕、何十石高何痛、何十石高不納与覺書仕置、御奉行並御扶持人ね御尋之節可申上候。勿論作人にも能爲申聞、御尋之節可申上候。尙以配符を刺置可申事。

一、領境紛敷無之様に、入念配符を刺置可申候。勿論領境肝煎・組合頭境目迄罷出、配符之通境目相違無之旨答可申事。

一、御泊所に而御宿之儀者、肝煎・組合頭又者脇百姓之内可申付候。十村方は御入被成間敷事。

一、御通道筋も、在々又は馬次之宿に而も、御越之節掃除等仕儀堅仕間敷候。自然左様之馳走ヶ間敷仕形有之候はゞ、當座に肝煎道具附に被成御預置、御歸被成候而、御算用場は御相談次第可被仰付候事。

一、御奉行並御横目御宿三軒、御扶持人宿三軒、以上六軒可申付候事。

一、金澤御發出、明後十七日に相極申事。

右之通被得其意、御違背被成間敷候。御横目御出候得ば物每例々は違申候、以上。

西九月十五日

中島村 與 一

相神村 藤右衛門

口郡十村十一人名充

九月廿六日。大聖寺侯前田利直襲封以後初めて前田綱紀を江戸邸に訪ふ。

〔參議公年表〕

利重は利直の誤

九月廿六日江戸。利重主御家督以後初而被爲入、已起御饗應、御能御興行、戌剋御退去。

十月朔日。前田綱紀柳營に上りて大學知止之章を講ず。

御年表に九月廿八日に作るは非

〔政隣記〕

十月朔日、兼々御願之御講釋御拜聞、御仕舞御拜見今日之旨、前日依御奉書辰刻御登城、申下刻過御歸館、頭分以上は御普爲聽左之通、壹岐演述。

今日御登城被遊候處、於御座間御近く御目見之處、公方様論語里仁之篇口二段御講釋被遊、其上に而中將様は俄に大學之御講釋被遊候様に上意にて、依之三綱領は長く候間、次之知止之章一篇御讀可被成旨被仰出、則御講釋被遊候處、御滯も無之、其上宜旨上意御座候。其以後御饗應、畢而又御前は御出被成、公方様御仕舞六番被遊、御三卿様方・中將様にも御仕舞被仰付、中將様に者芭蕉の上より御仕舞被遊候。無異儀御勤之事に候。掃部頭殿・讃岐守殿にも御仕舞被仰付候。又重而御前は御出、御手自御目錄を以八丈織五十端御拜領被遊、其刻も御講釋殊之外御出來之旨上意に而、段々結構成御仕合難有被思召候。頭分之間々々も、今日日懸け可申間旨被仰出。

十月六日。飛驒高山在番の士津田求馬等金澤を發す。

〔政隣記〕

十月六日高山在番御馬廻津田求馬儀辰等金澤發出、此度御在江戸故拜領物等無之。六日藤田平兵衛等金澤に歸着。

十月十日。天徳院の三門成る。

〔前田家雜記〕

故羽林君天良大居士靈堂成矣。繞以長廊。其門有三。第一與第二門。皆模倣唐樣。蓋出于黃
樂山高泉和尚圖畫。與吾匠家之樣有以異矣。故招樂山匠質之。秋篁八右衛門來觀曰。無雙矣。
其良材意匠。大勝樂山之門云。

門々有路 直向靈堂 鑿池貯水 魚躍蓮香

栽樹葱鬱 森列蕭牆 時祭無己 地久天長

元祿歲次酉十月五日

靈堂前二門上梁

是歲改作三門與總門。彩繪宗栂。葺以銅瓦。工匠傭民之與于此役者。日三三千人。使金澤一
城之人。能免凍餒之患者。盡出于太守之孝與仁。惠政之德筆舌曷既。略記歲月。列姓名於梁
間云。

空與無相 無作爲門 或出或入 二王守關

法城之固 皆出國恩 國恩海濶 告我雲孫

元祿歲次酉十月十日

加州金龍山天徳禪院再造三門上梁

〔參議公年表〕

十日天徳院山門上棟。上梁の文月坡書之。

十月十九日。前田綱紀の女直姫金澤に生る。

〔政隣記〕

十月十九日於金澤御姫様御出生、御生母津田市兵衛康政女、被號直姫様与。

〔政隣記〕

十月廿一日於金澤御女子御出生被號直姫様与、後二條内府吉忠公之御簾中也。御生母津田市
兵衛康政女。

十月廿三日。相模にある前田綱紀の鷹場を幕府に返還す。

〔參議公年表〕

十月廿三日江戸。相模國御鷹場就被指上、彼場の津田權佐正移大小將・山村安兵衛長昌大小將
可被遣旨、壹岐を以被仰渡、翌日罷立。

〔重輯雜談〕

一、世風の轉變今に不始思の外也。右の年冬に及、三卿方の鷹場武州・相州・上野等に有を被
願て上る。定て老中よりの内意たるべしとの沙汰也。當國には暫御見合せ、井伊氏も被返上、
甲府殿と當國計なりしに、戸田忠昌老中當國の御肝煎御相談にて、御願可然との事にて被仰上、御願の

廿一日は誤
なるべし

通になる。是は關東筋殺生御停止の趣と云御風儀を被受ての事と云々。甲府殿には霜月迄も不被上と云。是も後年被上たる成べし、不聞。移替事可知。各願濟たるとて老中へ禮に被往も、使も有けるごぞ。

十月廿八日。金澤鍛冶八幡宮造營の工を起す。

〔參議公年表〕

十月廿八日鍛冶町八幡宮社造營槌打あり。

十月廿八日。百姓の死去したる跡高の處置法を定む。

〔改作方舊記〕

西十月廿八日於御寄合、御月番駿河守殿・園田左十郎・毛利又太夫・根來九兵衛出座。

一、百姓死去跡せがれ幼少、或娘等所持仕、跡高慥成人無御座者、死去人之後家又は娘に入智など仕度与願書付出候類、一兩月分取集め遅々掛御目に、ケ様之類願にまかせ申付候得ば、次第百姓よわく罷成申候。又先百姓之妻子を捨候而、別百姓に申付候得ば、死去人之妻子はごくみ申者無御座候時者流宰仕に付、此段如何可有御座哉与相窺候所、願書付之内一兩通御年寄衆御覽被成、ケ様之類跡高他人に爲持候而は如何に候間、跡々通支配可仕之旨被仰渡候。

流宰は流浪

十月。當年豊作なるを以て前來の貸米を返還せしむべきを命ず。

〔改作方舊記〕

當年之儀近年に無之作毛に候間、先年御貸米之内急度取立候様に御年寄衆被仰渡候條、只今より百姓共へ宜敷爲申聞、隨分米高取立候様に可仕候。假令十村一組御貸米、殘而千石に而候者二百石當りに相心得、尤内輪は百姓により見計多少可有之候。右圖りより米高多取立申儀者、其十村働与存候。御貸米取立申員數・十村組、御年寄衆御聞届可被成候間油斷仕間敷候。

十月

改作奉行

一郡十村御扶持人中

十月。郡方に横目を置きその職務に關して誓紙を上らしむ。

〔改作方舊記〕

天爵靈社起證文前書之事

一、御郡方御扶持人並十村・肝煎・組合頭、且又山廻り・十村せがれ・同手代等御用相勤申品、對公儀御後關儀仕間敷候。或者私曲、或小百姓に對非分成族有之歟、或は禮物取申か、其外□方に付惡敷儀、見分之通親子・兄弟・縁者たりといふとも、有躰に書付相認め、改作奉行に

早速可申達事。

一、私共見分人被仰渡候。随分情を入見分之通、有躰に御注進可上候。然共私共身上之儀は猶更相愼、依估量負不仕、奢たる仕形無之相勤可申候。勿論禮義禮物受申間敷事。右之條々於相背者忝茂。

元祿六年十一月

右郡々に相立候横目誓紙、改作仲間小林三郎右衛門判本見届。

十一月朔日。改作事務の爲十村・御扶持人の會合すべき日を一ヶ月六回に定む。

〔岡部氏御用留〕

御算用場式日之外、一ヶ月に三日宛前より相究置、御郡方御用相達候得共、向後一ヶ月に六日宛に相究候間、御郡々詰番之御扶持人・十村、朝五つ時より罷出可申候。自身不相詰、番代爲相詰候者は、猶更右之通に罷出御用勤可申。

改作御用日 朔日 五日 十一日 十五日 廿一日 廿五日

右之通に出日を相極、御用相達儀候得共、急節成御用も可有之候、又は内意を以相達度御用之節も可有之儀候。然者宅々に而可承届候間、左様可相心得候。

右之通御年寄衆へ申達候間可得其意候、以上。

元祿六年十一月朔日

改作奉行

羽咋郡・能登郡十村・御扶持人中

十一月廿一日。前田綱紀女婿淺野吉長等を招きて徳川綱吉より給ふ所の繪を披露す。

〔參議公年表〕

十一月廿一日江戸。岩松君・土佐守殿・小笠原遠江守殿・織田伊豆守殿御招請、其外御出入衆五十一人、御城坊主參上、御拜領の御繪御掛物御表具出來御披也。於御舞臺御能有之。但御繪掛り申に依て、表御納戸奉行中熨斗目着用、當番切見物被仰付。前々御客の時分、御色代段の上双方に高燭臺二本雖燈、御玄關板の間開き故、此度僉議の上大ぼんぼり二燈也。

十一月廿六日。前田綱紀又大聖寺侯前田利直の弟利昌等を招きて徳川綱吉の繪を披露す。

〔參議公年表〕

十一月廿六日江戸。利重主・采女殿・主膳君御招請、御繪御披也。御能可被仰付之處、御客衆

岩松は綱紀の女節姫の夫淺野吉長

利重は利直の誤

段々御出之内、松平日向守殿の儀、御舍弟齋宮殿の御預御亂心の由の由。日向守殿、利重君御相聲故、俄御出は被成間敷旨申來御能相止、御客衆の御料理迄出、追付不殘退出。
十一月廿七日。金澤に於いてこの日以後東南に赤氣顯る。

〔可觀小説〕

一、十一月廿七日の曉、金澤に而東南之方甚赤候事如朱に而、西北に茂相懸候。廿八・九日も日出之頃赤氣不常候。廿九日未時より南風甚烈敷、初夜頃に相止候。此風之兆に而候哉と申候所、風後も赤氣止不申次第候。和暖に成候而、廿五・六日前より雪五・六寸も積候所皆消失候。山々之雪も段々消候。閏十一月十五日寒に入候所、次第に和暖に成、天氣二・三月頃之様に成、蚊・蚋も粗出、蛙出聲候。遠山之内戸室・育王山等も雪消候。廿二日又南風烈敷、晝夜大雨に候所、夜四時前流星之光甚照地、其聲如雷候。廿三日・四日・五日天氣能、廿六日雨後に雪降夜中二寸計。

育王山は醫王山

昌披問答に元祿五年十月二日に作るは非

十二月朔日。前田綱紀參議に任ぜらる。左近衛權中將故の如し。

〔政隣記〕

十二月朔日御登城、參議御拜任、中將如元。於御座之間右之趣御直之上意。依之金澤年寄中の御使、御大小將より西尾濹左衛門被遣候處、十四日金澤參着。但同月十六日於金澤二之御

丸、右之御様子人持頭分の前田駿河守演述之。

右爲御禮京都の御使永原久兵衛此時名左京守、改候様仰出。日光の御使玉井勘解由被遣之。右兩人の拜領

物末々記之。九日に被仰渡。

右に付從江戸口宣之儀を被奏。

松平加賀守事爲中將之所、今度宰相位階如元被仰出候。口宣等之儀相調候様に傳奏衆迄可被申入候、恐々謹言。

元祿六癸酉十二月朔日

土屋相模守政生

阿部豊後守正武

大久保加賀守忠朝

戸田山城守忠昌

小笠原佐渡守殿

〔政隣記〕

十二月朔日如有本書に付、御下御老中方御勤、御歸館、追付表御居間の年寄中被召出、御普爲聽有之。御夜詰於竹之間御大小將・横目以上列居、壹岐左之通演述。

今日御登城被遊候處、中將様御三卿様御同事に御座間の被爲召、御懇之上意、其上宰相に御

拜任被仰付候。去年御家來叙爵被仰付候さへ結構成儀に候處、重々難有被思召候。先年中將様御昇進被遊候刻、前陸奥守殿も少將に被任候。此時分者御老中を以被仰渡候處、今般者御直に被仰付候段、別而難有被思召候。右之趣何もわ可申聞旨御意に候。且又從御内々御拜領之御看、御吸物に被仰付、御酒等御祝可被下旨被仰出候。右畢而於奥御料理之間、御吸物・御酒等各頂戴之。

十二月十二日。百姓の高を一旦他人に譲りたるものは回收するを得ず、又跡高相續は嫡子以外に分たざること等を定む。

〔岡部氏御用留〕

覺

一、御郡中百姓之内、持高作損年貢相滞耕作難仕に付、相對を以下に而持高之内他之百姓に相渡置、以後に至り右之田地取返申度旨出入仕及斷候。此儀任願本百姓に高爲相返候而者、耕作危抹に仕、田地作損年貢等相滞、百姓之こらしめにも不能成候間、向後は請取候者之田地に爲仕、取返申度旨斷承届申間敷候條、此旨百姓共々委細爲申聞、田地作損不申様に急度可申渡事。

一、右之趣申渡候而も、不覺悟にて年貢難澁仕、皆濟相滞、持高耕作難勤百姓有之候はゞ、

村肝煎・組合頭吟味仕、十村遂僉議、其身に應開作可仕候程之高見計爲持置、相殘る分切高に仕、餘高望人聞立候而、其品双方書付を以拙子共へ可申聞候。則切高望人可申付事。

一、右之品有之、切高に申付候者、先年此方に取置候百姓持高に付札可仕事。

一、百姓せがれ數多所持仕者、相果候而跡高相續之儀は、前々より親任遺書、二男・三男迄も夫々親持高配分申付來候得共、次第百姓持高減少仕勝手よはく罷成候。然ば向後相續は嫡子一人に申付、次男・三男は何方に成共奉公仕歟、又は夫々似合之かせぎ等兼而仕付置可申候。親相果候以後、尤嫡子介抱可仕旨、百姓共へ能可申聞事。

一、嫡子病氣歟又は耕作難仕躰之者に者、十村・御扶持人其品可申斷事。

以上

酉十二月十二日

- 毛利又太夫
- 脇田知右衛門
- 中村四兵衛
- 堀孫左衛門
- 中村助左衛門
- 坂井忠左衛門

根來九兵衛

飛州御用 鶴見三之丞

羽咋・能登郡十村御扶持人中

十二月十五日。前田綱紀登營して昇任を謝す。

〔政隣記〕

十二月十五日御登城御任官之御禮被仰上、御下御老中方御勤、公方様は今日御献上。

眞御太刀 備前青江正恒、代金十五枚、金具悦乘、袋今織、白糸にて銘縫

御小袖廿 内裝斗目二、縮緬四、綸子四、練鳴一

干鯛一箱 黄金十枚 御目錄

桂昌院様は 白銀三十枚 干鯛一箱

御臺様は 同 五十枚 干鯛一箱

千代姫君様・鶴姫君様は 紗綾廿卷 二種千疋宛

御臺様之御母公は 白銀三十枚 干鯛一箱

右之通御進献、且又旁は左之通。

御太刀馬代金一枚宛 大久保加賀守殿 阿部豊後守殿

旁は方々

綿二百把 干鯛一箱 土屋相模守殿 牧野備後守殿

但若干寄衆は者綿百把宛 其外者同断 柳澤出羽守殿

御太刀馬代金一枚小袖三重 綿二百把干鯛一箱 戸田山城守殿

御太刀馬代金一枚綿五十把宛 御側衆並御老中方御息は

綿二十把宛 女中頭五人は

右之外御役人中等は夫々に被遣。

十二月十六日。金澤城に於いて前田綱紀の昇任を披露す。

〔參議公年表〕

十二月十六日、者頭已上鬘斗目布上下登城、年寄中列座、駿河守演説。

御意被成候者、去る朔日御登城被遊候處に、尾張様・水戸様於御座間近々御目見、御官位御昇進、其次加賀守様御目見被成、御前近被爲召、御懇之上意、殊更宰相に被仰付旨御誼に御座候。去々年御家臣諸大夫之儀被仰出、無比類御仕合与被思召候處に、又此度御昇進重疊難有被思召候段、兎角可被仰聞候様も無御座候。此段各々可相達旨被仰出候由。

依之爲御祝詞、安房守・駿河守・出雲・九郎左衛門・左衛門・備前、且又壹岐・信濃・對馬留守へも一統罷越。

十二月十七日。前田綱紀昇任の口宣を受領する爲に使者を江戸より發せしむ。

〔政隣記〕

同十七日永原左京孝之京都に趣く。人持組四千五百石内三百石與力、与御任官御官物之御使也。從者上下八十五人、乘馬三疋。于時前夜御小袖三・金子三枚・御羽織一被下之。

但御歩横目可差添旨十三日に被仰出、大場十郎左衛門の頭神尾孫九郎申渡之。附玉井勘解由にも同斷、池野彌市右衛門差添。

〔御年表〕

十六日恐くは非

京都の御位記口宣請取の御使者、御奏者番永原左京孝之十六日江戸發足。廿六日京着、翌年正月十日京都發足、同十九日着。

〔前田家雜錄〕

口宣案 上卷に如此

上卿松木大納言

元祿六年十二月一日 宣旨

左近衛權中將菅原綱紀朝臣

宜任參議

藏人頭右大辨藤原尹隆奉

左近衛權中將菅原朝臣綱紀

權大納言正三位藤原朝臣宗顯

宣奉 勅件人宜令任

參議者

元祿六年十二月一日 大外記兼掃部頭造酒正中原師庸奉

口宣案

上卿松木大納言

元祿六年十二月一日 宣旨

參議正四位下菅原綱紀朝臣

宜爲左近衛權中將如元

藏人頭右大辨藤原尹隆奉

參議菅原朝臣綱紀

權大納言正三位藤原朝臣宗顯

加賀藩史料 第五編 元祿六年

宣奉 勅件人宜爲

正四位下左近衛權中將如舊者

元祿六年十二月一日 大外記兼掃部頭酒造正中原師庸奉

十二月十八日。前田綱紀その昇任を謝せしむる爲に使者を日光山に派す。

〔政隣記〕

十二月十日玉井勘解由貞信下野日光山に趣く。人持組五千石内五百石與力。是御任官之御禮使也。從者上下六十八人、乘馬三疋、于時御小袖三・御羽織一・金子三枚、御手自御頭巾二被下之。

同上野増上寺且傳通院・廣德寺に御參詣、白銀廿枚宛被捧。是御任官之爲御禮也。

十二月二十日。藩米廻漕の爲雇入る、船舶に關して規程を改め、千石以上の大船を用ひざらしむ。

〔岡部舊記〕

覺

一、舟之年數前々之通七ヶ年より古き舟雇申間鋪候。假令右年數之船たるに云共、舟板・釘鉸

合直板本の
ま、

等船相に有之歟、或古船合直枚にて候歟、或者痛船等大分繕など有之舟、吟味仕雇申間鋪候。

一、西國舟船跡々は小舟に而候所に、近年大罷成候。來年より御雇舟米高六・七百石より大舟雇申間敷候。御國船も千石より大船雇不申候。

一、網碇帆柱梶其外諸道具、船應積入候義隨分念を入可申候。來年より御國浦々出船所におゐて、地船・上方船共船見分之者相立、一艘々々吟味仕、舟之儀は勿論諸道具等相改候。自然船不宜歟、諸道具舟に不應船相に候者、假令出船所迄乘廻候共、御米爲積申間敷候。勿論前銀等爲致返上、運賃少も相渡申間敷候。右之通兼而申渡上者、廻船之法を申立、船頭迷惑仕候段申候共、此方より不及貪着候。此儀舟裁許船雇之刻可入念儀專要候事。

一、船頭・ちくの儀、終北國浦に乘覺不申もの雇申間敷候。兩人共北國浦乘覺申者無之候者、一人に而も乘覺候者雇可申候。兩人共不案内之者は不罷成候。勿論水子人にも乘覺候者召抱候様可申付候事。

一、本船並網・碇・帆柱・梶等直段付之儀、成程有様に可仕候。自然不相應之族有之候者、御國浦方船改之者見顯候はゞ、木屋・升屋可爲不念事。

右近年地舟西國船共破損並痛船多、大分御損銀有之に付、今般吟味仕、地舟年數七ヶ年相極、米高も千石より多船者雇不申候。來年より右之通申付候條、此格相違無之様に船雇可申旨、

急度木屋五兵衛・升屋六郎兵衛に被申渡、此書面に奉畏旨御請を取可被指越候、以上。

十二月廿日

御算用場

齊藤市之丞殿

脇田彦兵衛殿

右御紙面之通奉畏候。御雇舟之儀年々吟味仕候得共、猶以重々念を入相改可申候。船不宜におゐては御米爲御積被成間敷候。舟道具不宜候者、於出船處に如何様共宜道具爲相調可申候、以上。

正月九日

木屋五兵衛

升屋市郎兵衛

齊藤市丞殿

脇田彦兵衛殿

十二月廿八日。江戸より前田綱紀を家中にて相公様と稱すべきことを傳ふ。

〔政隣記〕

十二月廿八日江戸壹岐・對馬より金澤年寄中最所に而來狀之趣。

正月は元祿七年なり

向後私共御用、其外御家來中の書通之紙面御名之事。

相公様と相調可申候。尤他所の様と調候書狀は、町人等にも宰相様与相調可然と、土師

清太夫と遂會議候云々。

右翌年正月八日御家中に觸有之。

是歲。鹿島郡中島村與一、涌浦温泉の狀況を上申す。

〔温故集録〕

能登國鹿嶋郡涌浦村湯役銀之儀御尋

一、七十目

湯役銀

涌浦村

右役銀七尾より取立申候。くみ湯多少に不依五分宛。湯在所に參入候者も一廻り五分宛之由。

七尾東新町市兵衛涌浦村に付居申、湯番頭仕候。市兵衛儀最前御小人に而御座候處、湯所見立申上候御褒美に、元祿六年より四十年計以前湯出來仕、夫より湯番頭に被仰付候との儀承及候由、中嶋村與一申候。

右は元祿六年也。

按に元祿六年より四十年前は承應年中なれど、四十年許以前と載たるは誤りなるべし。郡方

按は森田平

記録に、和倉村温泉寛永十八年より正保之頃迄は、十村並村肝煎取捌之と見え、寶曆十四年調書にも左の如く載たり。

一、和倉村温泉

村より一町程相隔海中に涌出、十間四方程之嶋也。温泉役銀七十目所口町庄五郎と云者湯番頭致し右役銀も指上來り、則所口町奉行取立上納有之由。尤湯賃之儀も右庄五郎取來り候由。湯出來之儀は寛永年中に而も候哉、寛永十八年より正保四年迄之湯役銀、其頃之十村又は和倉村肝煎等之宛所に而請取手形、和倉村に所持仕候。

是歲。前田綱紀、八丈島凶作なるを以て宇喜多氏の請を入れ合力米を贈與す。

〔重輯雜談〕

一、元祿六年八丈嶋飢饉、雜穀等迄不熟にて餓死に及に付、及御歎米千石を被下、是にても事足にこそ。當國も浮田氏の末流在て毎々御付届あり。今度何とぞ御合力四十石被遣度との事なれども、公儀の御米小舟三艘に積て行故成兼、色々御才覺にて二十石御送也。

元祿七年

米千石を與へたるは幕府の事なり

正月朔日。前田綱紀登營拜賀す。

〔御年表〕

元祿七年正月朔日御登城、年頭之御禮仰上らる。御太刀・馬代御老中披露。御時服初て白綾を御拜領也。

正月朔日。前田吉徳着袴の儀を擧ぐ。

〔御年表〕

是日は正月元旦

是日勝次郎君御着袴、公へ御禮有。御太刀・御馬代白銀一枚御献上、前田對馬孝行披露。公より多賀信濃直方を以て、御刀三池一腰・御脇刺一腰延壽國を進ぜらるゝ處、御頂戴有て御退座、御脇刺帶せられ、重て御出御禮有。按に、元祿四年延壽御刀、三池御脇刺を進ぜらる。今年又三池御刀、延壽御脇刺を進ぜ是日勝次郎君御連枝方始て年賀の御贈答あり。富五郎君より御太刀・御馬代白銀一枚、恭姫君・節姫君・豊姫君より御樽代金五百疋宛、敬姫君・直姫君より御樽代金三百疋御進上也。勝次郎君より富五郎君へ御太刀・御馬代白銀一枚、御姉妹御方へ各御樽代金三百疋進ぜらる。同二日自昌院殿利常公御息女滿姫君、淺野綱辰公御内室。綱辰公卒後自昌院殿と稱す。より、勝次郎君へ御小袖三・裏付御袴二具・御樽代五百疋・御肴二種進せらる。御生母三田村氏へも紗綾五端・干鯛一箱御贈、年寄女中並女中へも各御賜物あり。

り。

正月五日。前田綱紀先に昇官したるを謝し禁裏に官物を上つる。

〔政隣記〕

五日、舊臘御官位就御昇進、今日於京都、御使永原左京を以御献上之御官物左之通。

禁裏に御太刀・白銀百枚。白銀五枚宛、上臈御局・長橋御局・大御乳人に。

本院御所に御太刀・白銀五十枚。白銀五枚宛、上臈御局・新大納言御局に。

女院御所に白銀五十枚。白銀五枚宛、上臈御局・田村御局に。

准后御方に白銀三十枚。

内侍所に御太刀白銀二枚。

白銀六十目宛、上臈並職事に。白銀五枚宣旨に。同二十目副使に。

中將如元同六十目宛上臈並職事に。白銀五枚宣旨に。同二十目副使に。

同十枚宛兩傳奏に。同一枚宛雜掌に。

七日御官物之外に御献上有之。

〔政隣記〕

禁裏に、御太刀一腰・御馬代金一枚・綿百把。但是御官物之外之御献上也。

本院御所に、綿百把。

仙洞御所に、御太刀一腰・御馬代金一枚・綿百把。

女院御所に、綿百把。

准后御方に、綿五十把。

兩傳奏・本院御所並仙洞御所傳奏に。御小袖三宛。

正月九日。前田綱紀昇官したるを以て京都所司代等に物を贈る。

〔政隣記〕

正月九日於京都左之通被遣之。是も舊臘依御昇進に也。

御太刀・金馬代、京都御所司代。

綿百把、小笠原佐渡守殿。

御太刀・金馬代、町御奉行小出淡路守殿、禁裡附須田大隅守殿、本所御所附小栗備中守殿・久留嶋出雲守殿、仙洞御所附柴田日向守殿。

正月十七日。加賀郡御所村の十村長次郎、畠方の村が納租する慣例に關して上申す。

〔應事通載〕

のまかけ本のま、

一、先年御公領分御納所は、在々に御藏御座候刻、其御藏へ御年貢米相計申村々より材木持寄、入用等村々より出、ぬまかけに仕置申候。御納所仕時分は、御代官下代衆右所々廻り御納被成候。

一、山方島所、米に而年切に皆濟仕兼申に付、大豆・小豆其外ざこくを夫々に應申程積物仕、御皆濟合置、翌年春夏に至ざこく物賣替、又かせぎに而米に仕相計申候。

一、小松町御代御改作之時分、右之趣被爲聞召上、村高之内田方・島方並上米・下米之所御尋に付、書わけ上申候處、島方に應翌年納所可被仰付旨に御座候に付、望申村には皆御藏入知に罷成、翌年御納所被仰付候。御給人知に成居申度と申村には、島方かせぎ所に而も其分に御座候。則御知行割之刻も、上中下米・島方かせぎ所見合被仰付候、以上。

元祿七年正月十七日

御所村 長次郎

御改作御奉行

正月廿五日。今年を限り藩米廻漕の爲に尙千石以上の大船を用ふるを得しむ。

〔岡部舊記〕

覺

元祿六年十月二十日の條參看

一、西國船定之儀、木屋・升屋請合申奥書寫別紙遣之申候。

一、御國船積米高千石迄候。先頃定書遣之候。就其千石より米高多積申舟所持仕候者共迷惑仕候段、高島彦太夫方より御年寄衆へ御斷申入候處、今年は彦太夫願之通、千石以上之舟相加爲積申様にと被仰渡候。此並之船相改申儀、先達而申觸候通、七ヶ年を限諸道具等取分吟味可仕儀に候間、今般相究申船改人誓紙前書別紙案文調遣之候。

一、今般相極候船改人之儀、一日に八分充日用銀可被下候條、功才成者一ヶ所に二人充可有御申付候。出船御奉行中へも申渡候間、右日用銀請取候様には又可被申付候付、遠所へ罷越一宿仕候はゞ、宿賃二分宛相渡首尾に候。

一、於出船所舟足見届申儀、如前々出船御奉行より可被申付候間、左様に可有御意得候、以上。

右之通可被得其意候、已上。

正月廿五日

御算用場

長瀬善右衛門殿 石川三丞殿 高島彦太夫殿

大石彌三郎殿 今井源六郎殿 笹島豊前殿

加賀藩史料 第五編 元祿七年

眞田治兵衛殿 馬淵嘉右衛門殿 山村市十郎殿
今井源五兵衛殿

二月十一日。十村等川除その他土工施行の方法に關する意見を上申す。

〔岡部舊記〕

覺

あしめは豫定の義

- 一、川除用水並御旅屋・御藏・道橋等、惣而萬御普請人足、當年より先年之通御郡人足を以被仰付候はゞ、組々より遠方より百姓罷出候而者、往來道日つぶれ、其上作あしめも違、行當可申候間、其御普請所近所之寄日用を招、御奉行御指圖請、其所被召仕候様に仕度奉存候。是非々々寄日用無御座節、又は入川急成御普請者、猶以其近在組々より御郡人足を出し、十村・せがれ・手代・肝煎代々に召出、情を出し可申候。寄人足日用錢請拂之儀者、其日用之内より頭取人立させ、取遣爲致可申候。
- 一、根苧・籠藤・そだ・土俵・藁蔭並雜木材木諸色、所により直段高下御座候而、御郡中平均算用相、何共可取無御座候間、右品御定直段を以賣上人相極、裁許爲致可申候。
- 一、籠詰之義は、所により詰申日用直段高下御座候。是以裁許人相極爲相勤可申候。
- 一、土俵蔭之儀、上巻俵並に爲致可申候。此直段を以可被召上候俵ふとく御座候へ者、俵數

算用相は算用合

も入不申候。せぎ仕候而も流堅宜可御座奉存候。

金山様は金山堀か

- 一、鍬・蔭籠之儀は、日用人より持參爲致可申候。
- 一、石廻のみ・つち・げんのふ・たう鍬・かなてこ・鶴はし、百姓手前に所持不仕候間、さき懸焼直し、共に前々之通御公儀様より被仰付可被下候。不然者鐵道具入申御普請所者、入札に被仰付候者、金山様罷出入札可仕候。其上岩くり・石切普請、御郡人足者不得仕候。
- 一、古米計立濱出し・川下御調米上俵卷人足之儀、日宜次第に被仰付候に付、御郡人足爲相詰置申儀迷惑仕候。就夫一人に何石と跡々より御定御座候間、其御定之通に仕、其所々に而日用人足を雇出候様仕度候。然者杖・食番無し相勤可申候。
- 一、遠所御普請方夫石・栗石、御定直段之通に仕候而者、所により直段大分過不足御座候。日用頭勤候時者、諸色請取之内に損徳埋合申候得ども、只今百姓へ被仰付候へ者、何共損徳惣而百姓へ平均可申様無御座候間、其所々に而私共見計、裁許人相立可申候。
- 一、川除並外破損御普請御奉行、幾手合御出被成候と、御一手合手代一人充差廻裁許爲致可申候。左候はゞ人數多入申候間、今般増手代相抱、無滯様に裁許可仕候。
- 一、御普請入用銀之儀、御奉行御越之刻、銀子請取私共御渡可被成候間持參可仕候。重而御請取之銀子は、其御普請所より手寄之十村並せがれ・慥か成手代受取に金澤へ爲登、御奉行へ

相渡可申候。

一、人足等御郡切に相勤可申候、以上。

元祿七年二月十一日

新川・礪波・射水・能州四郡・能美郡御扶持人・十村連判

御算用場

二月十五日。石川郡上野新村等の農民辰巳用水の浚渫を出願す。

〔改作所舊記〕

一、上野新村・三口新村・涌波新村・栗林跡御田地、六十ヶ年計以前より御水道上水に而やしなひ來申候。右四ヶ所は新村に而御座候。中納言様御代には野毛に而御座候處に、御城中御水道之水多參候間、此水を以新開被爲仰付候に付、石川・加賀郡より望に罷出、村を相立申候。只今千石餘之御田地に罷成申候。此用水之儀は、脇より水取申方便無御座候。先年より去々年迄用水江ざらへ之儀、御普請御會所より毎年被仰付候處に、去年之儀は落土迄御取上被爲成候故、夏中手撰申候。左様御座候へば、御城中之儀は落土迄御取被成候ひ而も、水不足も御座有間敷候得共、田地へ宛申水は餘慶を仕懸取申儀に御座候に付、江ざらへ無御座候へば、少分之水かうばいに而御座候に付、川口へのみへ、江ぶちにもり上仕候へ共、水口に

中納言は前田利常

のまへは汎濫の義

而は水多様に相見え申候ひ而も手撰、日照之時分難儀仕申候間、先年より之通、毎年江ざらへ被仰付被爲下候様に、御申上被下候は、難有忝可奉存候、以上。

元祿七年二月廿五日

上野新開村	肝煎	誰
三口新		誰
涌波新		誰

田井村 次郎 吉殿

右之趣十村より改作所へ達し、御算用場に而僉議、改作御奉行之内中村四兵衛御普請會所へ參り、懸合之上、是より毎年江ざらへ、御普請會所より申付候事に相成候由、留帳にあり。

三月八日。先に刑罰を受けたる諸士の姓名及び罪狀を録上せしむ。

〔改作所舊記〕

覺

- 一、往年依罪御追放・居所御構之者共可書出事。
- 但御徒並以上之もの。
- 一、流罪之者等可書出事。
- 一、いまだ言上無之禁籠之者共可書出事。

加賀藩史料 第五編 元祿七年

一、追放立歸之者落着とく品相極、其居所へ可遣置者、誰に被預置候との儀書出べき事。

一、閉門・逼塞・蟄居・遠慮等之者可書出事。
右五ヶ條之趣、誰は如何様之品に而ヶ様く被仰付置候趣、罪之品相知候分は具に御書付、早々可有御出候。勿論右之品御支配之内に無之候はゞ、其段御書付可被指越候。御急用之旨御年寄衆被仰渡候條、書付早々可有御指越候、以上。

戊三月八日

御算用場

渡邊喜左衛門殿

永原權承殿

今般御尋之御書立之内、御追放・居所御構之者、但御徒以上可書上旨に御座候處に、今日被仰渡候は、町人之分は追放被仰付人々、往年より不殘可書出旨重而被仰渡候に付、早飛脚を以申達候間、御支配中被相觸、早々書付可被上之候。無之候はゞ尤其段をも以書付可被申越候。居所御構無之候而も、御追放と有之町人は御書出可有之候、以上。

三月十八日

御算用場

渡邊喜左衛門殿

永原權承殿

三月廿四日。東本願寺門主江戸本郷邸に前田綱紀を訪ふ。

〔政隣記〕

三月廿四日御上邸に、東御門跡・新御門跡御出。大御色代縁取之際に而御下乗。御前御式代御杉戸之外迄御出迎。御歸之節は階之上御杉戸際迄御送り也。麴類・御菓子等出、御盃事も被遊候。且御庭にも御出有之。

三月廿四日。來月法會を天徳院に營むを以て、附近の警衛を嚴にすべきを命ず。

〔改作所舊記〕

覺書

一、來月之三日より五日迄、於天徳院御法事有之に付、朔日より五日迄、石引町筋伊豫殿下之坂、並安房殿坂、此兩道筋御郡方之牛馬、惣而百姓男女共往來仕間敷候。爲見物罷出候儀勿論之事。

一、御法事之内、天徳院近き村々火用心並爲縮、拙子共より足輕廻し候條可得其意候。田井村次郎吉・上野村十右衛門儀、上野村へ相談、火の用心之儀は勿論、御寺近き村に候條、諸事

縮可申付候。牛坂村・牛首村之内、次郎吉手代等切々爲廻、右之通可申付事。

一、御法事之内、野々市村小左衛門儀、野田村・大桑村・法嶋村之内切々廻、火用心等可申付事。

一、御法事之内、御所村長次郎儀、若松村・兩田上村・鈴見村之内切々廻、火用心等可申付事。

一、御法事之内、鈴見村半右衛門・泉野村市右衛門・新兵衛・善右衛門・權兵衛・高尾村太右衛門儀、替々二人宛、兩笠舞村・土清水村・涌波新村・三口新村之内切々廻り、火用心等肝煎・與合頭可申渡事。

一、御法事之内、石川・加賀郡十村手代共之内五・六人程宛出し、石引町筋所々、伊豫殿坂・安房殿坂、此兩道筋一人・二人宛差置、御郡方牛馬牽通申ものは勿論、百姓共相通り不申様に縮可仕事。

以上

三月廿四日

三月廿六日。十村等百姓持高の預入返還に關する取扱を改作奉行に議る。

〔改作方舊記〕

一、耕作能抹故御年貢米難澁仕百姓持高、切高可仕旨畏奉存候。

一、跡々御年貢米難澁、身代たふれ、代物を取持高相渡置申分は、たとへ證文に預け高と有之候ひ而も、高爲返申間敷候哉。

御付札。去暮相觸申通、前々下に而持高斷聞届申間敷候。

一、代物取不申、一作預けと有之分は勿論、代物取候ひ而も一作預けと證文有之候はゞ、代物爲出、高本百姓に爲相返可申候哉。

御付札。此ヶ條も前々之事に候へば貧著仕間敷候儀に候。毎歳本百姓相對を以、其年切に預け置申様成品有之候はゞ、何時に而も又相對を以勝手次第本百姓手作可仕儀と存候。一作預け之證文に調候而も、數年打捨置候へば永く預申も同意に被存候。

一、手前不能成、代物取持高預け置申候處に、御貸米本百姓に爲相計申候はゞ、代物出し返し預り申高之儀に候へば、たとへ如何様之證文有之共、代物高本百姓に爲返可申哉。

御付札。此ヶ條も縦御貸米は本百姓より計候而も、去暮相觸申通斷聞届申間敷儀と存候。

一、幼少に而親死去仕刻、一門又は同名之内に高預置申分は、親相果候刻、手前不能成代物を取申候共、其代物出し候はゞ高爲返可申候哉。

御付札。此ヶ條も親死去仕候後、せがれ耕作難仕候へば、退轉百姓同事に候。左候へば斷聞届申間敷儀と存候。

一、親死去之刻、諸式無心元者、一門共後見仕居申候處に、其後手前おとろへ奉公など仕に付、高後見仕者に預け置、只今高取可申と申候へば、證文無之候間高返申間敷と申候へ共、爲相返可申候哉。

御付札。此ヶ條も本百姓之せがれ毎歳年貢方之過不足算用等承届、不足候時はつぐなひ申様に仕來分は、田地をはなし不申儀に候間、何時に而も勝手次第請取耕作可仕儀に候。左様も不仕打捨置事に候はゞ、斷届申間敷と存候。

一、次男より末子に高をわけ、別家爲致申間敷旨。然共宿町に出し、町人は他國に參安く候へば、若百姓筋之者御法度を背、他國に罷越儀も可有之候間、左様之者奉公爲致、又者嫡子より介抱仕、他國に罷越候様に可仕候哉。

御付札。此ヶ條去暮申觸候。

右之通御窺申上候、以上。

元祿七年三月廿六日

- 御所村 長次郎
- 忠繩村 彌右衛門
- 南中條村 十郎左衛門
- 中橋村 久兵衛

- 田井村 次郎吉
- 福留村 間兵衛
- 野々市村 少左衛門
- 押野村 太郎右衛門
- 村井村 與三兵衛
- 淵上村 源六
- 劍村 又七

御改作御奉行

四月三日。本日より五日まで前田光高の五十回忌を天徳院に營む。

〔重輯雜談〕

一、元祿七年四月五日は陽廣院殿五十年の御正忌故、前年癸酉七月御參觀前に仰有て、今迄の御靈堂をば疊み、高德公・天徳公御靈堂の並に、同様に改造せらるべしとて、馬廻定番頭平岡五左衛門・小姓頭不破平左衛門奉行として、手末の役人數多究り、上梁文之所に具在秋末より造營に取掛り、御法事前に出來す。靈堂内天井は、金のがう天井に色繪の一房花、黒漆の縁、金滅金の金具、張付は各金地に紅白彩色の蓮花、鴨居より上は桐鳳凰の繪也。内の丸柱共、各黒漆

金滅金の金具也。内外の墓股を初、所々の彫物種々の花鳥を彩る。各結構を被盡、材木は檜也。靈堂の三並の門靈堂一に一の門と云、此同門三あり。其次の門を二の門、靈堂の惣構の門を三の門と云。城州大和田より、黄檗派の寺を造る工人秋笹と云者を召下され、又は國工を大和田へ被登、其派の門を被模也。其門は瓦屋三聳、真中に圓形とて、丸く内外見通す明間、或二尺計或三尺計にして、壁は各白土也。石壇は越前青石を以龜甲に切合たり。三靈堂の隔の玉垣は、彫物などありて互に見通す。此三庭宇櫻欄を植ゑ、三門より續て回廊あり。道は扣土を以ぬる。一の門外と二の門内諸木を植、戸室山の石にて手水鉢二器居之、樺柱こけら青の蓋あり。武州上野の御佛殿の手水鉢を被似と云々。自江府比良只右衛門を被越、一の門内外上野を被移。其外庭上を造る。比良は此事に甚長じたればなり。諸臣樹木を献じて植ゑ。比良依召又往江府。三の門の外堀あり。兩方戸室石にて疊之。唐蓮を植、盛の時は甚美也。尤橋を掛、此邊に御席への門あり。此外に右の堀横に折て又橋あり。其外にやらる門あり。其外は寺の惣門也。やらる門の外には松櫻楓等數百千本を植、又山門も此般式の尺丈に合せ、丹には非る糞塗に建改め、寺の玄關迄青石の壇を通す。惣門も新建也。山門に今迄鎮座の二王、由緒ある故彩色を不改、古佛の儘にて被居。此兩門も一二三の門も各瓦葺也。是迄は御法事前に功訖。右の外に若火災の時御牌を被除入倉二庫裏の邊、佛殿の後に書院を數間被建、倉二の内一は御

忌回は建廻か

仙溪院は前田利常の女熊姫

寶物藏也と云々。此等御法事前段々に被立、奉行は不破・平岡。不破は其内江戸へ召て、西尾相司になり御留守居役を務む。其後に又高泉和尚へ被仰遣、額聯等出來して被掛也。御法事前出來分の入倍七御法事惣奉行は前田駿河守孝貞、御名代焼香は本多安房守政長、御法事の奉行は寺社奉行の岡島市郎兵衛並平岡・不破也。御導師は寶圓寺隆玄和尚。天徳院因無住如此云々。四月三日に初り五日に終る。隨分丁寧なる様にこの事にて、先々の御法事より僧數も多、三百五十人の衆來となり、老中初詰人各長上下、參詣も常に肩衣著する輩は長上下にて、山門よりかゝげを下し、如例縁頬にて拜禮す。山門より玄關迄物を敷、其外所々の番所等如例忌回。但惣門の外修覆、兩方に籠垣をあて、其中道を造、惣下馬等修覆は例に違ひ、奇麗に被改。當寺受取火消成瀬氏・本多氏、近隣に出て守護する事、微妙公三十三回忌に青山・山崎勤たるに同。尤勝次郎殿・富五郎殿並姫君方の名代焼香あり。仙溪院殿よりも長田を名代焼香に被遣。富山より近藤主計家、自大正持生駒監物來て焼香を務む。三月末より快晴、失火いかゞと各令氣遣處、四月一日より大雨、二日の夜より霽に屬し、首尾無殘所、出家中の作法以の外見事に、役人方へ掛て少の障なく、領内靜謐大事之作善追福相濟畢。江戸には於廣徳寺二日四日五日御茶湯あり、御參詣を被成けると也。委は不知、略して記留處也。

〔政隣記〕

五日、如本書三日より今日迄於天徳院御法會有之、御施行米玉泉寺・東末寺共百石宛也。御施行奉行東末寺に而は御歩頭赤尾助左衛門・篠原刑部、御歩小頭一人・御歩二人罷出、女並子供に御施行也。

一、右に付朔日より御鷹野に出不申、御家中殺生遠慮也。且御法會下奉行平岡五左衛門・不破平左衛門勤之。御代香本多安房守。

四月廿六日。前田綱紀柳營に上り徳川綱吉の講書を聴く。

〔徳川實紀〕

四月廿六日、家門庶流の輩及び松平加賀守綱紀・井伊掃部頭直該めされ、御座所にて論語の御講説各拜聴せしめらる。水戸中納言光圀卿にも大學を講せらる。はては猿樂の御遊あり。おのゝく拜覽す。江口・安宅・亂を御所作あり。氷室は松平飛騨守利直、忠度は本多下總守康命役す。

〔重輯雜談〕

一、元祿七年四月廿六日邦君御登城、三卿御同席にて御講談御拜聞。是は御願か、先年御願なざるゝ易の御講か、其委を不知。御能も公方三番、大正持の利重主を初奥詰の面々立替て被舞云々。此時文臺・硯箱を三家衆御拜領也。御手白也同五月六日老中方被招請時、先年の御書同

利重は利直の誤

じく御披、乃前に具也。

〔政隣記〕

猶以今般御菓子御料理、三方薄盤被仰付、御茶も臺に而被下之、重々結構成仕合候。隨而廿九日岩松殿結納之祝儀首尾好相濟、當月六日御老中招請、萬端無殘所彼是令大慶候。此等之儀打續候故、右仕合之趣早速不申聞候、以上。

去廿六日御講釋御能被遊候條可致出仕之旨、其以前被成御奉書候付而登城之處、於御座間御三家・甲府殿御對顔、自分も御目見仕、追付論語雅也篇之内御講釋拜聞被仰付。御講以後各御表迄退出、無程又御座間召之、御能拜見、且又御三家方御同席に而御菓子御茶御料理頂戴之。御能相濟、重而御前に被召出、御文臺・御硯箱拜領之御目錄御手自被下候。誠以重疊忝仕合冥加至極御事候。將又去十八日歳暮之御内書初而被成下御判、難有次第候。此儀乍序申達候、謹言。

五月十四日

宰

相

本多安房守殿

前田駿河守殿

前田主税殿

加賀藩史料 第五編 元祿七年

長九郎左衛門殿

横山左衛門殿

村井出雲殿

五月六日。前田綱紀昇官祝賀の爲閣老等を江戸邸に招請す。

〔政隣記〕

五月六日、舊臘御任官御祝儀、並去々年御拜領之御繪御披旁、今日御老中方御招請、於御小書院御筆之御繪・御文臺・御硯箱御拜見、其後御大書院に御出、御能初る。

高砂 觀世 東北 寶生 養老 金剛 末廣 登仁右衛門

福の神 大藏彌太郎

但御小書院に御通は、御老中大久保加賀守殿・阿部豊後守殿・戸田山城守殿・若御年寄秋元但馬守殿迄也。其外御奏者三浦壹岐守殿・御留守居年寄岡部丹後守殿・大目付前田安藝守殿・御作事奉行小幡三郎左衛門殿・御普請奉行中坊長兵衛殿也。右御老中等、於御大書院三汁十菜御料理、木具に而御饗應、御先立中川安左衛門・戸田清太夫、御通役御大小將野村勘兵衛等十人、手長新番三輪七郎兵衛等四人。御小書院於二之間御一門様方、三汁十菜木具、御通御大小將並新番交。與御書院二之間御一門様方、三汁十菜木具、御通ひ如前。同御間於御勝手

御出入衆、三汁十菜木具、御通ひ同前。表御料理之間に而御城坊主、三汁十菜木具、御通ひ御歩。御老中御退出後御能五番。

羽衣 田村 通小町 花月 狸々

〔重輯雜談〕

同七年五月六日老中方を被饗應。役人衆四・五十人も被仰入、可參之旨雖令諾答、例の事にて前日・當日に至り及難澁の輩是多。土屋は月番也。今日初終近年勝たる宜首尾、老中方も事の外の賞歎と云々。年頭披露人土屋にて加賀宰相中將と被唱。今迄は自身に御太刀御持參御禮。端午の御内書も御列初て御書判也。年首の吳服尤綾を被加、三位已上の御あしらひさもあるべし。別録に其品各書之、仍此に略して來客大久保加州・阿部豊州・戸田城州・若老秋元但州・奏者番三浦壹州・御留守居岡部丹波守・大目付切支丹奉行前田藝州・作事奉行切支丹奉行小幡三郎左衛門・普請奉行奥田八郎右衛門。

右は大書院にて三汁十菜木具仕立の饗應也。此陪膳十四人野村勘兵衛・稻垣内之進・田尻宅之丞・古屋長次郎・村上傳右衛門・平岡長五郎・伊藤

藤帶刀・津田久之丞・芝山八郎兵衛・中村吉郎兵衛・宮崎平太夫・黒坂左平・原十郎兵衛・青地源次郎。手長四人三輪七郎兵衛・水野平八郎・篠原甚佑・大島忠太夫。

安藝侍從・嫡岩松主後備・淺野土州・織田豆州信武・橘隆菴の五輩御勝手衆は、小書院二の間にて塗木

具三汁十菜。此陪膳七人氏家喜六郎・藤田八郎兵衛・吉野善八郎・青木新八郎・石野權平・不破辨六郎・坂野才之助。

飛州主・主膳主・前田右京・前田帶刀の四輩は、與書院二の間にて塗木具。此膳通者五人青木孫

笹皆右衛門・長谷川逸角・坂野權之助・津田藤藏。

本多彌兵衛・横山左門・木下平之丞、右三人勝手方にて右同斷。此通ひ五人。今村吉平・今村治兵衛・富田助之進・奥村友之助・田尻喜太夫。

永原珍阿彌・星野玄阿彌・石川金阿彌・井上玄徹・中川立甫・鈴木林碩・坂入半平は、大書院の勝手にて木具之膳部。此通八人。津田惣五郎・松田六郎兵衛・橋本岡佐・宮井彦太夫・嶋野七郎兵衛・和田又八郎・毛利覺太夫・大窪吟左衛門。

福田五左衛門御料理人也・益田了意・益池休夢・板倉喜菴・同喜春、右は表料理の間に内にて料理被下、木具也。老中方自營中直に來臨、午下於小書院御繪並今度御拜領の御硯・文臺御拜見訖、大書院着座、熨斗出又引之、能初る。高砂觀世・脇源七・小五郎左衛門・大三介・笛忠次郎・太鼓三郎左衛門。東北寶生・脇新丞・小長右衛門・大市郎兵衛・笛又六。吳服祝言十太夫・脇清三郎・小清六・大三郎右衛門・笛少兵衛・太左吉。狂言は末廣にて仁右衛門也。饗應出、盃酒濟之後、奥村壹岐家老を初、小姓頭以上十三人、老中の盃を玉ふ。一度に三人宛出て拜吞す。膳畢、露地へ被出、奥書院にてもす、り團子出、庭宇の亭兩所にても菓子出、大書院へ歸入の時菓子・吸物出、能初る。露地步行之内能を止。畢未下刻頃各退出也。其後に能五番有之。不殘退出は申下刻頃と云々。右五番の能組。羽衣十太夫、脇源七・小長右衛門・大一郎兵衛・笛忠次郎・太左三郎左衛門。田村政之丞、脇甚左衛門・小七左衛門・大傳藏・笛牛之助。通小町寶生、脇新之丞・小五郎左衛門・大三助・笛又六。花月吉之助、脇清三郎・小六之進・大勘左衛門・笛平八。亂觀世、脇甚

左衛門・小清六・大三郎右衛門・笛少兵衛・太左吉云々。今日之飾は、

大書院

床 中壽老人、左右上り龍下り龍、雪舟筆。立花二瓶からかれ耳付花壺桑木地

附書院

硯 結隣 硯屏青貝 筆架からかれ琴高 軸木地彫物 墨いびつ 軸止金紫銅牛

棚上 香爐白高麗蓮 盆堆紅菱

棚下 盆山鶯鷲石 木地盆

同二之間

床 鶴二幅對、王若水筆。香爐獅子からかれ。青貝卓

小書院

御拜領御繪・御文臺・御硯箱。

奥書院

床 雪舟筆茶 讚南堂。

棚 朗詠二卷 亞相公任筆。

廣間

加賀藩史料 第五編 元祿七年

床 子昂の山水。鴨香爐からかれ。四尺くりの卓。

五月十六日。飛驒高山在番の野村五郎兵衛等金澤を發す。

〔政隣記〕

五月十六日高山在番御馬廻組頭野村五郎兵衛等金澤發出。同廿一日交代。但正月廿四日從江戸飛脚を以五郎兵衛等可被遣旨出。同廿五日御馬廻組頭津田求馬等金澤に歸る。附、野村等爲御尋、從金澤御使番平田清左衛門を以、御茶・御菓子等被下之。

五月廿九日。前田綱紀又淺野光晟等を招きて昇官を祝す。

〔政隣記〕

五月廿九日、今度御任官之爲御祝儀、安藝守様・岩松様・主膳様・采女様御招請、其外御出入衆、並狩野家・本阿彌家・後藤家等百人餘、御料理三汁九菜、於御舞臺御能九番有之。

五月。十村等物成の算法に關して上申す。

〔温故集錄〕

一反歩物成之儀御尋年貢圖覺

一、三百六十歩

一反上田

安藝守は淺野光晟
岩松は淺野吉長
采女は前田利昌

内六十歩

あぜ引

殘而 三百歩

此出來米二石四升

但、百姓手作に仕上田に而、取上げ申圖り一步に付八合宛。

八 升 六十歩あせ歩數の内三十歩無地、殘而三十歩大豆小豆作取申候。三十歩

歩畠並三ツ折にして一步に付米八合充。

一斗二升 ゆりこ二斗四升、但二つ折にして。

八 升 めうし二斗四升、但三つ折にして。

二斗五升二合 わら九十束代六分三分。但米直段石二十五匁にして。

米二石九斗三升二合 但一步に付八合一勺四才四毛に當る。

右上田之所に而、百姓手作仕、出來物品々正味米に仕、如斯御座候。在々之内免相高下御座候。然共高免之所下免之所、上田尤多少御座候。則下々地之所地子米にも一ヶ村之内に高下御座候、以上。

元祿七年戊五月

御所村 長次郎

田井村 次郎吉

閏五月三日。東本願寺金澤別院の造營に着手す。

〔聞書之抄〕

同年閏五月三日より東末寺造營之事、石引貴賤男女群集して大石を引、次第に大石になり五間・七間の石をも引也。子供は百計も又百餘りも寄合、其分限に應じたる石を引也。木やり音頭種々の装束を着る也。大石之童損じ過ち人有之。同月十七日より童にて引石法度になる。其後又訴訟仕、廿二日より童にて大石を引也。

閏五月廿二日。前田綱紀柳營に登りて徳川綱吉の講書を聽く。

〔政隣記〕

閏五月廿一日、明日御講釋御仕廻被遊候間、御登城被成候様御老中方御連名之御奉書來。則翌廿二日御登城、御歸館後御普爲聽、御小將横目以上の壹岐演述。

今日九時紀州様・甲府様・相公様御座之間に被爲召、追付出御、其御座に而御講釋御拜聽、論語之内被遊。其後甲府様御講釋被仰付、是も論語之内被成候。紀州様・甲府様兼而御願置被成候御筆之物御拜領被成候。是は當朔日歟御願被成候様に御覺被成候。御次御退御拜見之處に、御名乗無御座候に付、御加被下候様にと重而御願被成候得ば、早速御名乗被遊、西湖

之間に被成御座候内、秋元但馬守殿御持參御頂戴被成候。其前相公様御次に被成御座候内、柳澤出羽守殿御申候は、相公様も御願不被遊候哉と御申に付、去々年御三卿様方も御拜領不被遊候御繪御願、御拜領に候得ば、又候哉御筆之物御願候儀憚に思召候間御願被成間敷旨被仰入候處、不苦儀に候間御願可然旨御申、山城守殿も御願被成候様に御申に付、左様に候得ば別而御願被遊由被仰入候處、左候ば御前の御出被成御願可被成旨に而、山城守殿御誘引御前の御出、御願之趣山城守殿被申上候。其刻去々年御繪御拜領御間も無御座故、御筆之物御願之儀憚に思召御控被成候旨御直に被仰上候處、近日可被遊候、其砌相公様御講釋も可被仰付旨上意に候。其後於西湖之間、御薄盤に而御饗應。畢而於御座之間御仕舞御拜見、此内御茶被進候。前々御能之時分は、御茶被進候得共、御仕舞之内は御茶被進事無之儀に候。其後御次に御出被成、御仕舞御拜見御禮、重而御前の御三人様共御出被遊候處、於御次緩りと御茶給可被申旨上意に候。且又今日紀州様・甲府様・相公様御三人之外は、水戸中納言様・肥後守様・井伊掃部頭殿も不被成御出候。右段々結構成御様子共有難被思召候。此段何も可申間旨御直に被仰渡。

六月六日。十村等川除普請施行の方法に關する意見を上申す。

〔岡部舊記十種〕

- 一、川除用水御普請、是跡之通御郡人足に被仰付候者、其組十村・せがれ・名代、並村肝煎代々に罷出可申候。
- 一、御普請丁場、御奉行様御圖り之上丁場人足に相渡、御普請爲致候者、請取普請に十村並村肝煎申付、其情を出可申候。入札に被仰付候而も、人足多入申間敷候。
- 一、出船人足之儀、日宜次第御用に付、遠方人足難勤御座候間、其所々に而裁許人様御定之日用銀之内を以、杖・食番なしに裁許人働次第人足雇出申様可仕候。
- 一、古米計立之儀、右出船人足裁許之者支配爲致可申候。
- 一、根苧藤の儀、在々頭振・百姓之内籠組之者に裁許爲致可申候。山方村々かせぎに御座候間、十村よりも申付調可申候。
- 一、土俵蔭之儀は、米俵程に被仰付候者、只今迄土俵五百之處に百程に而も可然奉存候。則右俵蔭賣上申者之内頭取人極裁許爲致申候者、惣代銀之内半分程ならでは入申間敷様奉存候。
- 一、持籠之義、罷出申人足持參可仕候間、被召上持籠入申間敷候。
- 一、鍬・石込人足持參可仕候。石廻之儀は、御普請丁場より入申に付、少分に御座候間追々用意爲致可申候。

下掲は年紀
明ならずと
いへども前
文に關係あ
るを以てこ
ゝに録す

- 一、岩くりのみ・げんのう・鶴のはし等之儀は、用水破損御普請所に多入不申候間、是跡之通御公儀より御貸被成、損じ候はゞ焼直し返上仕候様に被仰付候得者、手支申儀無御座候。
- 一、御普請入用銀、御奉行様より十村受取、普請所手寄之十村方に預け置、御用次第相渡申様に可仕候。又御普請所により入用銀取に被遣候刻も、十村並名代に而も相越請取、御普請所へ持參可仕候。
- 一、御普請人足跡々之通、御郡切被仰付可然奉存候、以上。

元祿七年六月六日

御所村長 次郎
田井村次郎 吉

- 一、川除並用水御普請仕候儀、其以前は御郡切百姓中罷出普請仕候處、改作百姓普請に罷出申候得者、耕作據に罷成候由に而、三十ヶ年計以前より日用頭相極申候。
- 一、日用頭裁許仕候に付、人足日用銀之内一人に五厘充日用頭取申候。其外杖・飯番として川除御普請人足百人六人充、用水御普請に三人充、日用頭に御公儀より被下候。
- 一、同御普請入用物品々被召上分、不殘百姓賣出申候。然其裁許人買上利を取申候。
- 一、右御普請人足、日用頭裁許に而も大形百姓罷出申候に付、日用頭裁許人に被下分御公儀様より多出申候。

一、同御普請札頭奉行前より請取、段々下へ落し申候。百姓普請に罷成申候而も、札頭下に付に御座候に付、日用銀取申儀專に存候、御普請も兪相に成申候。

一、先年御普請人足裁許は、村肝煎並十村・同せがれ・手代罷出申候。

一、右之通に御座候に付、御普請急に無御座候處は、百姓耕作すきに被仰付候得者、據にも成不申、右之入用無御座様奉存候。其上御郡切に人足出相勤申儀御座候へども、川除無御座村々より人足出申儀御座候故、十村中互に詮議仕難所者不申上候。只今之通に御座候得者、日用人足百姓罷出候而も、日用銀取申を專に奉存候故、御普請も兪相に成申候。入川等御座候而、立毛の上水押申時分、五日・十日違にて、押申候得而も手入仕候得者作出來直り申候。入川堤所普請日數延候得者、其間作之手入も不仕捨置申内、水押重り申候に付、御普請も大分罷成、立毛も大分損申に付御損多成申様に奉存候、已上。

十月廿七日

六月晦日。前田綱紀就封の暇を受く。

〔御年表〕

六月晦日、上使戸田山城守殿を以て御暇、翌日御登城、奥村壹岐惠輝・前田對馬孝行御供にて御目見。

是月は大盡なり

〔重輯雜談〕

元祿七年の御暇も秋たるべしと各思惟する處に、六月晦日戸田忠昌を以、例の通御暇也。六月中の御暇なれば、時服の替有て公儀の御爲に宜故如此と惡口を吐。併三卿方にも秋の御暇とてはなし、仍如此乎。前日俄に被仰出、用意なるべきか否の御尋にて、可調との事に究り、右の通を後に聞ゆ。公は駒込に御入也。前廉に御聞ありしは不知。城州上使に被出と申來、俄の事にて初の程は上下行當り騒動し、公も急御歸ありて上使を被待受と云々。何とぞ子細有間布にては無か。

朔日に御禮に御登城の時も例の通也。但御鷹は不被進。尾州の御暇には御茶入御馬、此方へは御馬計を被進。此違目のみ尾州候に替る。

七月三日。前田綱紀柳營に登りて徳川綱吉の講書を聽き又親筆の額面を受く。

〔徳川實紀〕

七月三日、松平加賀守綱紀・保科肥後守正容かねて願ひ奉るにより易の御講義あり。御筆の大字を給ふ。はて、饗せられ、御舞を見せしめらる。綱紀・正容も論語を進講す。

〔政隣記〕

七月三日御登城、御歸館後御普爲聽、御小將横目以上の壹岐演述。但昨日奉書到來、今日巳刻御出、未中刻濟、直に御老中の御勤也。

今日御登城被遊候處、公方様御座之間に出、御懇之上意、易乾卦御講釋、其御席に而相公様の御所望、論語之爲政篇一章御讀、其次肥後守様是又右之篇御讀被成候。御左之方常に紀伊大納言様御座所に、相公様御一人被成御座候。御右之方肥後守様・御老中方御列座。御退本庄因幡守殿・若年寄衆御居並に候。右御講釋畢而、御筆之物御拜領被遊候。御實名無御座に付、御直に被仰上、即刻被遊被進候。其後雁之御間に而、相公様御一人御料理被進、重而御前の御出被遊、御仕舞御拜見、相公様にも御仕舞被遊候。右之御禮被仰上候處、御茶可被下旨上意、西湖之間に御老中も御出、御茶出申候。易は内々御願之由被聞召候に付、今日御講釋被遊候由上意、御仕舞之儀も何成共御望可被成旨上意に候處、暑氣之時分に御座候間、早き儀は御控被成、樂・鞆被之内御願之旨被仰上候得ば、來年迄は遠き儀に候間、無遠慮可被仰上候、熊坂・舟辨慶之内可被遊旨上意に付、熊坂御願被成候處、則御仕舞被遊候。柳澤出羽守殿御使に而、易御講釋何与思召候哉与御尋に付、易は人々讀申にも耳遠き物に御座候。御講釋は一々御合点被成よく、誰讀候共々様には難及儀と被仰上候。御拜聽之時分にも、御講釋御勤被成候刻も、御手つかれず候様に上意、御懇之儀共有難被爲思召旨、御小將横目以上の可申聞

旨御普爲聽也。

但今日御拜領之御筆之物は、徳不孤の三字大字、外細字御諱有之額也。附、去々年御拜領之御筆之物は、深山畫眉鳥之御繪也。九月廿二日於金城御昇進御祝御兼、御能・御筆之物も物頭以上拜見被仰付。

〔政隣記〕

七月三日、如有本書御登城、御筆之物御拜領等被遊、未刻いまだ御歸館無之内、右御筆之物御徒目付田澤吉左衛門・御小人目付川口左平次・御使役山田勘四郎指添、新組之者持參、聞番戸田清太夫も指添、大御門より御立關に持參、敷附之上に壹岐・對馬・與三兵衛罷出取次、御大小將西尾次左衛門・柘植平左衛門受取之。御書院通御次の持參、永原治兵衛・齋藤吉左衛門二人共御近習頭出向、御近習番水原儀兵衛・佐久間市右衛門請取之。御居間書院御床に上置之。但御次迄野村與三兵衛・笠間又六郎持添參、御徒目付は御廣間二之間に而、戸田清太夫相伴に而二汁七菜御料理被下之。給仕御歩勤之。御小人目付御使役は、於御使者之間二汁六菜御料理、坊主給仕に而被下之。新組之者共持參人は、於上使腰懸に一汁五菜之御料理、坊主給仕に而被下之。

附記御暇後御登城、如今日之御首尾是迄初而也。

一、左之通被成下御書。

去晦日以戸田山城守殿國許の御暇被仰出、時服・白銀拜受之。翌朔日登城、於御座間御目見、御懇之上意、御馬拜領之、御熨斗匏被下之。且又來三日御講釋可被遊旨之由御意之趣、御老中被申渡之。次奥村壹岐・前田對馬御前に被召出、其上時服・羽織頂戴之、重疊忝仕合候。然ば昨三日四時過罷出候處、此節も御座間に而御目見、忝御誼之上易乾卦御講談被遊候。拙講をも被聞召、御筆之大御文字拜戴之。特御實名之儀御直申上候得者、即刻被添御筆、別而難有御事に候。其後於雁間御料理御茶被下之。追付御仕舞拜見、特更來年迄之儀候間、何に而も可奉願之旨仰付而、無憚願之通申上數多拜見、其上御餞別之思召候哉、猩々亂被遊、御茶をも被下可被歸之旨上意、重々忝冥加之至不過之候。此等之趣爲可申聞如此候、謹言。

七月廿六日。前田綱紀保科正容等を招請して徳川綱吉賜ふ所の筆蹟を披露す。

〔政隣記〕

七月廿六日、今般御拜領之御筆之物徳不孤之三字 横物大字也表具師宗惠被召寄被仰付。紀伊光貞卿は尊徳性の三字、甲府綱豊卿は敬直内の三字、各横物被進之。
右今日御披、肥後守様・安藝守様・岩松様御招請、御勝手は主膳様・采女殿其外御通路之御面々

肥後守は保科正容

御出、右御三人之御客御揃被成、御奥書院の御通、御筆之物御拜見、追付御大書院の御出、御能九番被仰付、已刻初申下刻相濟。

七月廿七日。前田綱紀牧野大藏を招きて徳川綱吉の親筆を覽しむ。

〔政隣記〕

七月廿七日牧野大藏殿備後守成貞朝臣御孫備前守成春朝臣御三男也御招請、本庄因幡守定資朝臣桂昌院様御舎兄常州笠間五萬石御押掛、右於御奥書院御筆之物御拜見。於御小書院御養應、御盃之内寶生大夫に謠被仰付。于時大藏殿の御能御所望有之、俄に於御舞臺御興行。御能組左之通。

鶴 龜 大藏殿 鐵 輪 寶生大夫 橋辨慶 大藏殿
善 界 大藏殿 猩 々 吉之助

右畢而於御書院後段出、大藏殿・興津兵左衛門殿・寶生父子仕舞、御前にも御仕舞被遊、畢而戊刻御退出。

八月四日。能登に於ける幕府領の代官、加賀藩の領内を通過すべきを以て郡奉行に心得を諭す。

〔改作所舊記〕

- 一、能州御公領御代官五味小左衛門殿、近日江戸より下通御代官所へ御越、越前へ御通候由に付、如先格御馳走之儀可申觸旨被仰渡候間、可被得其意候事。
- 一、於松任・津幡・高松、小左衛門殿御宿一軒並下宿一軒致掃除、賄方可入器物等用意仕置候様可有御申付候。勿論旅宿之前砂など敷申間敷事。
- 一、御通道筋並町之中御通前廉、一通り掃除仕置、御通之砌は掃除人不能出候様可有御申付候。勿論砂など敷候儀無用に候。且又町之内見世に而商賣常之通に仕、不作法成躰無之様可被申付候。家之亭主町口或は場之内へ罷出畏有之儀無用之事。
- 一、宿繼之人馬數、先達而送狀可參候間、其趣を以於宿々用意仕置、無滞様に可被申付候。尤馬繼之宿々、肝煎二人上下着、町端へ罷出案内仕候様御申渡可有之候。且又御賄方木賃旅籠之様子申送有之か、無左候は下宿へ尋に遣、其通致用意、賄方可入物御用次第相場を以賣上、手間不申様可有御申付候事。
- 一、御通道筋並町之中、往來人立留見物がましき躰無之様御申付、若行懸り候者道脇へ退、笠をりと畏有之、不作法成儀無之様、急度御支配中可有御申付候事。
- 一、粟生舟渡所手寄之一村十人、羽織迄着仕、肝煎一兩人召連、裁許仕候様可有御申渡候。

定渡舟二艘水子八人之外、増人足十五人出之、舟場に而荷物等無滞様可有御申付候事。

一、御通之刻水出候は、步渡之川有之候は十村見計、川越之者少々出之、肝煎一兩人極付置候様に御申付尤に候。勿論淺き川には無用之事。

一、松任・津幡・高松之内御止宿之所へ、各之内一人被罷出、宿主を以、私儀當郡支配仕者に御座候。自然御用等も候は、可被仰聞候。御宿へは控候而伺公不仕由、小左衛門殿家來中迄可被申入候、以上。

八月四日

御算用場

渡邊喜左衛門殿

永原權丞殿

八月十三日。前田綱紀江戸を發して金澤に向ふ。

〔政隣記〕

八月十三日御發駕、同廿五日御歸城也。但御廣式番長田作右衛門、御道中川渡奉行相勤候處、信州關川之於御旅館、十九日曉天家來兩人刺殺、其身も自害。亂心之沙汰也。

〔政隣記〕

八月廿五日御着城、江戸へ之御禮使、人持組成瀬内藏助當隆御前へ召候後、於年寄中席御時

服三・御羽織一被下之。追付發足、九月日江戸着、十五日登城御目見。十九日殿中於檜之間御奉書、御用番土井山城守殿御渡、如例時服三拜領。

九月十三日。本日以降前田綱紀屢金澤城に於いて徳川綱吉の親筆を拜觀せしむ。

〔政隣記〕

九月十五日御拜領之品々竹之間御上段に御飾、御姫様方御拜見。右相濟、本多木工・前田市之助・奥村兵部並大野智石・石野休甫・中川意半拜見被仰付、御能見物も被仰付。

但當十三日も右御披御能有之、番頭以上拜見、見物等被仰付、前洩に付爰に附記す。

〔政隣記〕

十八日御能被仰付、今度御拜領之品々御飾、寶圓寺・瑞龍寺・如來寺御招請拜見被仰付。其次天徳院看坊並會下長老中、二之間御敷居際に出拜見被仰付。三寺和尚並長老中三汁十菜御料理、御廣間上之間より二之間に懸列居被下之。給仕御大小將、平僧は櫻之間に而二汁七菜御料理被下之。

一、諸役懸りも御能見物被仰付、於柳之間・躑躅之間、一汁三菜御料理被下之。十九日勝興寺御招請、昨日之通。

九月十五日。石川郡劍村の十村、村名の由來に關して上申す。

〔十村舊記〕

劍村与申由來、中頃鶴來村と云、其後劍村と改り候、委細可相尋旨生駒右近殿承候而被仰渡候間、右之様子存者可有之候條、相尋可申候。年寄候者之内、慥成儀に而無之候而も聞傳居可申候間、左様之者は幾人に而も召連、早々可罷出候。則御尋之様子、右近殿口上之趣、其方爲心得有増別紙覺書遣候間、可得其意候、以上。

九月十四日

永原權丞

劍村 又七

覺

一、劍村之劍与申字、古より由來有之候哉、中頃鶴來と書替候儀可相尋事。
一、劍村と改り候は何之時分、如何様之子細に而書替候哉、但古は鶴來と書候哉可相尋事。
一、劍村に古大き成社有之、此由來に而劍と書候哉。一説に右社之内に石佛有之、此佛之むねに劍と申字ほりつけ有之由、此等之儀は實正に候哉。何に而も劍・鶴來此二品之子細可相尋事。

九月十四日

就御尋申上候

一、劍村之劍与申字出来候儀は、劍村氏神不動之社御座候。昔より金劍宮と申傳候。同宮續村とつるぎと申社跡御座候。ケ様之儀に而劍村と出来候儀と申傳候。
一、七十ヶ年許以前、五・六年之間度々火事に逢不吉之由に付、其時分劍村御支配中村刑部殿より、鶴來村与被書替候由。延寶二年迄用申候。延寶二年に劍村与御改被成候、以上。

元祿七年九月十五日

十村 劍村 又 七

永原 權丞殿

九月廿六日。飛驒高山に在番する爲山崎源五左衛門等金澤を發す。

〔政隣記〕

九月廿六日高山在番御馬廻頭山崎源五左衛門等金澤發出。

但、六月晦日飛州に可被遣旨被仰渡、九月十九日御能見物、御料理被下、同廿五日於御前源五左衛門に御時服三・御羽織二、里見治左衛門・富田四郎兵衛に御時服二・御羽織一宛、小堀左兵衛・津田酒造・不破覺丞・渡邊喜左衛門に御時服二宛被下之。十月七日野村五郎兵衛等金澤に歸着。

〔改作所舊記〕

二十日とあるは誤なるべし

一、飛州高山御城番代り山崎源五左衛門九月廿日金澤發出、宿々馬數等如去年。
十月。加賀郡高松浦に漂着せる着船を金澤に運搬せしむ。

〔改作所舊記〕

一、加賀郡高松浦に流寄候唐船を、御郡方手合に而西蚊爪村の川迄引寄、夫より三十人頭手合に而御城迄着届被仰渡候、以上。
留あり十月。

十二月十四日。江戸及び大阪に藩米を廻漕する船舶は六月晦日前各浦に集合すべきことを命ず。

〔御條目等書上帳〕

江戸並大阪御廻米積可申船、前々より六月晦日を限浦々に着船仕格之處に、近年猥に罷成、七月に入候而着岸仕舟も有之、出船延引に罷成候。依之今般令詮議、來年より者七月朔日以来之着船には、御米不相渡首尾に相極候間、其御心得地舟船頭共、改急度可有御申渡候、以上。

甲戌十二月十四日

御算用場

高島彦太夫殿

二月十二日。十村等御郡打銀の賦課法に關する沿革を上申す。

〔十村舊記〕

覺

一、御郡御用等、其以前御郡切家高に相勤申候。

一、二萬二千七百軒 三ヶ國役家高

内

一 萬軒 越 中

八 千軒 加 州

四 千七百軒 能 州

右役家、元和六年御郡御奉行御極之由、親源兵衛覺帳に御座候。寫上申候。只今迄右家數に而御座候。

一、御郡打銀、正保三年迄右家高に被仰付上申候。同四年より草高に而御座候。

一、川除御普請入用銀、里子給銀、同飯米代、往還筋渡舟、同渡守給銀、此品々其以前御郡打銀之由。右之内寛文六年より御納戸銀可被遣御觸に御座候。

一、川除用水御普請人足之儀、其以前家高に人足出普請仕候。御郡切相勤申に付日用銀請取

不申候。

一、家高に相勤申刻、十村並村肝煎諸役御赦免、其外御郡之内に罷在候大鋸袖、御郡によりケ様之類諸役御赦免之者御座候。

延寶四年より諸役草高に被仰付、右役引人共一統に御郡役仕候、以上。

元祿八年二月十二日

御所村 長次郎

田井村 次郎吉

二月廿九日。金澤の銀座にその事務取扱方に關して令す。

〔御定書〕

定

一、金銀之位入念相改之、封を付可申事。

一、丁銀・大豆板銀等之をれ、丁銀は可指除之、古銀は無構包べき事。

一、丁銀之封以白紙糊付にいたし、銀百目を銀包申べき事。

一、封かけ込之儀、五拾目以上者二分、五十目以下者一分たるべき事。

一、封賃小判一兩者錢十二文、二兩より五十兩迄は二十四文、五十兩より百兩迄は四十八文、一步一切より三切迄は六文、四切より七切迄は十二文、八切より百切迄は二十四文、百切よ

り四百切迄は四十八文、丁銀五十目以上は十二文、五十目以下者六文たるべき事。

附、包直之封貨者六文たるべき事。

一、京都爲替銀百目について、歩間五分之内、四分は爲替人取之、一分は彌右衛門・喜兵衛・

吉兵衛可被下之事。

一、金子並金具之金銀等、兩替座之者共目いたすべし。金銀金具掛目相改儀は、御扶助之手代兩替座之者共立合可相勤事。

一、御土藏に罷出候手代九人之内、替々一人充小拂所に參出御用可勤之事。

一、封之上に預り之印押之、其下に銀座之輩印判、並かね見之印判可押添事。

一、於御土藏封付申六人之手代、右之印判之外一人充替々印可押副事。

附、於諸役所金銀包封印仕べし。此外半銀等懸申儀差除之事。

一、封賃錢之儀、其時之相場次第に賣拂、以銀子御土藏に可上納事。

一、包直封之内、銅銀等之交銀有之而、指越所儘に知れ申におゐては、當座に打つふし、銀主損失たるべし。若來所不儘におゐては、卒爾ににせ銀打つふし不申、町奉行所可及斷事。

一、御土藏に罷出手代六人、同かね見三人之御扶持銀、一人に付而銀六百目充、小拂所より請取之可相渡事。

一、かね見八人之御扶助銀、一人に付銀六百目充被下之間、封賃銀之内を以可相渡。封賃不足に於ては、先從小拂所請取、至翌年之春封賃之内を以可致返上事。

附、右八人之内小松・七尾・宇出津・今石動・魚津五ヶ所之銀座に、手代役を兼一人充可指遣事。

一、年中以封賃銀之内を以、爲御扶持一人に三貫目充被下候條、此内を以手代並小者給銀飯米等萬端入用に拂べし。爲替銀御用之入用、其外於銀座諸事入用引取、相殘銀子町奉行迄及斷、諸方御土藏に差上、至春可遂勘定事。

一、爲當分之御用、御領國之内に手代差遣におゐては、入用是又賃銀之内可引取事。

一、封賃銀藏之暮皆納於難成者、至春不苦事。

一、銀座勘定入拂證文就無之、如先規靈社之起請文を上置可遂結解、勿論手代並かね見に誓詞可申付事。

一、所々銀座入用之儀、於其座以賃銀之内可引取之。但手代給銀・入用銀共に、其座之賃銀於不足は、金澤銀座賃銀之内にて可引取之事。

右所載條目之外、滯品於有之者、受町奉行差圖可支配者也。

元祿八年二月廿九日

出

雲

壹	左	九郎	駿	安
岐	衛	左衛	河	房
	門	衛門	守	守

本吉屋彌右衛門
香林坊 喜兵衛
越前屋 吉兵衛

二月。御扶持人十村に與へたる印物等の取扱に就いて規定す。

〔改作方雜留〕

御扶持人之内子細有之、御扶持御取放或者殺害等被仰付候刻、御印物取立可申候。

一、御扶持御印。是は御家中古所附御印御切抜之内に加上可申候。則御知行判手合に相渡り候。

一、其身一人に當り申御印之物有之候者、勿論取上御切抜之内へ加可申事。但、御宛所一人に而も、其郡々之儀は左之ヶ條に准じ可申候。

御扶持人十村の略

一、御扶持人共手前に、其郡小物成帳、或者跡々敷貸未進等取立物濟御證文、或改作方之儀に付被仰出、御宛所何郡何十村肝煎中なども有之御印之物は、當人斷絶候而も相殘る者共手前へ預置可申に付、夫々御文言見合相渡置可申候。

親御扶持せがれに被仰付候刻、先祖に之御印物請取申度由願候はゞ、御年寄衆御封之箱より相渡り申事。

元祿八年二月

三月二日。川除奉行に令して用水普請の費用を節約し、又從來領内を通じて徴收したる御郡打銀を郡別にせしむ。

〔改作所舊記〕

御郡打銀次第に入増、令僉議候而も難分候故、向後十村共手前に而、普請所内輪合吟味、或根苧・籠そだ等類賣上げ裁許人より、極直段を以買取候而は銀高減不申候間、百姓山に而杪そだを伐出、籠自分にくみ申様に縮仕、諸事右之心得に而普請可仕候。且又御郡打銀只今迄は銀高一統に打候而、其内を以相渡候得共、自今は入用銀高に應、一郡切に打銀取立申様に仕候はゞ、互に其考可仕儀と委細御年寄衆迄書付上申所、御僉議有之、右之通可仕旨被仰渡候間、可有其心得候。先日爰許に而も申渡候通、御郡之用水普請等、十村御扶持人連判書付を

以可申斷候之間、其與之十村・山廻等御着け加、早速普請仕候様に可有御申付候。左候へば入札普請受取人も入不申候。兎角十村・御扶持人共、身に懸諸事相勤申筈に候。勿論御算用之儀は、跡々之通手合に而被遂筈に候、以上。

三月二日

御算用場

川除御奉行中

朱書。此ヶ條は用水普請迄に之儀に候哉難分候。

三月二日。藥種を業とする者金澤に来る時は、稻生宣義を訪ひて用事の有無を質すべきことを命ず。

〔改作所舊記〕

藥種商賣仕者共、最前申觸候通、當地へ商賣並用事有之罷出候時分、稻若水方へ罷越、用事も無之候哉、彼方相尋品候はゞ可承候。若水宅は十間町に而候。但跡々より當地へ罷出商賣仕候者迄之事に候。遠所に而其近所宿町不殘罷越候。右之通若御年寄衆被仰渡候間、得其意可申渡候也。

三月二日

御算用場

村井村 與三兵衛

若水は本草家稻生宣義

遠所に而以下脱文あるべし

劍村 又 七

三月廿四日。藩侯の主要なる忌日に當り罪人を金澤に送致することなかるべきを令す。

〔改作所舊記〕

覺

一、三日 五日 八日 十二日 十七日 廿日 廿三日 廿四日

右者重き御忌日候條、四人御當地へ參着不仕候様、御領國中所々御奉行中へ兼而可申談旨、公事場御奉行より申來候に付、如斯候條可被得其意候、以上。

三月廿四日

御算用場

永原權之丞殿

長瀬湍兵衛殿

四月廿三日。江戸駒込邸の中、百姓より借地せしものを返却す。

〔殘囊拾玉集〕

一、江戸にて賀の御中屋敷、元祿八年四月十日御上地四萬步餘有之事、是先年平尾之御下屋

敷御拜領の節、依之御望故、駒込の御屋敷之内三分の二爲替被上之、百姓地に御返置、百姓地より地子を以て御借置被遊、併家作等の事無之。先年天和二壬戌年本郷の上邸回祿の後、未御家作無之、駒込に御居住故、其年々下小屋不足に付、御上地の内千歩計り天澤寺拜領有之、其節天澤寺より御借、其屋敷御屋敷に引寄、細く御小屋一通り御懸置、猶下小屋不足に付、阿部豊後守殿に御断、不用の地に下々指置被成度旨にて、百五十間の所幅三十間計に小屋三通被懸置の處に、貞享三丙卯年本郷邸御家作出來、御徙移の後は、下小屋不足の事御居住の節には不同の處に、今月五日六半比右御上地、當春火事に付町屋多所替有之、爲其替地可相渡の旨地子主告來候處に、十日の日御代官細井九左衛門殿手代出水半助と云者、竹町三左衛門・西ヶ原忠兵衛と云百姓二人召連來て、御上地廣狭等遂見分立歸、近日何方ぞ可相渡御沙汰有之旨不定に語置候所に、十四・五日の比右地主の百姓並御代官衆の手代二三人來て、檢地を改種々相談有之て、御借地の内下小屋等迄爲見分、此地四方の圍近年藪茂て、大小竹幾共無限、地主尤此竹を切取事を望む。此方より不可切取の旨制止之置處、地主等御上屋敷へ参り断を述る。且間番を以て御代官中或は高木伊勢守殿等に相尋る所に、此御上地必餘仁に相渡候御沙汰無之、地奉行衆相替候間、諸方の請地共歩數改の事有之旨風聞の由挨拶有之。廿日比の沙汰には上る間敷旨相聞の處に、廿二日の晚景本郷の御留守衆迄、此年御在國明日廿三日ゆゑ也。

御請地拜領衆に相渡事可有之旨案内有之。自夜半駒込にも其事共告來り、合壁天澤寺地にも、境の尺寸に依て有來小屋可疊之と有之に付、在住の人々各小屋替極り、朝の内御用人西尾忠三郎・御横目笠間又六郎等本郷邸より來り遂見分、早々引越、御借地小屋々々自分庇等破却し引取候處に、巳の刻に及で西尾・笠間等は歸り、割場奉行神戸内右衛門・作事奉行駒井瀬兵衛兩人相殘の所に、柳澤出羽守後松平美濃守吉保入道保山也家老會根權太夫並用人二人、地奉行衆同道にて來て、出羽守拜領仕請取候の間、今日中に右古下小屋等御引取可有之旨云傳ふ。初に來る所の出水半助、柳澤殿家來衆斷有之由に而、神戸・駒井に逢候而、有來る下小屋等今日中引拂成がたく候はゞ、其儘可被捨置候哉、柳澤殿にも所用の由内意も有之と申談候而、御自身御了簡難被成候はゞ、已後本多彌兵衛殿へ迄此方より相達可申と云により、内右衛門返答には、今朝迄も々様の儀仰不承候故、兼而屋敷中をも平均、掃除等をも申付候而相改御渡可申答の所、其儀も無御座候而迷惑千萬に存候。此地の下小屋の儀は、假に立置申物故、見苦敷儀無限候へば、捨置申儀自分の心得には不能成候。但しは出羽守様御用に立申様の儀に御座候旨、左候はゞ又如何様共に御座候。又今日御拜領被成、其地は此方の者御入被成間敷と有之儀に候へば如何様共に御座候。此方より態と捨置進之申儀は不能成候由、兩度迄申切遣候處、三度目は未の刻に及びて、出羽守事に候へば、請取候地に有之、生類等の改兩方立交候而は、何

共六ヶ敷吟味仕難く候。今日請取しまり不仕候はでは、又地奉行衆に斷り、屋敷を返し不申候はねば成不申間、古下小屋の事被捨置と有之、埒明申由斷申候故、内右衛門無是非如何様共と埒明申候由。七つ時過迄懸り漸引越人共の諸道具、御厩に有之し大釜・床風呂等を引取、小き小屋一筋廿間計り所こぼち取候外は、其儘殘置候事。此爲躰奉行人・地主・柳澤殿家來悉く云合せ、不時に仕懸押付乞に如此仕たる事と見え申、雜説にも其通に云たる也。綱紀公も御在國の御留守の儀、此方様奉行役人共の首尾善惡も不相心得、有増其年永貞御中屋敷詰人にて有之、見聞の躰直に覺書仕置處如此也。右の後此方様の聞番、柳澤殿に御使に參候序に、曾根權太夫罷出逢候而、先日は駒込御屋敷出羽守拜領に付、有來候古下小屋等其儘被殘置、過分に被存候。別而爲此御禮は以使者は申上間敷候に付、私御挨拶申上候由申聞候との事也。四ッ谷に有之柳澤殿の屋敷御用地に上り、其代に本多飛騨守殿屋敷此時分身代果候也拜領可有之由に候へ共、酒井靱負殿辰の口の屋敷上り、櫻田にて古作事有之屋敷渡り、漸破損修覆等被仕候處に、亦此地は被渡間敷由にて、本多飛騨守屋敷は靱負殿に渡り、右明地の代りに柳澤出羽守殿に相渡り候共沙汰有之。屋敷廻りの帳には、間敷計り有之、作事有屋敷等の書付は無之事の由。扱駒込柳澤殿に請取候屋敷、五月初迄番人も無之躰にて、百姓の様成者一兩人居候て、作場に農人共の貸可被申躰の由、其意趣不知也。

永貞は有澤氏

四月。加賀藩幕府の命を奉じて飛騨高山城破壊の事に従ふ。

〔政隣記〕

二月十九日廢城御用御横目矢部權丞・御作事奉行近藤三郎左衛門・御普請奉行近藤三郎左衛門・御普請奉行前田清八、三月十日惣奉行御小將頭奥村市右衛門に被仰付、外與力十四人並數百之役人を被屬。

三月晦日高山に御使、御使番芝山八郎兵衛金澤發。四月三日高山に參着、四日登城、山崎源五左衛門等在番之人々に御意之趣演述、御茶一箱二袋・御菓子一箱・枝柿五百入拜領被仰付。同六日高山發足歸府。

四月七日奥村市右衛門・矢部權丞、於御前御時服二・御羽織一、三郎左衛門・清八に御時服二宛被下之、同九日右四人並與力等金澤發出、同日御普請道具並足輕御大工等發出。何茂十五日高山參着。

附、市右衛門には御時服三也。三郎左衛門・清八者御目見後、年寄中前に而御目六に而被下之。

同廿八日高山に爲御使、御使番前田兵右衛門發出。五月朔日高山に參着。即日登城山崎源五左衛門に御意之趣。永々在番苦勞可仕候、廢城普請も初り申由珍重可存候。就夫奥村半右衛

門一人に而者、煩等も有之物に候間、從金澤頭分に而も可被遣候得共、幸其方在合申事に候條、暫相殘市右衛門申談、廢城御用可相勤候。在番之諸士源五左衛門見計、勤番難成候節引之、道中は番頭・横目・使役引まごひ、去秋交替之通致行列相越可申由、被仰下旨演述之。不破覺丞も相殘、廢城御用も相勤申様に、兵右衛門に被仰下候得共、御意之趣外に不相知。右畢而御普請方御番所等致見分、翌二日發出歸。

五月十九日廢城爲見分、和田小右衛門正辰・御先筒頭御横目兼役鹽川安左衛門久貞高山に發出、廿四日參着、同廿六日高山發出歸。逗留中御城巡見等也。六月朔日金澤に歸着。

〔政隣記〕

高山廢城始候旨之飛脚四月廿三日暮頃到來、翌廿四日前田駿河守殿に右廢城相濟候御左右有之候者、爲御名代可被遣旨於御前被仰渡置有之。則六月十日右御左右申來發足。

右同日在番之人々歸着に付、江戸表に御案内之爲御使、御馬廻組千石生駒萬兵衛被遣則發足、同月廿二日江戸着御使相勤、同廿五日江戸發出。

〔殘囊拾玉集〕

一、飛州高山の廢城の材木、相印など致し、賀州よりの役人世話を致し積置て、公儀御役人へ相渡候處、公儀より只十三貫目に御拂に成申候由。金澤よりの御入用は此十倍など申事は

無之候。天下の法も少致様可有之儀歟と也。高山在番御人數參候は、元祿五千申年秋より段々半年代り、御馬廻五番組迄在番仕候。廢城被仰渡候は元祿八乙亥年の春にて、其夏中金澤より人夫を奉行連行て勤之也。

五月十一日。十村等百姓の持高移動に關する取扱方に就き指揮を請ふ。

〔殖生氏覺書〕

覺

一、在々之内手前不能成百姓持高之内、御觸以前に下に而相渡置申處に、高取返申度与申候得共、相返不申由斷申百姓も御座候に付、御觸之趣重而申聞せ候得者、至極仕居申候。下に而取遣高之儀に御座候得ども、高附帳は如何可仕哉。

一、同持高御觸以前に而相對を以相渡、其身高少も所持不仕者御座候に付、相尋候處、手前成立不申、又者年寄忒も持不申者、高取返候而も支配成不申に付、以來迄も高に望無御座由申百姓御座候。ケ様之者如何可被仰付哉。

一、只今迄下百姓又は頭振、下に而高受取居申者、百姓並に書上げ可申哉。
右之通御伺申上候、以上。

元祿八年五月十一日

御所村 長次郎

御觸とは元
祿六年十二
月十二日の
ものをいふ

田井村次郎吉
福富村間兵衛

御改作御奉行所

右之通御伺申上候得者、御改作御奉行毛利又太夫殿・中村助左衛門殿・堀孫右衛門殿・脇田知右衛門殿・中村四兵衛殿・佐藤仲右衛門殿・福嶋淺右衛門殿・根來九兵衛殿御相談に而、毛利又太夫殿被仰渡候は、元祿六年改作方より高一巻觸より前々之分は、惣付札仕候得共大分之儀に候故、付札仕間敷候。若又持高不殘相渡、又は預け高仕分もかまひ申間敷候。帳面あつ紙帳之通仕置、以來其者之手前公儀の知申事候はゞ、其時高不殘渡置申分も、不殘預置申分も頭振に仕、又は頭振に而も人々高持居申候者持高に仕、付札致し可申旨被仰渡候。且又又太夫殿被仰候者、初條者、觸以前に預渡置高を付札に仕候得者、多可有之に付、取置候帳面反古之様に可相成候間、觸以前相對に而渡置高之分は、十村ごも申付合点仕候得者一段之事、若十村ごも申付候儀承引不仕、此場の參り聞届候はゞ、彌觸之通預渡置者方の返可申候。預り人之高に可申渡候間、左様に可相心得旨被仰渡候に付、十村共申上候者、左様に御座候得ば、私共申付合点仕分其儘御座候而、私共申付候故承引不仕、御前の罷出百姓之分埒明、帳面にも付札被仰付候得者、同事に取遣高に罷成申上候得者、此方の申間候分も高帳に付

札爲致不申候間、左様可相心得旨被仰渡候。

一、二ヶ條目之儀、尤不殘高餘人相渡候得共、夫は其身より相對に而相渡候儀者此方に不存候得ごも、彌其身之持高に而者無之旨被仰渡候に付、十村ごも申上候は、左様に御座候得者、重而何之儀に付右百姓御吟味之刻罷出、高不殘はなし申儀被爲聞召候者、百姓同事之者何卒御斷不申上哉与御しかり可被成哉与奉存申上候。御觸以前は高遣取之儀者、渡百姓も請取百姓も十村隠居申様に仕、又十村たごへ承候而も、不殘餘人に相渡高不持者に成申儀、其身仕成に候得者、御奉行前に可成様も無之候得者、以後何敷に付其者用所有之尋事に候者、其者高不殘はなし、私取居申候と申候は、高請取候者をたれに而も其者に仕可申渡候得者、構無御座旨被仰渡候。

元祿八年五月十一日

五月十九日。藩の鷹匠及び餌指の携行すべき鑑札の見本を製して村肝煎に頒つ。

〔改作所舊記〕

今般御鷹匠小頭松宮吉兵衛・清水長兵衛就被仰付候、當地御鷹場へ向後御鷹匠並御餌指共持參之焼印札、右兩人より出候様申渡候。依之見合之焼印札三百三十七枚、各迄指越候條、村

々へ申渡、何村肝煎誰へ一枚宛預置候段、一紙書付人々判形被取之、追而可被差越候。勿論右之札所持無之殺生人、急度改候様入念可被申付候、以上。

五月十九日

前田 對馬
前田 備前
奥村 壹岐

永原權之丞殿

長瀬湍兵衛殿

朱書 御鷹場札貞享二年始り、紙札に候處、今年木札に相改り、五月廿二日十村の御郡所より渡す。

七月六日。前田綱紀金澤を發して十八日江戸に着す。

〔政隣記〕

七月六日金澤御發駕、同十八日江戸御着、十九日爲上使土屋相模守殿御出。

七月廿五日。前田綱紀柳營に上りて參觀の禮を行ふ。

〔徳川實紀〕

七月廿五日、不時朝會あり。松平加賀守綱紀・本多下野介忠平參觀す。

壹岐は奥村
惠輝、備前
は前田貞親

〔政隣記〕

同廿五日御登城、隨臣奥村壹岐・前田備前其外都而如御先例。且翌廿六日御夜詰に被仰出候、御普爲聽之趣、備前・信濃・勘解由列座、壹岐被申述之。

昨廿五日御參勤之爲御禮御登城被遊候處、例之通於御座之間御目見、御手自御熨斗鮑御拜領、御懇之上意、其上御講釋・御仕舞御願被遊候處、冷敷相成、御講釋・御仕舞も可被遊旨上意。且又壹岐・備前御目見被仰付、段々忝思召候。此段頭分之間々々可申聞旨被仰出。

十月十六日。金澤の風呂屋營業を株立とす。

〔國事雜抄〕

一、風呂屋向後被仰付間敷候間、望書付出し候共取次申間敷由被仰渡候。但風呂屋仕廻申者候はゞ、其町之内に而は替人可被仰付候。他町之ものは替り人も成不申旨被仰渡候、以上。

元祿八年十月十六日

十月廿九日。當年米作豐饒ならざるを以て納租の検査を緩にせしむ。

〔司農典〕

當年御郡中依惡作に米不出來、年貢米例年之通致吟味受取候而者、百姓共納所相滯儀可有御座哉与、御年寄衆に及御相談に、今年之儀者致其心得米受取候様に、御代官並所々藏宿共々

申觸候間、其方共御代官米右之心得を以可受取者也。

十月廿九日

御算用場

羽昨・能登・珠洲・鳳至百姓御代官中

十一月廿八日。前令を改めて十村等他人の切高を獲得し得べきことを定む。

〔司農典〕

去月廿八日御場に而、御改作御奉行方被仰渡候者、此以前切高之儀十村並子供・兄弟・縁者・親類等に至迄、右切高買受申儀罷成不申旨申渡置候得共、當年より右之人々勿論、御扶持人・山廻等に至迄、切高買請可申旨私方より可申觸旨御意に御座候間、向後左様に御心得可被成候。

一、町人・寺社方之者切高買申者候はゞ、其所わ引越、面出高支配仕候儀者不苦候。懸作高に仕候儀者罷成不申旨御意に御座候、以上。

亥十二月三日

詰番 萩谷村 長右衛門

口郡十村中様

是月は大盡なり

十一月晦日。前田綱紀柳營に上りて徳川綱吉の講書を聴き且つ自から仕舞を演ず。

〔徳川實紀〕

十一月三十日、中庸の御講筵あり。甲府中納言綱豊卿・尾張中納言綱誠卿・紀伊宰相綱教卿・水戸宰相綱條卿並に松平加賀守綱紀・井伊掃部頭直該・松平讃岐守頼常拜聴せしめらる。はてはて饗せられ、又御舞を見せしめらるべきに、四卿ならびに綱紀に八丈縞紬五十端づゝ給ひ、又尾紀水三卿には願ひによつて、御筆の大字を下さる。

〔政隣記〕

十一月晦日御登城御歸之上御普爲聴、壹岐如例頭分以上に申渡。今日御登城被遊候處、御目見被仰付、於御座之間中庸之内御講釋御拜聞、畢而於西湖之間御料理、其上數度御仕舞御拜見、御前にも御仕舞被成候。其以後御手自御目錄を以、八丈嶋五十端御拜領、重疊忝被思召候。此段何茂可申聞旨被出。附、今日は御登城御三家様・御前計也。十二月六日。加賀藩の江戸邸内に於ける犬を調査せしむ。

〔政隣記〕

利重は利直の誤

十二月六日御夜詰に、從年寄中御横目中被申渡候者、明七日より八日迄之内、御上邸・御中邸・御下邸に居候惣犬數毛附相改、瘦候犬は飼立候様被仰出之旨。依之犬裁許御歩倉知辰右衛門、御下邸之儀者與力岡本安左衛門に申渡。但三御邸に而犬數二百四十一疋有之。此年公儀犬を被寵愛事特に甚く、傷犬者は必死刑也。依之死罪夥く難枚擧。今年四月朔日大正持候飛驒守利重公に被仰渡、犬舎を西中野に被構、凡犬數八萬二千餘疋迄被蓄、日に一犬之食料米二合銀二分日に費之、惣高銀十六貫目餘、一歳之費金九萬八千餘兩也。悉く商家に課して令出之。

十二月十八日。加賀藩の老臣にして叙爵するものを三人とす。

〔御年表〕

十二月十八日或は云特に上意有て、御家人諸大夫三人に仰付られ、長九郎左衛門尙連今日從五位下大隅守に任叙す。

是歲。大聖寺侯前田利直、江戸四谷犬小屋の地均を命ぜられ又中野の犬舎を構ふ。

〔殘囊拾玉集〕

利重は利直の誤

一、元祿八年松平飛驒守利重朝臣に、四谷大木戸邊にて二二三萬歩の明地屋敷、地形引平均候御普請御手傳被仰付候。人足五・六千人毎日懸候由。公儀より其地形に二萬歩の所に小屋、二間梁・九尺梁・六尺梁等にて、長さ四十間宛に幾筋も小屋掛り、其小屋の町々に木戸を立、しまり所に番人有之、江戸町中の牝犬不殘此小屋に被入置候の由。初の程は此儀堅く御隱密有之。御普請に懸り候程の者共ね犬小屋と申事隱密候様、誓紙を以被仰含と也。出來後牝犬を捕へ、此小屋に入らるゝ。犬多くなるを御厭の由也。

〔御年表〕

頃年將軍家犬を寵愛し給ふ事殊に甚し。誤て犬に傷つくる者あれば、必死刑に處せらる。依て罪を侵して死する者數ふるにいとまあらず。此年大正持の主飛驒守殿利重、上意を蒙て犬舎を江戸之西中野と云所に構らる。方數町、凡犬を蓄事八萬二千餘疋也。一疋毎に食米二合・銀二分宛也。一日の費用通計銀十六貫四百匁、一年の費用黄金九萬八千餘兩、悉商賈に課して是を出さしむ。依之國用耗費す。

元祿九年

正月廿一日。公事場奉行の言上したる犯罪人の刑を定む。

〔前田貞親手記〕

正月廿一日

一、去年十月十六日金澤老中より上之候公事場奉行言上書附六通。

服部縁左衛門下人六助事 御耳切重而追放。

道心坊主善應・座頭さや市事 善應兩耳切追放、さや市二・三月過御免。

町醫師山脇玄叔小者徳兵衛事 兩耳切追放。

松盜曾谷村頭振甚太郎事 二年里子。

三日市村出生權兵衛事 兩耳剝切追放。

加藤圖書下人賊覺内事 斬罪。

右何も窺之通に被仰出、其内善應事御心得難被成旨御加筆。

二月十日。金澤町會所附近火災の際に於ける牢舎人の取扱方を定む。

〔改作所舊記〕

町會所近邊火事之節、手前共支配より入置候籠舎人連除申等に候間、十村手代並番代早々町會所門前迄罷出居可申候。其節足輕に印札爲持可遣候。尤足輕共指圖次第連除可申候、以上。

二月十日

永原權丞

三郡は加賀なり

三郡・松任

長瀬湍兵衛

二月十二日。米穀の販賣を制限することを禁ず。

〔改作所舊記〕

諸色へ賣仕儀、従前々堅御停止之處、去年當春爲商賣買出候米へ賣仕族も有之哉、舊冬より段々米高直に相成候間、彌右御停止之旨を急度相守、買置候米此紙面見届候日限り、三十日を限賣拂之、買請候者又三十日を限拂候様、御支配中へ可有御申渡候。右賣買日限各被聞届、方便不仕候様可有御吟味候、以上。

丙子二月十二日

御算用場

長瀬湍兵衛殿

永原權丞殿

二月十五日。前田綱紀柳營に上りて徳川綱吉の講書を聴く。

〔徳川實紀〕

二月十五日、この日光友卿・甲府中納言綱豊卿・尾張中納言綱誠卿・紀伊宰相綱教卿・水戸宰相綱條卿、並に松平加賀守綱紀・松平讃岐守頼常が願により、御講筵をひらかれ、はて、御舞を

を賣は賣出をいふ

見せ給ひ、亞相・兩黃門・兩參議並に綱紀には銀花瓶を下され、また亞相には御染筆物を賜はる。

二月十八日。藩外に米穀を輸出するときは許可を受けしめ、又他領の商人に米穀を賣るを禁ず。

〔改作所舊記〕

去年凶年に付、御領國中米令不足、段々高直に罷成、末々及難儀候間、他國他領に申米之分は、此場へ可被及斷候。其上可致指圖候。尤津留と申に而は無之候條、可被得其意候。且又他國他領者、先達而買置候米之分は格別、此觸以後は他國他領者に米賣不申様に急度可被申渡候、以上。

丙子二月十八日

御算用場

長瀬湍兵衛殿

永原權丞殿

三月。前に金澤城二ノ丸殿閣建造の際要したる費用を調査す。

〔二の丸築造入費〕

二丸は藩侯の居館

元祿九年三月二丸御新宅出來に付御費用御尋之處、御作事奉行書上候紙面之寫覺。

一、九十八貫八百十六匁

右者貞享三年二丸御家御住居替、御新宅共御入用銀高、御建家坪數五百六十七坪餘、但一坪御入用百七十四匁三分。但同所御修補御入用茂右銀之内を以仕候。

一、四百八十六貫百四十三匁三分

右者元祿七年六月より同八年六月迄、二御丸御作事御入用銀高、御建家坪數二百六十一坪、但一坪御入用一貫八百六十五匁。

一、九百二十一貫四百六十三匁七分七厘

右者元祿九年六月より同十年閏二月迄、二御丸御作事御入用。御建家坪數六百二十七坪餘。但一坪御入用一貫四百六十九匁六分。但御奥向御修補並戊の年御建屋殘御造作御入用茂、右銀高之内を以仕候。

四月四日。前田綱紀柳營に上りて徳川綱吉の講書を聽き演能を觀る。

〔徳川實紀〕

四月四日、中庸御講筵あり。家門並松平加賀守綱紀・井伊掃部頭直該・松平左京大夫頼純・松平攝津守義行・松平播磨守頼隆・松平大學頭頼貞・松平讃岐守頼常拜聽せしめられ、又御能を

この行以下は前記作事は奉行の書上にはあらず

拜覽せしめらる。御みづから難波・東北・小鍛冶をばまはせたまひ、田村は池田丹守輝録・西行櫻は加藤佐渡守明英つかふまつる。はて、家門並加賀守綱紀に繪子十卷づゝ給ふ。

〔政隣記〕

四月四日御講釋依御拜聞、辰刻過御登城、申下刻御歸館、御普爲聽被仰出、壹岐演述之。

今日於御座之間、中庸舜其大知也與一章御講釋被遊、其後於竹之間御料理御頂戴被成候處、御能にても御仕舞に而も可被遊旨被仰出。御三卿様方初何も御能御拜見有度旨御願。難波・東北を被遊候筈に御座候處、又被仰上小鍛冶都合三番拜見被成候。其外加藤佐渡守殿・池田丹波守殿に仰上、以上御能五番有之候。御能已後重而何も御前に御出、種々御懇之上意、其上縞子十卷御拜領被遊候。先頃御講釋御拜聞、御仕舞御拜見、其上御花入御拜領間も無之處、右之仕合別而忝被思召旨被仰聞。右之趣頭分は可申聞旨。

五月四日。加賀國の宿驛困窮するを以て營業の資銀を貸與す。

〔改作所舊記〕

覺

一、二十貫目者 丁 銀

右私共支配能美・石川・加賀郡之内宿方十二ヶ所致困窮候に付、商賣續銀五十貫目之内請取貸

渡、當十一月切に無利足取立致返上、此切手与取替可申所如件。

元祿九年五月四日

永原權丞

長瀬湍兵衛

福田市左衛門殿

原九郎三郎殿

〔改作所舊記〕

覺

一、二十貫目 丁 銀

右私共組下宿方馬借持共困窮仕に付、爲續銀五十貫目之内を以、當十一月切無利足御貸渡被爲成、難有忝奉存候。慥に請取馬持人を見計相渡申候。此御銀之儀、馬借共手前難續に付、各様御了簡を以御貸被下儀に御座候へば、勿論御定之月切に、如何様之儀御座候共、無相違急度取立指上可申候。則此旨馬借共人々々急度申渡縮仕置申候、以上。

元祿九年五月十六日

福留・野々市等宿方裁許不殘・松任共

永原權丞殿

長瀬湍兵衛殿

六月十五日。金澤二ノ丸に於ける殿閣の造營に着手す。

〔政隣記〕

一、二之御丸金澤御普請就被仰付候、奉行御馬廻頭奥村市右衛門・御小將頭原九左衛門と六月九日被仰渡、同十五日より御普請初る。

六月十五日。この日以後米小賣所を藩内所々に設く。

〔改作所舊記〕

右之年六月十五日より、金澤に三ヶ所、劍に一ヶ所、小松一ヶ所、但一ヶ所に米五石宛、一人に三升宛。同廿八日より一ヶ所に十石宛、宮腰に一ヶ所。松任一ヶ所、金澤は四ヶ所に成。七月十一日より津幡に一ヶ所、右小賣米場相立候札賣之仕法也。

〔十村舊記〕

一、元祿八年御分國大不作に付、三ヶ國に七百ヶ村程御見立有之候。七十ヶ村程御檢地村有之候得共、暮に至百姓共難澁仕、御皆濟成不申、粃預り被成可被下旨申上候得者、是以叶不申候故、家諸道具賣立、がんじやう成者共奉公に出し、其上大組は千五百石程才覺之外に預り有之皆濟仕旨、十二月廿日以前に御注進書付者上申候得共、皆濟明る三月時分迄仕候。御藏所之分預り可仕与申候得共、餘郡之者合点不仕候。石川・加賀郡申合、御代官分互に預り仕

不明のヶ所
多し

差は差紙
へぎは米小
賣商

大郡に而云
々本のまゝ

候。春に至百姓共種をたべ、野道具質に置申候。作に取付申手立無御座に付、御米御貸可被下旨申上候得者、元祿九年正月三ヶ國に二萬石御貸被成、郡之者高に半分、村數に半分御貸被成候。組々は十村了簡次第と被仰渡借り申候。大分明米有之、其方引候得者、高に取付兼申に付、同三月荒起も仕兼申旨申上候得者、三ヶ國へ三萬石御貸被成候。又右割に被成候。其後御改作御奉行五月末に村廻り御出被成に付、百姓たべもの無御座、草修理仕兼申旨申上候得者、郡々より少宛高下被成、石川郡千百石御貸被成候。其後又御斷申上候得共叶不申候。御公儀様より金澤町四ヶ所、劍・松任・津幡に一在所宛米賣場御立被成候。益過より廿日計程金澤に米無之、所々より米問屋に差參候得ば、御侍とへぎと毎日〱割符仕賣出申候。金澤町人も介抱惡敷者は、雜穀並素麵など給申候。越前敦賀などへ町御奉行より米買に被遣候。殿様同八月十一日金澤御城に御參着被遊、御吟味被成、御算用場御奉行小寺平左衛門・和田小右衛門様閉門被仰付候。同十七日御分國一統に御救御奉行一郡に二人宛、能美郡・新川郡には御改作御奉行一人宛御加御出被成候。堀孫左衛門様・中村四兵衛様新川郡に御越、福嶋淺右衛門様能美郡に御越被成候。其跡廻り爲御横目御與力一郡に四人宛御出被成候。村々御廻り被成候。越中三郡は大郡に而寄候而被仰渡由承申候。石川郡は元祿九年之秋不作仕見立願申候。百九十二ヶ村被仰付候。新川郡三百四十四ヶ村、能州四十五ヶ村、能美郡九十八ヶ村御見立

被仰付候。其外之御郡は御見立村一ヶ所も無之。元祿八年之秋迄四・五ヶ年者、被召連候御扶持人と其組之十村と入札仕、平均に被仰付、新川郡・能美郡は平均札一人に候へば、其内三步御引被成候。其跡引免に被仰付候。其外之郡は平均札一つと有之、四步宛御引被成候。一組に一ヶ村充一步刈被成候。元祿九年には十村入札なしに御扶持人計入札仕、平均に而引免被仰付候。一步刈一郡に二ヶ村充被仰付、五歩々に被仰付候。

六月晦日。幕府前田綱紀に就國の暇を賜ふ。

〔政隣記〕

六月晦日上使大久保加賀殿を以、御國許に之御暇被仰出、御拜領物如前々。且俄に御奥書院に御拜領之御筆之物・御花入御飾、加賀守殿御拜見、申刻頃御退出。追付爲御禮御老中方御勤。翌七月朔日御登城御禮等、並奥村壹岐・前田備前御目見等、都而如御前例。同十日從御臺様御使、御拜受物も如御例。且同十八日三の丸從桂昌院様、初而御使堀八郎左衛門殿を以、時服三・鯛三尾被進之御内證上使。

〔御年表〕

今年初而大妃より御使者堀八郎左衛門を以て、御時服三重・御肴種々を進ぜらる。御臺所より如常例、御時服三重・鮮鯛一器を御拜領也。

是月は大盡なり

六月。庶民宗旨及び檀那寺を變更する場合の手續を令す。

〔上田舊記〕

覺

一、他國他領に旦那寺有之者、御領之内に宗旨寺替仕度与申者は、願之通可申付事。
一、在々養子或者養子聲に罷越候者は、其家爲相續之間、養父之宗旨寺可罷成候。且又嫁婚仕女之儀は、夫相對を以勝手次第宗旨達、夫之宗旨に罷成度与申者は、何宗旨に而も願之通可申付事。

一、御郡之者、旦那寺居在所より道程十里外之遠所に而、諸事勝手惡敷、近き所に寺替仕度旨願申者は、替させ可申事。

一、向後無故儀申立、宗旨寺替願申者有之候而茂、替させ申間敷事。

右ヶ條之趣に而宗旨寺替仕候共、其時々此場の十村方より及斷受指圖可申候、以上。

六 月

岡田助七郎

古屋六丞

礪波・射水御扶持人十村中

七月二日。加賀郡津幡に米小賣所を設くること等を命ず。

〔改作所舊記〕

當春より段々米高直段に罷成、末々之者及難儀候由、依之爲御助成、先年之通御領國於所々小賣米可申付候旨被仰渡候間、津幡に而賣場並賣申者御極、如前々誓紙御申付尤に候。

一、買人之儀は、其日過仕躰之貧人共々賣渡申首尾、勿論奉公人には賣不申筈に候。

一、御米一人三升以下、賣出場帳に何升買人何方誰と書記置、代錢之儀は相場に無構、銀一分に七文宛之圖りを以受取申筈に候。但他國他領之者には賣渡申間敷候。

一、御米俵成を以請取、小升に而斗渡儀に候得ば、減米可有之と存如此に候條、御支配所可被得其意候。御極直段より高直に賣申もの於有之者、急度曲事に被仰付旨被仰渡候間、右之品々御支配中々御申觸、勿論米商賣仕者共々嚴重可有御申渡候、以上。

七月二日

御算用場

永原權丞殿

長瀬湍兵衛殿

七月十日。米小賣の公定相場を定む。

〔改作所舊記〕

覺

一、五十八匁一分 能美郡斗立米一石之賣直段

一、五十七匁四分 石川郡・加賀郡斗立一石之直段、金澤町直段

一、白米之儀は搗減を極、直段に可賣之候。

一、俵成米は相對を以下直に可賣之候。

右御領國米相場段々高直に罷成、末之者迷惑仕に付、御年寄衆御僉議に而、下直に相極可申旨被仰渡候に付、所々去月批賣相場平均を以、御極可被成哉之旨相伺、其通被仰渡候に付、右兩所極直段候。就夫手寄之山廻並其所々肝煎之内、御用指合不申者相見御申付、俵成を斗立、其日々々賣出米過不足記、相見之者之印取置候様可有御申付候。

一、一切之賣米高並直段目錄別紙に遣候。

一、御藏所より賣場迄御米持運之儀は、日用人足を以爲持、賃錢相場を以銀詰に而小拂銀受取、可被相渡候。

一、段々御米可相渡候條、拂切次第度々可有御案内候。

一、賣申者名付、且又相勤日數御記置、賣米指止候節可有御差出候。

一、明儀之儀は賣申者に被下候間、可被得其意候。

以上

批賣はへぎ
賣と訓み米
ふの小賣をい

子七月十日

御算用場

三五二

永原權丞殿

長瀬湍兵衛殿

七月廿二日。封内の米商人に令し米穀を隠匿することなく努めて之を金澤に輸送せしむ。

〔改作所舊記〕

一、町人共米切手所持仕罷在候もの可有之處に、相知不申候。此間米拂底に罷成候に付而、直段只今より高直に相極り申旨沙汰致、依之米所持人共見合米隠置申躰不届に付、左様之儀無之様可申付旨、當町奉行に申渡候條被得其意、各支配所之儀も右趣急度可被申渡候、以上。

七月廿二日

横山左衛門

長瀬湍兵衛殿

永原權丞殿

〔改作所舊記〕

一、當地町中米拂底に付、御領國中商賣米之儀、所飯米相考買取置、餘分當地へ相廻候様可申付旨、先頃各より所之町奉行等へ被相達候へ共、爾々廻不申に付、彌町中飯米手づかへ令

當町は金澤

難儀候由、當町奉行覺書を以及斷候間、其所飯米圖之内、或半分或三ヶ一買取置、殘米之分無滞當地へ相廻候様重而急度可被申渡候、以上。

七月廿二日

横山左衛門

小寺平左衛門殿

和田小右衛門殿

右之通御年寄衆御相談を以、御月番左衛門殿被仰渡候條、被得其意、御支配所急度可有御申渡候。今年之儀に候へば、人々飯米當り之通用申筈に而は無之候間、飯米圖之内少分に考、早々買取、殘米早速相廻候様可有御裁許候。爾々買取不申候者、其所々米爲滞津出遅々仕候而は、金澤飯米ひしと手づかへ罷成候間、此段急度可有御申付候。何方も同事と申ながら、御城下侍中も飯米買調申儀に候へば、旁大切成事に候。

一、御歸國之節御供中飯米圖り、例年入申格可有之候。尤其段はつかへ不申様可有之候、以上。

七月廿三日

御算用場

〔續漸得雜記〕

一、金澤米切候事。

十年は九年
なるべく又
兩年共七月
は閏に非ず
十年を辛丑
とすも誤
なり

元祿十辛丑年六月より御定直段、金澤米五斗に付二十八匁七分五厘、同七月より彌不足に付、閏七月十九日より御家中渡り米、初一萬石以上に毎日五斗宛、五千石以上二日に五斗充、千石以上に五日に五斗、五百石以上に十日に五斗、町中米屋共は毎日五斗充御賣米、同八月四日迄如斯。町中麥を喰事廿日計餘、御算用場奉行小寺平左衛門・和田小右衛門閉門被仰付。七月廿五日。諸士に命じてその所藏する米穀を賣拂はしめ、及び越中より輸入する米穀を途中にて強買するを得ざらしむ。

〔政隣記〕

六月金澤御城下及餓死、依而金澤町奉行より訴之、從越中筋毎日米五・六十石宛金澤問屋に雖附越、諸士より家來を出し置、森下或は津幡等にて理不盡に依買取、御月番横山左衛門英盛より左之通御觸有之。

町中之者共飯米必至与無之、餓死仕躰に罷成候。就夫御家中侍方拂米殘飯米杯可有之と存候間、其分賣拂候様仕度旨、町奉行及斷候條被得其意、各儀者勿論組中家來等迄餘慶米有之候ば、早速賣拂候様に可被申渡候。

一、頃日問屋共に申付、越中筋より毎日五十石・七十石取寄候處、森下邊迄侍方より人を出し置、理不盡押取候に付、町方末々迄彌難儀仕候。於問屋致支配候様仕度由、是又右奉行及斷

候故、可爲願之通旨申渡候間、猥に無之様に可被申付候、以上。

七月廿五日

横山左衛門

七月廿七日。來月中地黃煎及び飴等の販賣を禁じ、既にして又前令を解除す。

〔國事雜鈔〕

覺

- 一、ぢわうせん並あめ。
- 一、うんごん。
- 一、そば切。
- 一、切む。
- 一、惣て干くわし。
- 一、惣て生菓子。
- 一、料理みそ。

右今般米拂底に付、此品々公儀被召上物之外、商賣當八月中指止候様可申渡候、以上。

七月廿七日

町會所

本町地子町肝煎中

覺

一、うんごん。

一、切麥。

一、ちわうせん並あめ。

右商賣今月中相止候様に、先頃申渡置候處、頃日麥大分出來之由に付相宥候條、致商賣候様に可申渡候、以上。

八月二日

町會所

本町・地子町肝煎中

七月廿八日。諸士に諭して一日中の一飯は粥を食せしむ。

〔政隣記〕

七月廿八日御月番左衛門殿、左之通被仰渡、口上に申達候趣、組支配中一統可被申開候。且又組等之内裁許有之人々は、夫々申達候様可被相達候事。

御月番御口上

此節町中飯米拂底に付、何も難儀致し候。殊御歸城被遊候得者、只今より人多罷成、彌飯米

是月は大盡なり

等手支候へ者如何候。主人被致了簡、一飯は粥をも可被給候得共、家來之儀は左様にも難致、飯をも可被爲給候。乍併此節之儀御座候間、一飯は粥給候様可被申付候而宜有之旨、御年寄衆御列座、横山左衛門殿被仰開候。

七月晦日。前田綱紀江戸を發して歸國の途に就く。

〔御年表〕

七月廿九日江戸御發駕。

八月九日。藩侯將に蓮池邸に歸住するを以てその附近を通行するものに入馬下乗せしむ。

〔政隣記〕

八月九日蓮池御屋敷に被成御座に付、右外廻往來仕人々下馬下乗仕、鑓をふせ謹罷通り可然旨、今日御覺書を以御年寄衆被仰渡候事。

八月十一日。前田綱紀金澤に歸り蓮池邸に入る。

〔政隣記〕

同月晦日御發駕、八月十一日金澤御歸城。但二之御丸就御普請、蓮池之御殿に被爲入御居住

七月なり

也。

〔政隣記〕

十一日卯刻御着御、道筋尾坂前通、公事場前、紺屋坂より蓮池に被爲入、年寄中等蓮池御門前に蹲踞。

但右之通に付、例之三の御丸に候面々、此度不及登城旨、先達而御觸有之。

〔御年表〕

此年御領國大饑に依て、公御歸國の日より蓮池御殿に居らせられ、民を救ふの政を勵し給ふ。

八月十三日。饑餓に迫れるものある時は藩の非人小屋に收容すべきを告ぐ。

〔改作所舊記〕

御郡中於在々村々、向後道路に臥居申者有之候者、様子御尋、病氣に候はゞ跡々之通爲致養生介抱可仕候。非人袖乞に而及渴命申者は吟味仕、非人御小屋へ入申筈に候間、遠方に候はゞあをだ或は馬に爲乗、金澤に其方共町宿へ引越、此方へ可及案内候。假令家に付罷在候共、不依百姓頭振給物無之、介抱仕者も無之、及渴命者は途吟味、早々金澤へ召連罷越、此方へ案内可仕候。承届、非人御小屋に可申候。右之趣今日御老中被仰渡候。委細之儀先達而其

方共呼に遣申候間、參着次第可申渡候得共、先紙面之通相心得、肝煎・與合頭其外村中へ急度申渡、自然此上に餓死なご有之候者、支配之者共急度曲言可仕旨被仰渡候間、早々支配村々中可申渡候。爲其先達而申遣候、以上。

八月十三日

長瀬 湍兵衛

永原 權丞

八月十四日。御算用場奉行小寺平左衛門・和田小右衛門閉門を命ぜらる。

〔政隣記〕

八月十四日左之通被仰付。

郡方飢饉之處支配不宜候。且於御前御尋之處不致迷惑、不届千萬被思召候。依之知行並役儀共被召放閉門。

御馬廻頭兼御算用場奉行

小寺 平左衛門

和田 小右衛門

右前田對馬孝行於宅、御横目兩人出座申渡。

〔聞書〕

一、御歸城被遊、諸人飢渴に及事大に御難儀に被思召、國中貧人に飯米をあたへ、寒苦之者

には衣服をあたへ、風雨凌兼候者には軒の修復までも被成下御仕置也。農業の監使たるもの
不宜時は、耕作も相續不收なり。是罪の重き所とて、八月十四日勘定奉行和田小右衛門・小寺
平左衛門兩人閉門被仰付。

〔松雲公御夜話追加〕

一、元祿九年歟御領國大飢饉にて、夏中百姓等飢人多く有之候。其年九月初か御歸國の節、
越中境より段々御吟味被成御救ひ、並所により衣類迄も被下候御様子に御座候。其時分二、
御丸御作事最中にて候故、蓮池の上御殿へ被爲入、未御道中御裝束の儘にて、前田駿河守御
月番に候由、奥村丹波御供にて罷歸、即駿河守を誘引にて御前へ被爲召、飢饉に付御救ひ延
引仕候儀如何の事に候哉、御預の御領分飢死仕候儀沙汰の限に候由、御直に以之外御しかり
被遊。さすがの駿河守御請之品一言も無之、良久敷成候に付、丹波申上候は、駿河守御請は
無御座と相見え申候。先退き候様に申、御次々罷立申よし。其時の御様子金森内匠御奥小將
にて、御腰物をもち罷在拜聴仕候。駿河守言之外致迷惑候躰に候旨咄候旨、伊藤先々彦兵衛
物語承り申候。此時御算用場奉行和田小右衛門・小寺平左衛門閉門被仰付候。然共是は差て越
度無之趣被聞召届候哉、毎歳收納拂代程の圖りを以、御内々にて金銀等被下候由。駿河守不
調法ながら、それ程にも難被仰付、右兩人閉門被仰付候哉と、其節專取沙汰仕候。和田・小寺よ
りは御救米

八月十五日。十村等山林の制度に關して上申す。

〔十村舊記〕

一、石川郡・加賀郡に山御奉行、先年者由比勘兵衛・山森傳兵衛殿・大塚少太夫殿、此三人に山
御奉行被仰付候。其後由比勘兵衛殿一人に被仰付候。十一ヶ年程御裁許被成、寛文三年よ
り御改作御奉行園田左七殿・河北彌左衛門殿・松原八郎右衛門殿・水上喜八郎殿、此四人に被
仰付候。

一、先年松枝下刈被仰付刻、横山左衛門様・奥村因幡様・今枝彌兵次様・奥村玄蕃様・青山豊後
様・神尾主殿様・成瀬内藏様御出被爲成、御下裁許は御與力衆被成候。其後成瀬市正様・奥村又
十郎様・横山主膳様・森川勘解由様御奉行被成候儀も御座候。其時分人足日用銀一人に五分充
被下候。若松枝御拂殘御座候へば、右五分充圖りを以松枝を被下候。又御家中役人に而下刈
被仰付候儀も御座候。

一、先年者山御奉行御三人之刻、山廻は御足輕五人・十人宛御廻被成候。時により雪折風折杯

玄蕃は津田
氏なるべし

之儀、度々御月番まで催促も御座候へども、如何之事候哉延引之由。且又米拂底に付、金澤中も増水な給候様に、年寄中
より觸茂御座候。此儀別而既度に成候由沙汰仕候。其以後安房守・駿河守老年に付隠居被仰付候。其跡者大隅守・山城守・
美作・丹波杯相勤申候。何茂若手に成候由被仰出、塩川安左衛
門・中村久左衛門御横目に而、年寄中席に毎日出席仰付られ候。

御座候得者、十人・二十人充御割場より御取被遣候。

一、寛文三年御改作奉行被成候時分より、在々百姓之内石川郡上野村十右衛門・泉野村次郎右衛門・同村太右衛門・野々市村吉兵衛・同村太兵衛、加賀郡小坂村七郎右衛門・津幡村三右衛門、此七人に山廻被仰付、御代官も同年に被仰付候。

一、寛文六年より右山御奉行被仰付候以後、松山村々持山切に、其村肝煎組合頭に御預け被成候。松山能守、松の木茂候者、下苧枝其村に可被下旨被仰出に而御座候得共、拜領仕村無御座候。

一、松山茂田畠日陰に罷成、作毛不出來に付、陰伐被仰付候へば、其村より人足出、日陰に罷成松の木爲御伐被成、木之儀者人足日用代に被下候。

一、右御奉行以來、松枝下苧被仰付候へば、松枝束數之内半分、下苧仕候人足日用代に被下候。

一、去年松下刈被仰付、人足日用代に下刈束數之内被下候。並去年陰伐被仰付刻、伐申人足日用代に枝之分被下候、以上。

元祿九年八月十五日

長次郎
次郎吉

少左衛門

八月十七日。飢民救濟の手續を令す。

〔應事通載〕

覺

一、高持不申候飢人、男一人に四合宛、女二合宛、五十日之飯米可被下候事。家持不申者は、其所大百姓家内に入置養置、達者に罷成、在々に而奉公仕歟、又は相應之すぎはい仕迄、十村肝煎の介抱可申付候。右之内幼少・極老、或はかたわもの等、末々渡世難成者は、其品見分仕、勿論十村に爲致奥書、員數書付可被指越候事。

一、高持に而も當分給物無之者は、是又男女四合と二合、三十日飯米可被下事。

一、右兩様品々もの共、着類無之はだかに而罷在もの共は、其近在宿々に有之質物の古木綿わた入一つ宛可被下候。代銀追而相渡可申事。

一、家有之候而も及大破、柱迄之跡に而居住難仕跡之家は、風雨しのぎ迄見計、品々十村肝煎に可申付候。入用追而可被下候間書出可申事。

一、先達而十村共にも申遣候條、支配所之者共宜様申なし度存、飢人多無之様に申。若非人洩申者有之候は、可爲不届由、十村共は爲申聞、能々吟味仕可申事。

一、其所々に米無之候はゞ、他國米に而も早速調可申候。米一度に相渡、其所之飯米つかへにも成可申候間、度々相渡可申候。米相渡候時分は、御扶持人百姓又は山廻に而も相見仕、少も相違無之様人々相渡可申事。

一、去年凶年に付、今年之儀は飢人も多有之に付、當御收納米前迄に、改作方之儀とは格別之品に有之由被仰出候。依之飢人御救之儀に候間、以來會而此格を用申儀一切無之儀に候條、此旨堅十村共御申付、末々之者共心得惡敷不能成様に可有之事。

一、御詰米或は中買共方より買上置候米切手、手合により別紙相渡候間、米御請取前々に印之通可被相渡候。依所御詰米並中買切手米無之所は、其所支配に御郡奉行へ申達置候間、各よりも被相達、他國米に而も其所申付、御扶持人被申渡買求可被相渡候。尤代銀は追而相渡可申事。

一、今般各被罷越、飢人村々に而すくひ申、人數相違無之様に書付可被申事。

以上

子八月十七日

御算用場印

永原權丞殿

長瀬湍兵衛殿

〔聞書〕

一、御歸城被遊、諸人飢渴に及事大に御難儀に被思召、國中貧人に飯米をあたへ、寒苦之者には衣服をあたへ、風雨凌兼候者には軒の修覆までも被成下御仕置也。農業之監使たるものは不宜時は、耕作も相續不収なり。是罪之重き所とて、八月十四日勘定奉行和田小右衛門・小寺平左衛門兩人閉門被仰付。

一、加越能三ヶ國之飢人共御助米被下に付、所々奉行人相添被遣之、則名書左に記。

加州石川郡へ竹田源介・澤田市進、同能美郡へ鶴見小右衛門・渡邊權兵衛・福島淺右衛門、越中礪波郡へ大屋武右衛門・入江與之介、同射水郡へ伊藤權六・留水豊左衛門、同新川郡へ谷七兵衛・堀左京・中村四兵衛・栗田權丞・鹽川又助・堀孫左衛門、能州能登郡へ千秋孫助・寺西庄兵衛、同羽咋郡へ加藤彌一右衛門・原源左衛門、同鳳至郡へ山田覺左衛門、珠洲郡へ田邊助太夫・村井義左衛門。

一手合へ足輕二人宛、又三ヶ國へ與力四人宛被遣之、重而新川郡二手合へ御馬廻組外より四人、矢野小源太・岩田彌助・多羅尾半八・稻垣八平也。

一、御救米高八千九百十二石四斗九升六合

人數七萬八千九百六十一人内一萬八千六百廿一人男

本文に加賀郡を脱す留水本のま

三萬二千百十人女、二萬八千百三十二人幼少者

着類を下贈人數三萬四千八十五人、此外追々に賜分有之也。修覆被仰付下家數千百七十三軒也。

八月廿二日。猥りに伊勢參宮することなかるべきを命ず。

〔政隣記〕

八月廿二日、參宮仕者、眞實之參宮に而も無之、近年猥敷參宮仕者も有之様に被聞召候。參宮之儀に候得者、御指留被遊候儀に而者無之候。向後猥敷參宮仕者候者、頭に掛り御不審可被遊候。其節御請之品も有之間鋪候。此旨急度可申渡旨被仰出候間、諸頭中に可申談旨、年寄中列座に而、伴源兵衛長安の出雲殿被申渡。

八月廿四日。本年豊作なるを以て貢納を懈る勿らしむ。

〔司農典〕

今年作毛出來能候、稻實入濟候はゞ段々稻刈立、早速米に仕、收納油斷不仕候様に、組々百姓共手前急度可申付候。野仕廻運、向荒損失仕村々有之候はゞ、百姓者不及申に、肝煎組合頭並十村可爲越度候。月々年貢入米之儀、前々之通一ヶ月兩度充書付を以注進可仕候。勿論當納所皆濟縮仕候書付、早速可出之候、以上。

八月廿四日

- 毛利又太夫
- 坂井忠左衛門
- 根來九兵衛
- 佐藤忠左衛門
- 福嶋淺右衛門
- 中村四兵衛
- 堀孫左衛門
- 脇田知右衛門 煩

能登郡十村御扶持人中

八月廿八日。金澤城二ノ丸殿閣の柱立を行ふ。

〔政隣記〕

八月廿八日二之御丸御柱立多賀信濃殿申渡。二之御丸假番所繪圖御横目中仕立、月番出雲殿へ相達。其段被仰付、茶・たばこ・手水杯之儀も不自由に無之様に可仕候。御番入替之儀は出雲可申達旨信濃殿被申渡、九月朔日二之御丸御番所今日より入替可申旨、村井出雲殿被仰渡。

九月八日。百姓等に救濟の意義を示し勤勞を怠ること勿らしむ。

〔改作所舊記〕

今般其方共組下百姓・頭振飢人御救之儀、難有奉存、人々以來取續申様了簡可仕候。御米被下候日數之内うかど心得罷在候はゞ、末々行當り可申候條、其村々肝煎・與合頭御救米被下候家々毎毎日罷越、随分耕作並かせぎ等油斷不仕、取續申様急度可申付候。

一、今度御救之儀は、當分給物無之及飢候者御救に候。手前不能成者之儀に而者無之候。日用・さるふりかせぎ等仕、渡世致來者は、飢人と迄は難申候。此趣先達而爲申聞、右之心得に而此度其方共並肝煎・與合頭吟味仕、飢人撰申事に候。然處に不勝手之者存違、下に而差除候様申成、かせぎ等をやめ飢申躰に似せ、肝煎・與合頭押置候様申懸、わだかまり申者有之候者、支配之十村委細吟味仕、其上に茂偽る躰に候はゞ、拙子共へ可相斷候。非儀に相極候はば、急度可申付候。此趣能々百姓・頭振へ可申聞候。

一、只今迄かせぎ等に而一日過仕來者、病氣に罷成及渴命候者は、其躰見届、跡々通村中より介抱仕置尤に候。品により此方へ可申聞候。

一、御救被下内、萬一袖乞などに罷出る者有之候者、支配之十村・肝煎・與合頭越度可能成候條、急度可申渡候。

右之通得其意、末々成立候様可仕候。勿論跡々御條數書之趣、少も相背不申、且又るようが

まじき品一圓仕間敷旨、人々書付爲致、其方共手前へ取置可申候、以上。

九月八日

長瀬湍兵衛

頼永原權丞

三郡・松任

九月廿六日。金澤城二ノ丸殿閣の上棟を行ふ。

〔政隣記〕

九月廿六日二之御丸御作事御上棟。

十月六日。十村に命じて百姓を非人乞食とならざらしむ。

〔改作所舊記〕

子十月六日長瀬湍兵衛口達を以、十村一統に申渡候は、今度御救にあひ申者は勿論、其外之者に不依、非人乞食等に出不申様堅可申渡候。自然乞食等に出申者有之、御横目衆などにも見候様成品有之候者は、其村肝煎・與合頭並十村共に急度越度に可罷成候。御手はじめに候得ば、如何様に可被仰付も知不申候間、村々肝煎・與合頭中へも、其日々々其村々人数等も相改申程に心得候様可申渡、此旨大事に候間爲心得申渡候。自然町方其外所々、はだかに而乞食等なご有之候はゞ、其様子相尋、其村々に相渡申様、手代其外之者も相心得候様申渡候事。

十月。羽咋郡寶達金山の沿革を上申す。

〔岡部舊記〕

就御尋申上候

一、寶達村金山天正十一年に被仰付金掘申に付、段々御運上書上げ申所に、寛文七年より金子二枚一兩に相極り、一ヶ年之内三度に指上申候。無高之在所に而御座候に付、只今以爲商賣少し充流し山仕、其間々に方々日用稼、又商内も仕申候。右運上金之外諸役与申儀無御座候、以上。

元祿九年十月

寶達村肝煎 庄左衛門

十一月十四日。明正上皇崩御し給ひしを以て本日より五日間作事鳴物を停止す。

〔政隣記〕

十一月十日本院御所崩御、御壽七十四、謚明正院与。

右に付今日より五日作事鳴物指止、諸殺生も可致其心得由、同十四日御月番奥村壹岐殿被仰渡、於江戸十三日より五日之間御屋鋪中鳴物遠慮。

同廿一日右に付江戸表に爲御使、御馬廻千三百石土方與八發足。

同廿六日右に付京都に爲御使、御先筒頭小堀孫兵衛重長發足、十二月廿一日歸。

十二月十五日。藩侯に提出する伺書の取扱に關して令す。

〔袖裏雜記〕

向後伺之紙面に御加筆被成間敷候。以後御格成候様成儀は可被遊候。人々手前に心覺仕候はゞ、早速返上可仕候。指つごひ上候へば事之外御邪魔に成申候。且又御点又は御丸など被遊候御紙面は不及返上仕、奉人手前にて破却可仕候旨、昨日被仰出候由信濃演述。

丙子十二月十五日

十二月十六日。十村等年貢を皆濟すること能はずして持高を捨てたる百姓ある場合の處分法を示されんことを乞ふ。

〔廳事通載〕

一、去年御年貢米過分不足仕、百姓諸道具・其身共に賣立御皆濟仕申、跡高之儀は其村中、又は所により其村支配成兼、近村或は入百姓仕支配爲致申候。
一、同御年貢米不足仕、子共爲致奉公、其上御給人より御指延御皆濟狀被下候に付、持高支配分に仕居申百姓之内、御延米相斗不申、持高支配も成兼捨置、又は植付候而も、村中の隠

奉人は承人なり

御小屋の參申者も御座候に付、其村中より、或は近在宜者へ割符仕爲致支配申候。右之通御年貢過分明け申百姓、持高皆支配不仕、其時々御斷申上儀に御座候得共、先御高荒し不申様にと奉存、相談仕高主附申候。是以後若左様之者御座候得者、如何様可被仰付候哉御窺申上候、以上。

元祿九年十二月十六日

- 寺井村 武兵衛
- 二曲村 與右衛門
- 田井村 次郎吉
- 福留村 間兵衛
- 野々市村 少左衛門
- 御所村 長次郎
- 津幡村 少左衛門

一、右ヶ條之儀、去年之事に候得者大分之儀、時々申上る事不能成筈に候、此儀も聞届候。

一、二ヶ條目覺、自去年當夏中迄之事に候得者、此方わ不及案内儀、是又尤に候。

一、三ヶ條目之儀、是以後受指圖入に立申覺悟候へば、是以後紙面通り可仕旨不申渡候。爲心得申儀候へば、随分絶百姓無之様に仕、是非年貢大分に明、百姓に仕すべ申儀不能成者を、

其儘置申事も不能成筈に候間、以來も夫々高主附年茂埒明、追而此方わ相斷付紙可仕候。右品々書付を以御伺申候得者、御改作御奉行毛利又太夫殿・坂井忠左衛門殿・根來九兵衛殿・福嶋淺右衛門殿・中村四兵衛殿御相伴に而、毛利又太夫殿・坂井忠左衛門殿・堀孫右衛門殿御三人御口上に而、右ヶ條之通り被仰渡候。

元祿九年十二月十六日

十二月十九日。前田綱紀、石黒源右衛門が多額の借銀を作りたるを以て知行の一部を組頭に預け返濟の法を講ぜしむ。

〔袖裏雜記〕

覺

十二月七日被仰出之内也

七百五十石

石黒源右衛門

高之内兩人の子供へ三十人扶持遣之、殘知組頭わ當分差預、借銀買懸早速返濟可申付候。具在別紙。

源右衛門儀何茂了簡之通、強而御知行被下間敷ものにて茂無之候故、高之内減少可被仰付儀与被思召候へども、分限不相應之高借銀に候得者、假令御知行減少被仰付候而茂、中々借銀返濟仕候事、年數懸可申候。左候は、何を以御奉公申上力有之間敷と被思召候。左候へば御

人すたり候と申ものにて候。依之御知行被召放、せがれ兩人は源右衛門高之内に而三十人扶持に而茂被下、其餘は組頭の御預置候而、借銀之方は毎歳取立候様申渡、其以後或高之内半分にも三ヶ一に而茂、せがれに被仰付候へば、以後迄茂御奉公仕と申ものにて候。然者拜借等被仰付に同事之儀に候へば、右源右衛門儀内證之行狀等不宜、其上高借銀之者に候へば、却而結構過候様に相見え可申哉。然共當時御知行被召放候事、嚴敷様にも可有之と被思召候。此格只今迄無之に付、何茂僉議之趣被聞召度被思召候。借銀仕候而も、以後ヶ様之被仰付に候へば、苦ヶ間敷哉と存者も可有之哉。乍然其儀は慥に有之間敷と被思召候。惣而借銀有之候へば、風俗も悪敷罷成候。此所何茂如何存候哉と就被仰出。先以御誼之趣奉承知、結構成被仰出、御人すたり候段之被爲仰立候處、末々之者迄難有仕合奉存候。貸銀賣懸等有之ものも、すたり不申事に御座候へば、重疊結構成御儀と奉存候。畢竟拜借被仰付候同事奉存候。たとへ右之不都合之仕形に而、跡目斷絶被仰付間敷儀に而も無御座候處、左様に被仰出候へば、別而結構成御事に奉存候段、何茂御請申上候處、左候はゞ明日大年寄共ねも右之趣爲申聞、若了簡も候はゞ勿論言上可仕候旨被仰出候故、段々御誼通、明日大年寄共ね可申聞旨申上候。

〔袖裏雜記補綴〕

石黒源右衛門事、先年役儀被仰付置候時分勤方不宜、其上行跡みだりにて、殊不應分際借銀買懸等仕、重々不覺悟被思召候。依之知行被召上、其内を以三十人扶持兩人のせがれ共へ被下之候。相殘知行分は組頭へ當分御預被成候間、右借銀買懸早速令返濟、其段可致言上候。追而遺知之内少々可被仰付候。若其間行狀不相愼、益々借銀等出來候者、御扶持方可被召放候。此旨急度可申渡候由被仰出候、以上。

子十二月十九日

〔袖裏雜記〕

己卯十一月十六日出雲・備前より江戸へ紙面之内。

一、石黒故源右衛門知行七百五十石之内、せがれ兩人は被下三十人扶持方米之外、年々拂立、源右衛門借銀去暮まで皆濟、殘銀夫銀共會所に預置候。依之右三十人扶持之外當暮より御藏入可申付哉之旨、御算用場奉行之紙面、當五月入御覽申候處、追而伺可申旨以御加筆被仰出、右奉行書付被返下候付、今般重而上之申候。

御加筆之寫

三十人扶持之外者藏入に可申付候。拂立候殘銀者、書記可被差越候、以上。

己卯は元祿
十二年

元祿十年

正月廿一日。田地割を行ふには秋收の後に於いてすべきを命ず。

〔應事通載〕

- 一、尿代銀之儀、當年より其組々役人を立、右之銀子を以尿調申等に候間、其心得可仕候。
- 一、當春御田地ごばん割仕儀、深雪に候得者、雪消候而者野仕事につかえ可申候條、當秋刈跡之上に而可申付候。其心得仕、ごばん割書付取次間敷者也。

正月廿一日

改作奉行

諸郡御扶持人中

右元祿十年之御觸也。田地割秋仕候儀は、此年より初る事と相見候。是より以前秋割之儀見當不申候。

正月廿八日。十村等耕作の次第を上申す。

〔温故集録〕

覺

- 一、六升程 粃種、里方田三百歩一反に付早稻・晚稻平均。

- 一、七升程 粃種、片山方田三百歩一反に付同斷。

- 一、一斗五升程 粃種、奥山方田三百歩一反に付右同斷。

但湯廻り者一斗程も入申候。

右種粃、里方は春彼岸之内に種池漬、日數廿日計池に置申候。山方者彼岸過時分に漬、十五・六日池に置取上、二・三日干候ひ而湯を懸、風當り不申様に藁並筵等に而包置候へば、いきり候ひ而二・三日之内に粃目立申候を、苗代に蒔申候ひ而、三十三日目を苗役と申候。苗はえのび候へば、三十日日程に而も植申候へ共、大形は苗役三十三日過植申候。

一、苗代拵様は、田打申時稻かぶけづり取、其後荒おこし仕、こまかに小割仕、地相應之こえ入打返し、土かたまりなき程に二・三度も馬鍬に而かき候ひ而、鍬に而ならし、其上板に而地高下無御座様にしめ申候。二・三日置水すみ候得者、右目立申時蒔申候。

一、雪消次第、稻蒔跡古かぶ鎌に而割候ひ而、荒起仕候。かぶわり不仕候ひ而荒起仕所も御座候。

一、里方沼田は照降に無構、春彼岸時分より荒起仕候。其後小割仕、春土用時分畦を塗、くろをそぎ、其後こえ散し、改田打仕、四・五日立馬鍬に而十文字にかき候而、鍬又扒に而平均植申候。

一、里方干田は春彼岸時分より、地かはき申田より、天氣能日荒起仕、其後小割仕、能天氣に干候而鋤返し干、又其後十文字に鋤返しこえを仕、水を懸、馬鋤に而十文字にかき候而、鋤に而平均植申候。

ほえは薪材

一、山方は田方少分に御座候に付、春之内ほえ苧交仕、土用時分荒起仕、小割等追付仕、馬屋こえ・草こえ入植申候。

一、菜種・麥之儀はあからみ次第苧、跡田植申儀、おも田よりおそく御座候に付、追付小割仕植申候。但、劍道山下通並里方おそき畠所田、麥・菜種多作申所は、少し遅く荒起仕申候。

右田植候ひ而は十日計又は十六・七日立、植田一番中打申候。又十日計立二番打仕申候。又五六日より段々一番草取、其後里方は三番草・四番草迄取申候。山方は二番草・三番草迄取申候。

一、里方之内にも、野々市より手取川端筋濱手迄之内に、中打一度仕所も御座候。草修理二度・三度仕候。

一、早稲は植候而九十日・百日餘りに而苧取申候。

一、中稲は植候而、百二・三十日程に而苧申候。

一、晚稲は秋之土用少前より苧申候。土用之内大形苧仕廻申候。

以上

元祿十年正月廿八日

田井村 次郎吉

福留村 間兵衛

野々市村 小左衛門

右は松雲公の命に依てか、此由を懇諭の爲、耕作の委曲を十村共より書出さしめられたるならん。按に耕作の心得方等の巨細は、耕稼春秋に年中業事とて、正月より十二月までの百姓心得方及び農業の顛末を載たり。又農業時節とて種蒔等の心得を擧たる條に、田を植る時分の事、種を蒔て三十三日を苗役と云。近年は苗役を待ず、廿七・八日にて植る也。村々に而早稲植初る事、表田共に二三日・六七日の遅速は有べし。惣て田畠共に少しはやきをよしとす。稲に限らず草の類は、節氣に先達て生ずるもの故、時におくるゝに損あり。時におくるゝ稲は、後手入を盡しても十分の實なし。時におくるゝ稲は、莖よはくぬかあつく萬の災多し。必天の時を失ふべからずなごど、念頃に記載せり。又私家農業談にも、御改作御定は中打一遍、一番草・二番草合して三遍にて取上げ申御定なれども、當時は中打もあらずし二遍し、其上に草は一番・二番より段々三番・四番・五番迄も念頃にとる也とありて、改作法を定められたる頃、かゝる事迄も夫々定められたりと聞ゆ。耕作春秋に、土の性年々に衰るか、三州においても五十年前改作の初めの物語を聞に、今は其時分の五・六分の出来也。是を新田に考る

に、開きはじめの時分は糞不入所も、十年程過れば糞不入しては出来せず。それゆゑ年々糞
まして、昔と違ひ大分入なり。百姓は只多く米を取工夫の外他事なく、其上近年石川郡など
は麥・菜種・煙草・蕎麥種々の物を作る。是土の性ぬけて米不出來のもと也と云へり。

二月朔日。改作奉行等、各郡に出張して耕作の状を視察すべきを豫告す。

〔司農典〕

覺

一、當年者雪消次第、拙子共御郡々々令手分罷越、田地荒起より植付並草修理仕舞申迄、御
郡々に付居候而、毎日全村廻、拵様委細見届、自然不沙汰成儀有之候はゞ、急度可令吟味候。
一、其村々田地一枚々々に、百姓之名板札に書付、竹に挟み立置候様に可仕候。
右之通先達而組下可申遣候、以上。

丁丑二月朔日

毛利又太夫等十人

御郡十村・御扶持人中

二月四日。風呂屋の開業を許可せられたる者等請書を上つる。

〔温故集録〕

風呂商賣方に付言上書

乍恐申上候

一、私共儀今日被召出、湯風呂・から風呂共御赦免被成、難有仕合奉存候。第一火之用心密布
仕可申、自今暮切に仕、罷歸候者共提灯ともし不申様に仕廻可申、高聲等不仕作法に無御
座様仕、縮急度可仕候。勿論風呂わ入人等座敷わ呼入、茶・たばこに而も出申間敷候。且亦か
ら風呂同日に一ヶ月六齋焼、其外留風呂仕まじく候旨。右之趣被仰渡奉畏候。急度相心得可
申候。御請上之申候、以上。

元祿十年二月四日

新町	近江屋	六郎兵衛
材木町	風呂や	吉兵衛
森下町	米屋	忠兵衛
此外地子町	連	名

町御奉行所

乍恐申上候。

一、私共今日被召出、から風呂之儀は御指除、湯風呂迄御赦免被成、難有仕合奉存候。第一
火之用心密布仕可申、自今暮切に仕、罷歸候者共提灯ともし不申様に仕廻可申候。高聲等不
仕、作法に無御座様仕、縮急度可仕候。勿論風呂わ入人等座敷わ呼入、ちや・たばこに而も

加賀藩史料 第五編 元祿十年

密布は敷敷
なり

座布は敷敷

出し申間敷候。右之趣被仰渡奉畏候。急度相心得可申候。御請上之申候、以上。

元祿十年二月四日

河原町 風呂屋 清兵衛

町御奉行所

此外地子町 連 名

二月十六日。十村等忠孝の者あらば上申すべきを命ぜられたるを以て請書を呈す。

〔改作所舊記〕

忠孝之者有之候者、是以後猶以様子承届、早速御案内可申上旨被仰渡、奉得其意候。向後組下心懸、左様之者御座候はゞ早速可申上候、以上。

元祿十年二月十六日

十村連名判

長瀬湍兵衛殿

永原權丞殿

閏二月四日。鳶・鳥の巢を除くべしとの幕命を領内に傳ふ。

〔改作所舊記〕

鳶・鳥巢之儀に付、重而大御目付衆御申渡候。御書出寫差越之候條被得其意、無油斷巢を取拂

候様、組・支配中與力並家來末々迄急度可被申渡候。且又組等之内裁許有之人々は、夫々相觸候様可被申渡候、以上。

丁丑閏二月四日

前田駿河守

長 大隅守

本多安房守

永原權丞殿

長瀬湍兵衛殿

三月二日。永原丹七郎父子犬を殺すを以て人持組に御預となり、次いで越中五ヶ山に流さる。

〔政隣記〕

三月朔日、永原丹七郎基次は領三百石組外之處、元祿三年七月殺狼等之因罪知行被召放、仙石權之助の御預、同年重而一門中の御預に付、同姓左京宅に居住。然處先月廿七日息惣次郎は他所之犬來て喰懸る故、丹七郎手鎗を持出、右之犬を突、惣次郎も脇刺を以て伐殺之。依之右之趣を一門中より及御斷に付、今日矢部權佐・山村安兵衛に被仰渡、丹七郎手前承届言上。翌二日丹七郎儀、人持組千七百石奥村助六郎忠尙の御預、惣次郎は人持組四千石松平主

本件は犬を愛育すべき幕令を犯したるに因る

馬康滿の御預之旨、大橋長兵衛・寺西三郎平右宅の罷越申渡之。依之永原主税等いご以上之一類指扣候様、前田壹岐殿被申渡。且同月四日丹七郎父子手前就御吟味、公事場奉行伊藤平右衛門重徹・山崎源五左衛門由禮、公事場附御横目矢部權佐、御歩横目兩人、御預人々宅の罷越。

但、いご以上指扣に候得共、他家の養子に參り候いごは指扣に不及。附、永原藤七郎はいご違に候得共、御目通は指扣。

同月九日永原丹七郎父子共五ヶ山に流刑被仰出、同廿一日丹七郎は大崩嶋村、惣次郎は嶋村に被遣。

同廿八日一類之人々指扣御免。

〔袖裏雜記〕

永原丹七郎犬を殺候付流刑被仰付。被仰出等其大要者、矢部權丞・山村安兵衛覺書差越候。丹七父子爲躰不及是非に、此上者父子共に指預、猶又一往承届可爲流刑候哉。舊惡彼是重疊之者候條、雖死罪不可有異論候。寺西孫九郎と者各別之首尾候歟と、三月二日御親翰。

〔袖裏雜記〕

又三月廿日之伺之、越中五ヶ山之内大崩嶋村永原丹七郎、日嶋村永原宗次郎、右兩所へ被遣

置可然と何も會議仕候。其内大崩嶋村に者、大塚次郎八若黨之父母・河村六兵衛夫婦罷在候へども、此者共は池田傳七被遣置候祖山村へ指遣可申与奉存旨、壹岐・備前紙面以新藏入御覽候處、此通宜被思召候。次郎八若黨父母之儀者、同村に罷在候而も無構事に被思召候旨、即日被仰出。

三月十六日。豚を金澤の市中に放飼することを告ぐ。

〔國事雜鈔〕

御飼ふた、向後被放置筈に候條、左様に可相心得候。人々屋布廻などあらし申候者、追拂申儀少も不苦候。併手あら等は仕間敷由、若御年寄衆被仰渡候間、御自分被得其意、町中可被申渡候、以上。

丑三月十六日

前田 清 八

三輪 七左衛門

町 同 心 中

口上覺

一、町中に被放置豚、若死候ば其町より案内可仕由、肝煎中に可被申付候。萬端犬同事と相心得尤に候、以上。

廿六日は前
文と同じく
十六日なる
べし

丑三月廿六日

三八六

三月廿六日。先に大阪の御藏屋敷變更の爲出張したる會所奉行等歸國す。

〔政隣記〕

三月廿六日會所奉行平野岡右衛門豊時・改作奉行佐藤忠左衛門成禮、大阪御藏宿改爲御用、去年十一月三日發出之處、右御用相仕廻今日歸着。但御藏宿木屋五兵衛御米代銀四千貫目引負、備前屋了牧も引負に付御藏屋敷被召上、代り升屋市郎兵衛御藏宿木屋、備前屋代り辻次郎右衛門・井川善六に被仰付、御舟雇裁許只今迄升屋市郎兵衛・木屋五兵衛之處、木屋は被指除、升屋並具足屋七左衛門・鴻池新七に被仰付。

春。金澤町の戸數・人口を調査す。

〔雜錄〕

本町家數人數付

一、二千二百八十五軒

家數

内千四十三ヶ所

裏屋借屋

一、一萬八千九百四十九人

人數

内

本文は一切
の武家を除
きたるもの
なり

一萬五百二十四人

男

八千四百二十五人

女

一、三百五十四軒家數

御門前町・西御坊町・東末寺町、惣構橋番人、大工肝煎三人手合、大鋸肝煎一人手合

内百九十二ヶ所

裏屋借屋

一、二千六百三十人

人數

内

内

千四百四人

男

千二百二十六人

女

地子町家數人數付

家數

一、九千四百四十六軒

裏屋貸屋

内二千三百五十九ヶ所

裏屋貸屋

一、四萬七千五十七人

人數

内

内

二萬三千八百八十六人

男

加賀藩史料 第五編 元祿十年

三八七

二萬三千七十一人

女

惣家數

一萬二千八十五軒

惣裏屋借屋數

三千五百九十四軒

惣人數

六萬八千六百三十六人

内

三萬五千八百十四人

男

三萬二千八百二十二

女

右元祿十年の春改。

四月朔日。金澤城附近火災の際に於ける心得を示す。

〔御定書〕

御城近き火事之時分者早鐘つかせ可申候。然者前々より相定候、御城中請取之所々に被罷出衆者、尤參出可有之候。其外之衆中は不被罷出等に候間、此旨何茂被承知候様可申談旨、前

田駿河守被申渡。

四月朔日

四月十六日。郡中にある松・杉・桐・槻・檜の巨大なるものを録進せしむ。

〔改作所舊記〕

覺

一、御支配所々に、五木之内大木、山方・里方共に何方何と申所に何本有之儀、夫々大概は相知可在之候得共、前々より慥に爲御記置候事は有之間敷哉。向後之儀委曲相知候様に爲御記、帳面御仕立、此場御出可有之候。勿論各手前にも、帳面御仕立置可有之候。乍然此儀迄之御用に、急に改人御遣候には及間敷候間、夫々役人共透々、又者序有之時分爲御記、畢竟來年夏中迄之内、帳面御出可有之候。

一、五木之内にも大木有かね候茂可有御座候。其故目通之尺付相記遣候間、此尺付より上之木を爲御記可有之候。長さ之儀は慥に相知申間敷候條、大概目通り之かつかうに應じ、御用可相立程見計、中勘相記候様可有之候。

一、山方・里方共、押立社等に有之分は被差除候而、在々宮林に有之大木も、此尺付より上之木は御記可有之候。

一、松 目通り八尺 一、杉 同 斷 一、桐 同 斷
一、槻 同 斷 一、檜 同 斷

右五木之儀、前々より御縮有之候條、其内大木之儀爾与改置候事は無之躰に候間、向後は儘に改置可然与存候。勿論不斗御尋之儀も可有御座候間、左様之時分右帳を以、委細早速埒明候様仕立可有之候、以上。

丁丑四月十六日

御 算 用 場

右御算用場紙面寫遣候條、委細得其意、五木之内大木に而右之目通り相應之木、御林之儀は勿論、百姓持高之内並居屋敷廻り・宮林等に不限、何方に有之候而も書記可申候。帳面之儀は郡切に、十村・山廻り連判に而、控帳共二冊仕立可出之候。尤大木有所より、其領分村へ道程、金澤へ何程と書記可申候。

一、能美郡御林之儀は、本保内藏方より被相改候間、其外百姓支配之分帳面可出之候。御算用場如紙面急御用に無之候間、何茂手透又者次手之刻相改可申候。帳面仕立候砌は、下帳を以可及相談候。加指圖本帳相究可申候、以上。

四月十八日

永 原 權 丞

御郡廻り 長瀬湍兵衛

の地方は町立
の地に屬す
るも人家な
き所をいふ

加賀・石川・能美郡十村山廻中

松任町方・地方肝煎中

四月 家作・服飾・贈答・酒宴等の凡て奢侈に陥るを警む。

〔政隣記〕

覺

一、勝手不如意之面々多候處、度々參會・振舞等被仕候儀不可然候。向後可被相止候。假令勝手被取續候而々も可被准之候。押立候祝儀、又は無據儀に而振廻候はで不叶儀候者、其時々組頭の申斷、可被受差圖候。且又衣服連々結構罷成候。他國御供御使之外者、成次第簡略可被仕候。随分かるき衣服可然候。見苦分者不苦、宜は結句不可然候。第一無用之諸道具求被申儀可爲無用候。此外先年より度々各行跡之事申談候趣、無違失様に被相心得、彌以急度可被相愼候、以上。

丁丑 四月

一、家作之事、不叶儀に而被致家作候者、成程軽く、指圖等且又入用圖前廉に被出、其上にて可被申付事。

一、他國御供御使之事、從者裝束等いらざるきれい成儀、並無用之人數等被相止、畢竟身躰

不相應之躰に無之様可被相心得候。從者之員數等、頭迄相談可被受指圖事。

一、婚禮之事、成程軽く可被相心得候。入用之道具色々有之故、其品不書顯候間、其節に至り委曲頭迄相談、可被受指圖事。

一、音信・贈答之事、假令押立たる祝儀たるといふ共、成程軽く其驗迄に可被仕候。其外者堅く可爲無用候。勝手不如意に無之面々にも、不入音信・贈答被相止尤に候事。

一、鷹之事、一向無益之品に候得共、勝手不如意に無之面々は、爲養生行步、鶴以下所持は各別に候。然共頭迄被及斷可被受指圖候。勝手不如意之面々は堅無用に候。乍然病氣之様子により、無據品も有之候者被及斷、是又可被任指圖候事。

一、先祖等年忌作善之事、おもき執行無用に被仕、軽く茶湯可被仕候。是以頭迄可被及斷事。一、諸勸進之事彌以可爲無用事。

已上

右御覺書之趣、並以御口上被仰渡候。品々委細得其意奉存候、以上。

元祿十年四月

何之 誰殿

誰 判

四月。初めて越中魚津郡代を命ず。

〔諸事起本〕

一、魚津郡代は元祿十年四月始て永原治兵衛被命、列金澤町奉行の次、料知二百石、與力五人、足輕四十五人。但、内五人手替附小者五人也。

五月十四日。山廻及び十村に命じて松山の保護を怠らざらしむ。

〔改作所舊記〕

松山之儀、山廻縮仕候へ共、松山以之外猥に候間、向後山廻り山を廻り候はゞ、山近在村々を罷越、肝煎印判を取可申候。肝煎有合不申候者、組合頭又は長百姓に而も印判取可申候。

一、十村共其組々松山あれ不申様、隨分可申付候。山あれ候はゞ、十村共無念に可罷成候。山廻之者共へもせこを入可申候。

一、往還並松根本、田地之方掘取申に付而、木ころび候間、前々之通付け足し可申候。

一、同道上口はぜんく悪敷罷成候間、向後は年々道之直り申様、道請取村々より作り可申候。

右は元祿十年五月十四日御郡奉行より申渡候由留あり。

五月廿一日。百姓に作物の種子を選択して保存すべきを命ず。

〔上田舊記〕